

平成 18 年第3回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成18年12月14日 開 議 午前9時30分

議 長

おはようございます。久元豊議員より病気療養のため欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長のご挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

町 長

開会に先立ちまして、一言お詫びを申し上げます。先の9月定例会におきまして、大西豊議員の仲南振興公社の監査についての質問に対しまして、まちづくり政策課竹林課長の答弁で、監査委員さんの判断は、これは会社の監査がやっていることであって、監査の対象としないといふことを伺ったことがございます。監査委員さんの判断による対応とご理解くださいとの答弁でありましたが、この答弁には疑義があると川原議員さんより申し出がありましたので、助役に命じ、当時の関係者に聞き取り調査を行った結果、1つ、振興公社に移行後は監査を実施していない。種々説明を受けたかもしれないが、監査に付されたことはない。当時、公社の監事が監査を行っているので、監査委員の守備範囲でないと理解していた、とのことであります。以上のことから、監査委員が監査の対象としないといった、と答弁したことは、監査をする立場からでなく、監査を受ける立場からの主観的発言でありました。前後の事情はどうであれ、その場の責任者の一人として、決まりにより監査しなければならないことになっておりますとの言葉が不足しており、誤解を招く結果となりたいへん遺憾に思っております。議会に不信感を抱かせるとともに、当時の仲南町監査委員をはじめ、関係者に多大なご迷惑と不愉快な思いをおかけいたしましたこと、深くお詫びをいたします。また今後このようなことのないよう、発言には細心の注意を払い、職員一丸となって信頼回復に努めてまいりますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

それでは改めまして、おはようございます。まんのう町議会第3回定例議会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご出席をいただきましてありがとうございます。年末を控え、何かと慌しさが増してきております。向寒の折柄、体調には十分注意をされ、くれぐれもご自愛していただきたいと存じます。11月から予定いたしておりました、各支所におきましての町長執務室、町長相談室につきましては、11月には私自身体調不良によりまして、現実にお断りをしたということになりました。住民の皆様にはたいへん申し訳なく思っております。12月からは予定通り行ってまいる所存であります。昨日も仲南支所の

日程第 1	町 長	方へ午後行ってまいりました。
	議 長	本日お願いを申し上げます知事提出議案 1 件、議案 1 6 件、認定 4 件、人事案件 1 件、慎重審議のうえご決定賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
日程第 2		これより本日の会議を開きます。
		報告します。議会運営委員長の辞任に伴い、委員長に川原茂行君、副委員長に大西樹君が選任されたことを報告します。
		日程第 1 議席変更を行います。会議規則第 4 条第 3 項の規定により、久元豊君の議席を 1 番に、山西毅の議席を 1 5 番にそれぞれ変更します。
		日程第 2 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。
	川原議員	議会運営委員長、川原茂行君。
		おはようございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。1 2 月 8 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、助役、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員が全員出席いたしまして慎重に審議をいたしました。
		はじめに委員長辞任に伴い、委員長、副委員長の互選を行いました。付託案件については概略説明とし、委員会において十分審議することなど、1 2 月定例会の日程において審議をいたしました。その結果をご報告いたします。
		それでは、お手元に配布されております議事日程第 1 号について、ご説明を申し上げます。
		日程第 3 会議録署名議員の指名
		日程第 4 会期の決定 1 2 月 1 4 日本日より、1 2 月 2 2 日の 9 日間といたします。
		日程第 5 議会報告
		日程第 6 町政報告
		日程第 7 一般質問、1 2 名の申し出がございます。
		日程第 8 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長
		日程第 9 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長
		日程第 10 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長
		日程第 11 交通対策特別委員会の委員長報告 交通対策特別委員長
		日程第 12 満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告 満濃池周辺整備促進調査特別委員会委員長
		日程第 13 知事提出議案第 1 号 まんのう町財産区議会設置条例の制定について 即決でお願いします。

川原議員	日程第 14	議案第 1 号	まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務常任委員会に付託
	日程第 15	議案第 2 号	まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	教育民生常任委員会に付託
	日程第 16	議案第 3 号	まんのう町自家用自動車有償運行事業に関する条例の一部改正について	総務常任委員会に付託
	日程第 17	議案第 4 号	字の区域の変更について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 18	議案第 5 号	まんのう町道路線の認定について（桶樋五毛線）	建設経済常任委員会に付託
	日程第 19	議案第 6 号	香川県後期高齢者医療広域連合の設立について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 20	議案第 7 号	香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更について	即決をお願いします。
	日程第 21	議案第 8 号	香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について	即決をお願いします。
	日程第 22	議案第 9 号	単独県費補助土地改良事業上井地区の事業計画の変更について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 23	議案第 10 号	平成 1 8 年度まんのう町一般会計補正予算（案）	総務常任委員会に付託
	日程第 24	議案第 11 号	平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第 25	議案第 12 号	平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第 26	議案第 13 号	平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第 27	議案第 14 号	平成 1 8 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第 28	議案第 15 号	平成 1 8 年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)	教育民生常任委員会に付託
	日程第 29	議案第 16 号	平成 1 8 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)	教育民生常任委員会に付託
	日程第 30	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決をお願いします。
	日程第 31	認定第 1 号	平成 1 7 年度琴南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算認定について 一般会計は総務常任委員会に付託、各特別会計は教育民生常任委員会に付託	
	日程第 32	認定第 2 号	平成 1 7 年度満濃町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算認定について 一般会計は総務常任委員会に付託、各特別会計は教育民生常任委員会に付託	
	日程第 33	認定第 3 号	平成 1 7 年度仲南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算認定について 一般会計は総務常任委員会に付託、各特別会計は教育民生常任委員会に付託	
	日程第 34	認定第 3 号	平成 1 7 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算認定について 一般会計は総務常任委員会に付託、各特別会計は教育民生常任委員会に付託	

日程第 3	川原議員	認定第 1 号から 2 号、3 号、4 号は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。 日程第 35 意見書第 1 号 森林・林業・木材関連産業政策の充実と国有林野事業の再構築に関する意見書（案） 建設経済常任委員会に付託 以上の日程で意見の一致をみ、午前 11 時 50 分、委員会を閉会いたしました。 以上で議会運営委員会の報告をおわります。
日程第 4	議 長	議会運営委員長の報告をおわります。 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 14 番 松下一美君、16 番 三好勝利君 を指名いたします。
日程第 5	久留嶋 事務局長	日程第 4 会期決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 12 月 22 日までの 9 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」） 異議なしと認めます。よって会期は 9 日間と決しました。 日程第 5 議会報告を行います。 事務局長、久留嶋一之君。 ご報告申し上げます。
		はじめに、組合議会関係につきまして、平成 18 年 10 月 5 日、平成 18 年第 2 回仲多度南部消防組合議会定例会が開会され、「議案第 1 号 平成 17 年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について」外 3 件の審議がされ決定されております。 平成 18 年 10 月 13 日、平成 18 年香川県中部広域競艇事業組合議会 10 月定例会が開会され、「議案第 1 号 香川県中部広域競艇事業組合副組合長の選任について」外 1 件の審議がされ決定されております。 平成 18 年 11 月 17 日、平成 18 年中讃広域行政事務組合議会 11 月定例会が開会され、「議案第 1 号 平成 18 年度中

日程第6	久留嶋 事務局長 議 長 町 長	讃広域行政事務組合一般会計補正予算」外2件の審議がされ決定されております。 次に、議会関係でございますが、平成18年10月26日、平成18年度香川県町議会議員研修会が開催され、議員18名が出席し、愛媛県松前町白石町長から「基礎自治体のあり方」、また東京福祉大学平山学部長から「今後の住民のための地域福祉をどのように発展させるか」について講演がありました。 平成18年11月8日から10日の平成18年度議員研修では、議員18名が参加し、交通対策について広島県三原市、島根県斐川町において研修を行いました。三原市では、大和町支所において旧大和町を範囲とするデマンドタクシーの取り組みについて、また斐川町におきましては、高齢者・障害者を対象としたデマンドタクシーの取り組みについて研修を行いました。 次に監査報告でございますが、まんのう町監査委員より平成18年8月分から10月分の一般会計収支、及び各特別会計収支の出納検査、平成17年度、旧琴南町、旧満濃町、旧仲南町、新まんのう町の一般会計、各特別会計の定期監査と決算審査、平成18年度 有限会社仲南振興公社の財政援助団体等監査の報告が参っております。お手元に配布のとおり、いずれも適正であるとの報告であります。 以上で議会報告を終わります。 日程第6 町政報告を行います。 町長、栗田隆義君。 それでは、第2回定例議会以降の町政の一端をご報告申し上げます。 10月の21日には、まんのう町合併の記念式典を行いました。香川県知事さん、また総務大臣代理の大西秀人さん、地域放送課長様や、各議員様、各種委員さんなど、多数のご臨席をいただきまして、盛大に行われました。また町花を梅、町木を花梨と決定し、植樹行事を行いました。また午後からは、浜村淳氏の講演にも住民多数の方がお越しをいただきまして、盛大に行うことができました。心から感謝を申し上げる次第でございます。また、今年の秋にも、数多くの行事が行われました。各地区での文化祭や公民館祭り、二宮忠八祭り、かりんまつり、太鼓台のかきくらべ等々、いろんな各地の特色があるイベントが開催され、それぞれの会場に大勢のお客さんが来場されました。こういったイベントに携わっていただきました多くの関係者の皆様方に、心から感謝を申し上げます。こういったイベントにつきましては、来年度以降、町民の一体性の醸成をどのように行っていくのか、総括を行ってまいりたいと思っております。また敬老会の開催や、高齢者慰問、敬老祝金などの支給を行ってまいりました。 次に、公共事業関係につきましては、琴南中学校、琴南小学校、仲南小学校、満濃南小学校の耐震工事や改築工事を行い、すべ
-------------	---	--

日程第 7	町 長 議 長	て竣工いたしております。今後も安心安全な施設への順次改修を行ってまいりたいと考えております。水道の未給水地域解消のため、前の川地区給水拡張事業工事の入札を行ってまいりました。また、県営中山間地域総合整備事業で、中熊営農飲雑用水供給施設が完成し、施設管理の組合が発足いたしております。土木関係、土地改良関係、林道関係の事業につきましても、順次竣工いたしております。また、土木の単県補助をいただき、交通安全施設として、町道新生間線改良工事の発注を行っております。 次に、防災関係につきましては、秋の防火週間にあわせて、琴南地区消防団で防災訓練、満濃地区消防団で防火パレードと夜間訓練、仲南地区消防団で山林火災防御訓練を行いました。また、県主催により三頭トンネル防災訓練が行われました。 次に、農政関係につきましては、国における農業施策の大転換が行われようとしております。これに伴いまして、品目横断的経営安定対策として、特定農業団体と集落営農団体として、ＪＡ各支店管内により、特定農業組合設立や農用地利用改善団体設立を行ってまいります。グリーンツーリズム推進事業といたしまして、琴南地区で行っております島が峰地区そば栽培体験におきまして、そばの播種、刈り取り、脱穀までの参加者は延べ８９名、川奥そばうち道場では、収穫したそばのそば打ち体験は、現在３０名が参加予定とされております。後１１回予定をいたしております。この参加者の大半は町外の方であり、そば打ちまで体験いただいております。これは農村地域の豊かな自然や文化を活用して、都市住民にゆとりや癒しの場の提供と地域交流により、地域の活性化を図っていくもので、これからも継続していかなければならないというふうに考えております。また、畜産共進会では、４名の方が金賞を受賞されており、心からお喜びを申し上げたいと存じます。次に、株式会社香川県中部流通センターにつきまして、ご報告申し上げます。昭和５６年１０月に中讃地域圏域内の青果物卸売市場の流通改善と生産農家経営基盤の確立等のために、丸亀市他１市９町により第３セクター方式で、行政５２％、卸売業者、これは香川県中部青果株式会社であります、４８％にて開設をいたしました。設立から２０数年が経過し、その間市場流通状況は大きく変貌いたしております。今回、民営化へ移行することが適切であると判断し、香川県中部青果株式会社へ株譲渡を行いました。出資いたしております金額、１６４２万６千円は、一般会計補正予算に計上いたしております。また１１月８日からの議員研修にも参加をさせていただきました。今後のまんのう町における交通体系を検討するうえで参考になることが数多くあったと思われて、非常によい研修であったと思っております。 以上、簡単ではございますが、９月定例会以降の町政の一端をご報告申し上げます。なお、町政報告につきましては、お手元にご配布申し上げますので、お目通しをお願い申し上げます。 町政報告をおわります。 日程第 7 一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。 １８番 川原茂行君。
--------------	-----------------------	---

	川原議員	まず、質問の第1点目。ちょうど本町合併以来、9ヶ月が過ぎました。平成の大合併、こういううたい文句でマスコミの中で取りざたされ、国もそのような形で推進され、まんのう町が3地域によって誕生いたしたわけでございます。しかしながら、この実態を見るとときに、私はやはり大きな問題が出てまいります。それまでは全国で3,200ほどの自治体がありました。この3,200ほどの自治体の中で、今非常に騒がれております夕張市、自主再建団体になっておりますが、この3,200自治体の中で、自主再建団体になる可能性が非常に高いと、こういう国の判断の中で、この平成の大合併が進められたらと思うっております。従いまして私どもは、財政再建合併とこのように解釈いたしておるわけでございます。ちなみに夕張市がどういう憂き目にあうか、昨日も言われておりましたが、市長の給与が70%カット、24万9千円、全国の市町の中で最低の数字と、こういう憂き目を見た時に、他の市民の方は大体想像がつくわけでございます。そこで行財政改革の進捗状況について、町長さんにお伺いをするわけでございますが、町長さんの施政方針の中で、行財政改革が本当に最優先すべきだとうたわれております。その中で今、町長さん自身が9ヶ月の歩みの中で、どの程度自分自身で思ったことが進められてきたか、この点をお伺いします。重点施策、行政財政も各一つ二つ、それで結構でございます。また18年度予算は、合併協議の中で進められたものがほとんどであったわけでございますので、次年度予算は栗田町長色が入ったものにならないかなと思いますが、第1は旧3町ですべてによって一本化しなければならない、この基盤づくりが町長に課せられた最大の課題であろうかなと思っております。健全な財政事業を図るための事務事業の選択、町内行事関係の一本化、公社等の統合等、検討段階から実施に向けて、計画的具体的な取組みをされていく時期に入っておると、私は思いますが、町長のご所見をお伺い申し上げます。 2点目につきましては、町長さんの公務の優先、選択順位についてをお伺いします。町長の公約、あるいは施政方針でも、住民との対話が掲げられていますが、町長就任以来、多忙な毎日を送られ、公務に専念されていることは十分承知はいたしております。特に最近、1週間の中でもほとんど町内にいることがないほど忙しい仕事にあらうと思っております。町長は政策の決定者であるわけでございます。また組織の司令塔でもあるわけでございます。そのためには常に住民の意見を聞く体勢でなければならないと思っております。先般の町長の移動窓口を見ても、2回ほど日程変更がございました。先ほども事情は聞きましたが、こういうことが度重なりますと、他に公務がないときに住民の意見を聞く、住民対話優先が1番最後になると、こういうようにとれるわけでございますので、そこでご提案を申し上げますが、公務の中で町長が出席すべきもの、助役が出席すべきもの、また担当課長が出席すべきもの、振り分けをできないか、私はすべきでないかと思っております。そして1週間のうち何曜日は町長、庁舎在宅、また移動窓口は月の何曜日というようにできないか、これはすべきでないかと思っております。住民対話を優先に、政策の迅速な処理に向け、体制の明確化を図られたいと思いますが、この点についてお伺いを申し上げます。
--	------	---

川原議員 議 長 町 長	3点目の件につきましては、先ほど町長さんのほうから謝罪がございました。この点は、内容を、私は一応本議会での謝罪と解釈してよろしいですかと、この点をお伺いして一般質問を終わらせていただきます。 町長、栗田隆義君。 川原議員さんの質問についてお答えを申し上げたいと思います。まず第1点目の行財政改革の進捗状況についてでございます。行財政改革への取組みについて、本年度に手がけた経過についてご報告させていただきます。まず、まんのう町の総務企画系の3課の役割分担の協議を発足直後に行いました。定員適正化計画は総務で行う。中期財政計画は総務で行う。新規プロジェクトの調査・立案は企画情報課で行う。現行施策の点検と見直しはまちづくり政策課が行政評価の一環として行う。行政改革につながる職員の意識改革に関わる研修はまちづくり政策課が行う。複数の課に関わる地域振興のための調査研究はまちづくり政策課が行う。組織機構改革につきましては、内容に応じた協議を総務、企画系3課が協議して行う。行財政改革は、全庁的に行政改革大綱、緊急改革プランを策定して、その計画に基づいて着手をするものであります。本町は本年10月2日に、まんのう町行政改革大綱推進本部を設立して、これら計画の立案に着手したところでございます。10月2日の行政改革本部の設立では、本部役員を委嘱して、その後、香川大学院の緒方俊則先生の講演を開きました。12月には課長補佐と係長クラスで構成する集中改革プラン等行政改革大綱の検討会を立ち上げて、実務レベルからの協議を進める体制を整えました。そして行財政改革の前提となります組織機構の研修として、指定管理者とPFIの庁内研修会を開きました。さらには12月に入札制度の調査・研究のため、四国整備局に伺う予定を立てております。残念ながら今のところ、行財政改革におきましては、目立った、こういうことを今やっておりますということは未だにできておりませんが状況でございます。次に平成19年度予算における旧3町間の一体性の醸成における事務事業の選択、町内行事の一本化等についてのご質問についてお答えを申し上げます。合併におきまして、旧町においての事業は、未調整の部分や暫定的に旧町の制度を継続していく事業、3年程度の調整期間を設けている事業などがございます。合併して1つになったわけですから、早期の調整を図ることが必要であり、住民の公平、不公平感を払拭することが重要であると考えております。事業の縮小、廃止、統合、新事業の切り替え等が図られるように、見直しを図っておるところでございます。しかしながら、それぞれの行事に参加させていただき、歴史、経過、住民の関わり等、すべてに思いが違っておりました。これらをどうするのか、非常に難しい問題ではありますが、住民のご理解を得ることが大切であり、順次行ってまいりたいと考えております。たとえば、文化祭や敬老会、慰霊祭などは、内容、時期は違っておりますが、毎年行っております行事から、住民の理解を得ながら一本化を進めてまいりたいとこのように考えております。 また、町長公務の優先、選択順位につきましてお答えを申し上げます。新しいまんのう町の町長として7ヶ月余りが経過をいた
--	---

	町 長 議 長 川原議員 議 長 町 長	しました。その間、旧 3 町間の融和、一体感の醸成を図るために、私は時間の許す範囲におきまして、各種会合や委員会、町内会はもちろんのこと、町内外の総会にも出席をさせていただきました。また町長室はオープンにしておりますので、多くの方々ともお話をしてまいりました。1 1 月からは各支所での町長室も行う予定でしたが、1 1 月におきましては、体調を崩しまして行えなかったことにつきましては、住民の皆様方に深くお詫びを申し上げます。1 2 月からは毎月第 2 水曜日の午後は仲南支所、第 3 水曜日の午後は琴南支所に出向いていくことにいたしております。昨日の仲南支所におきましては、午後一にすでに 4 名の方が来られておりまして、いろいろお話を伺わせていただきました。これまではすべての会合に出席を心がけておりましたが、今後は川原議員さんご指摘のように、助役、課長にも振り分けを行い、少し余裕時間を設けたいと考えております。 第 3 の質問につきましては、川原議員さんご指摘のとおりご理解をいただきたいと思います。 以上でございます。 川原茂行君。 まず行政改革であります、職員の意識改革が不可欠であろう、行政は最大のサービス産業であることを再認識すると、こう町長さんうたわれております。事務機構の見直し、こういうものをうたわれておる以上ですね、私はこの職員の定数の問題に触れた時に、今から 3 年間は採用しません、凍結しますと、5 年間なら 5 年間、凍結しますと、こういう考えがほしかったわけです。どうも将来的に 7 年 1 0 年の中で削減していくというのは、あまりにも住民に分かりにくい。だからここ 3 年は凍結しますよというようなお考えをお持ちになってほしいと思うんですが、それは町長さんが 3 年間凍結とか、5 年間は採用は凍結しますよというようなことは言えるのか言えないのか、この点についてお伺いいたします。 それともう 1 点、町長さんはいろいろ検討会というのをもちで、住民に広く意見を聞くと、こういうことになろうかと思っておりますが、見方をひとつ変えていただきたいこともお願い申し上げたい、と申しますのは、その各種団体の長が寄って、いろいろ問題を検討していただくのは、これは結構でございます。けれども、各種団体の長が果たして住民の総意なのかどうかというのも裏の面からお考えをいただく必要があるのではないかと、こんなに思っておりますので、この点についてのお考え方、たとえば 2 0 人のそれぞれの長たるものが、すべて町民の総意の中での長であるかどうか、表向きは長になっておるわけですけど、それがまんのう町民の総意かどうかというものをひとつお考えをいただきたいと、このように思っておりますので、その点もお願い申し上げたと思います。この点についてお伺いします。 町長、栗田隆義君。 川原議員の再質問にお答えを申し上げます。私のモットーは、やはり行政は最大のサービス産業であるというふうに思っており
--	---	---

川原議員 議 長 町 長	ので、その点を再度お聞きいたしたいと思います。この１点です。 町長、栗田隆義君。 川原議員さんの再質問にお答えをいたします。職員の採用計画におきましては、８年後の平成２６年度に２１６名、もしくはそれを以下として計画的な職員採用を行ってまいりたいと思っております。それにつきましては、各年度の退職者数等も十分分かっておりますので、今年の１８年度、１９年度には何名、２０年度には何名、２１年度には何名採用するというような計画も立てて、最終的に８年後には２１６名以下に抑えたいとこのように考えております。やはり何年か職員採用を凍結するという考えも１つの考え方ではあるとは思いますが、やはりその年代年代の方々が何人か職員でおられるというほうが、私は町政執行においてうまくいくでないかなということで、大量には採りませんが、毎年毎年何人かずつ少しでも決められた数を毎年毎年採っていききたいなというふうに思っております。今、庁内のほうでは採用計画というものを立てておりますので、一応何年度には何人採用するということもお知らせをしたいと思っておりますし、保育士、教諭、また保健師等の専門職は、今の現状の数を維持して、これ以上は採用しない。誰か専門職の人がやめられたら、それを採用するというのを原則といたしてありまして、調理員、用務員等の現業は今後原則として、今後は一切採用しないということで行ってまいりたいというふうに思っております。
議 長 川原議員	川原茂行君。 申し訳ございません。１点だけ申し上げたいのですが、今、町長さんが一般職２６０名、それに臨時の方を入れまして、この体制で今、町長さんは、どう現実の現場が動いておるのか、どうご判断されておるのか、この１点だけ申し訳ございません。
議 長	川原議員。川原議員君の質問はすでに３回を終わっておるので、この辺で留めていただきたいと思います。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。
16番 三好勝利君。	16番 三好勝利君。
三好議員	ちょっと今、意見があるようですから、その前にちょっと。
議 長	わかりました。質問受けとるきん、この回については町長、栗田隆義君。よろしくお願いします。
町 長	川原議員さんの質問にお答えします。現在１６０名を越すような一般職員の体制、また臨時職員の体制、今の現状をどのように考えておるかというご質問でございますが、これにつきましては、それぞれの職場で各職員一生懸命がんばっていただいておりますし、町民のサービス向上に向けて、今の体制で８年後に向けて順次減少していくというように考えております。
議 長	引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。
16番 三好勝利君。	16番 三好勝利君。

	三好議員	失礼しました。やっと順番がまいりましたので。私のお願いはそう難しいものじゃなくして、北朝鮮とかイラクとかそういうような誰が考えても分かりにくいのでなくして、この地域の内部のことでありまして、ほんとに私自身が浅学非才でございますので、そういう高度な質問はいたしません。ただ身近でありながら、一般常識の範囲でありながら実施されていない。もし実施するのであれば金もかかる場合もあるし、右のものを左、左のものを右に回せば金もかからないという単純な質問でございます。3点ほど質問させていただきます。 まず1点目といたしまして、これは国においても県においても非常に問題になっております少子化問題、それに関連して子育て支援策に関連してございます。子育て支援もたくさんの点がございますけど、まず子育て支援策に関連して、病院窓口の直接支払い制度というのが実施されております。町独自で素晴らしい制度です。それとまた今年からですか、16歳まで、義務教育の間は町で医療費を負担するという素晴らしい政策をいただいております。その中で、範囲が非常に狭いといえば丸亀、高松、この大きな都市部においては、すべての医療機関が整っております。ただ残念なことに、我が3町合併しても、まんのう町におきましては、子供に対する、乳幼児に対する設備が十分でございません。ございませんといえば、地元にはやはりそれなりの小児科の専門医院がありまして、非常に失礼な発言かと思われますけど、やはり高度な医療を求め、歯とか耳とか目とかいうのになれば、非常に欠陥しております。そういう中で、善通寺、丸亀の病院に行った場合に、いったんそこで立替払いをして帰ってきて、また書類をもらって、次の月に証明書をもらって、もう一度役場へ帰ってお願いして、それが振込みで入ってくるというように聞いております。担当課長とも2、3質問し、お願いしたんですけど、やはり医師会の問題とかいろんな問題があると、同じやるのならば、同じ喜んでもらえるならば、範囲を拡大して、その窓口で支払いを済ますと。なぜならば一人ならばいいですけど、2人、3人とおる場合に、家でみてもらえばいい、もしみてもらえなければその都度連れて行かなければならない。それと、病気は平日にするととは限りません。夜中、土日祭日、いつ起きてくるか分かりません。ましてやこの町長の近くの四條近辺、この辺だったら行っても近い、ただ、我々仲南地区、琴南地区でも奥の奥まで住んでおります。そういうところから出る場合に、医者に行くまでにも30分、40分、50分とかかります。そこでまた2、3時間待って帰る。2人を抱えて待っている。その状況を実際に担当者として見られたことがあるかないか、その辺で判断していただきたいと、私は強く要望し、そういう要求も受けております。 それがまず1点目と、2点目は、最近流行の小中学校うんぬんに関しまして、いじめ問題だとかいろんなことがなされておりますけど、私として質問させていただくのは、まずPTA、先生、教育委員会、どのような連絡網を取り、どのようなディスカッションをして会をやっているのか、それを全然していないのかどうかを1点。もう1点は、一番重要な問題のいじめ問題です。どのような状況になっておるか。それから部活動、通学路の安全確保の問題についてどのような対策、またどのような結果を出してお
--	------	---

	三好議員	られるか。なぜこいな質問しますかという、最近テレビで報道されておるように、あれだけ中央関係の優秀な教育改革に携わった方が、タウンミーティングにおいてやらせをやっており、また170キロも離れたところからタクシーを調達するようなばかげたような方がやっておるわけです。こういうのを生徒が見た場合に、果たして教育委員会を信用し、町を信用し、県を信用して勉強ができるかどうかと。もう少しやはり真剣に考えていただいて、国や県の言いなりだけじゃなくして、町は町単独独自の、やはりまんのう町は素晴らしい教育改革しとるなということをお願いし、また質問したいと思います。なぜならば今日もごらんいただくと、教育長、次長、課長と3名座つとる、ここに。他の課は全部担当課長だけなんです。これだけやはり教育関係は、国においても県においても町においても、やはり将来の人づくりということで、非常に重要なポイントになっておるわけなんです。ただ学校行つとるからそれでええ、いうんじゃなくして、将来のまんのう町を支え、県を支えるのはやはり十分な教育、また道德教育、それも家庭では十分できないというような時になった場合に、果たしてそしたらどこで教育を受けるかと、学校しかないわけです。学校は家庭が悪いんだと、家庭から言わしたら学校の先生が悪いんだと。やがて教育委員会が悪いんだと。ほいたら子供はどこに泣きついていくかという、子供は生まれた時はゼロなんですよ、はっきりいうて。自分である子は、俺は産んでくれいうた覚えはないと、親が勝手に生んだんだから親が責任とれと。というような子どももおります。実際に私もそうでないかと思ひます。実際に私もそうじゃないかと思ひます。教育長、次長、課長と3人揃てそこに座つとるわけですから、その辺の町の取組みを十分お考えいただきたいと思ひます。 3点目に、福祉行政でございますけれど、今までは、まあこれからもやと思ひますけど、高齢者の問題に関して、非常に行政もいろいろと取り組んでいただいております。それはそれなりに分かるんですけど、これからはまた、先ほど他の質問者の方にもありましたように団塊の世代と、戦後のベビーブームがどんどんどんどん世の中に出てきます。そういう中で、今までのような単なる福祉行政だけでいいものかどうか、年金問題以上のもので、非常にたくさん抱えておると思ひます。その中で町独自として、国県に準じた範囲以外は非常に難しいと思ひますけど、まんのう町といたしまして、やはり新町になったわけですから、素晴らしい、やはりまんのう町はこいな福祉行政に取り組んでおるのかというふうな形を持っておられるか、持っておられなければ私のほうから、こういうやり方もありますよというアドバイスをさせていただきたいと思ひます。以上3点でございますけど、担当課長、教育長、最後に仕上げとしてやはり町長のご判断をいただきたいと思ひます。なぜならば我々議会におきましては、多数の方がおります。町にしても県にしても、やはりある程度分別がついてばりばりやれるのは、1期目2期目の方には失礼ですけど、5年10年15年とかかると聞いております。ただし執行長の場合は、なれば次の日から執行権というのは持っておりますので、テレビなんかをご覧になれば分かると思ひますけど、10年15年の議員が寄つてたかつて1人の知事さん、市町、町長を向うに張って
--	------	---

	教 育 長	いっておるところでございますが、先般の事案が発生したことについては、臨時に調査も行いました。当然、臨時の教育委員会も開きまして、その件についてどういう対応をするか、児童生徒に対する対応の仕方、あるいは保護者に対する対応の仕方、そういったことについての協議もした上で対応をしていくのが現状でございます。その結果、いずれの学校にも大なり小なりのいじめ問題はあります。それについては、それぞれの学校が対象者、あるいは保護者も交えながら、適正な対応を行っているところでございますし、いずれにしても学校の中で、全員の教師が共有して見守りをしていくということを指導していくところでございます。なお、部活、通学の安全に関してですが、部活につきましては指導の先生が当然必須でついておるとというのが現状ですし、もしその先生に支障があれば、代わりの先生がついて指導をしておるとというのが現状でございます。通学の安全に関してですが、それぞれの児童生徒の通学に関しては、各学校におきまして、通学路及び通学時の危険箇所等を確認し、通学時の安全について指導して注意を払っているところですが、中学校の場合、部活がございます。で、部活の終了時間は今現在は5時、冬、まあ月によって日の長さによって夏時間、冬時間的なもので、今の現状は5時で終了ということになっております。また、本年度、県のスクールガードを4ヶ月ほど派遣いただきました。通学地域の安全について指導いただいたり、地域のボランティアによる安全指導のためのたすき等を各小学校に配布いたしまして、地域における子どもたちの安全安心といったことについて、ご協力をお願いいたしておるところでございます。現状は、各小学校ともにそれぞれの小学校で子どもたちを守るべく、高齢者の皆さん方から始まって、地域の皆さん方のご協力をいただいて、通学を安全に行っているのが現状と考えております。以上で終わります。
	議 長 町 長	町長、栗田隆義君。 三好議員さんの、高齢者への生涯対策についてお答えいたします。進展する高齢化社会に向けて、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度があります。一方で、健康で自己実現を望む高齢者が増加してきているのが現状であります。このような高齢者をはじめとするすべての世代の方々が地域の中でいきいきと活動できる環境づくりを進め、いつまでも健康で自立できるまちづくりや施策を展開する必要があると考えております。旧町時代から実施しておりました高齢者の生きがい対策、高齢者の能力活用、高齢者に優しい住環境整備等々の施策の充実、発展に努めてまいりたいというふうに考えております。まず高齢者の生きがい対策といたしまして、高齢者社会を心のふれあいのある明るく豊かな社会とするために、個人・家庭・地域社会が相互に連携したコミュニティ活動への積極的な参加の推進をしていきたいと思っております。2番目にまた、高齢者が主体的に地域と関わり、社会参加を通じて、豊かな高齢期を送ることができるよう老人クラブ活動の促進や幅広いボランティアの養成を行っております。3番目に、生涯学習機会、たとえば老人大学等でございますが、この充実を図り、生涯学習活動の支援及び生涯スポーツ、レクリエーション活動等、積極的な健康づくりを推進してまいります。

三好議員	やっぱり十分考えていただきたい。知恵はいくら使っても金はかかりません。そういうとこ十分検討して、早急にこれだけはなんとしてでもやっぱりなんとしてでも作り上げていただきたい。 それと２点目の学校問題ですけど、教育長からの答弁では、非常に詳しい内容の答弁をいただきましたけど、やっぱりいじめはどこでもあると思います。ある中央でも教育改革うんぬんで議論しておりますけど、素晴らしい日本でも超一流の方ばかりが議論しておるわけなんです。一流の方は、全国で見ても１割か２割ですよ、後の８割程度はまあまあ、５割から後の以下は我々みたいな人間ばかりがおるわけなんです。そういうとこで超一流の方が議論してもやっぱりその辺は非常に難しい点があると思います。学校は勉強するんに行くところです。それは分かります。泣く泣く毎日しょうがないから学校行つとる、義務教育ですから、法で定められた分で行つとる。そういう生徒もおるわけなんです。ですから一般的に、一般的な問題でなくして、そういうもんにも十分耳を傾けていただいて、もしできるなら、うちの学校３つも４つも空いとるわけなんです。非常に難しいと思いますけど、親と先生、生徒、町とも協議の下で、もしできるならそういう教室を活用することも１つ方法だと、これも知恵なんですよ、新しい建物建てるわけじゃなくして、今の校舎を利用して何とか救済してやると、これはほんとに登校拒否などを起こしておる親に聞いてみますと、仕事どこじゃないと、何よりつらいと、ほんとに。子どもは何とも思っていないと。さっきも言うたように、俺は別に生んでくれ言うた覚えはないと、親が勝手に生んだんじゃないかと、親が責任取れというような子どももおるわけですから、ほんとに勉強だけ、勉強だけでうんぬんやっても、今のようない親が子を殺したり、子が親を殺したり、子供同士がいがみ合ったり、非常に経済的な成長とやらはらに、貧しい世の中になっております。これなんかも、金をかけずに何とか知恵を出して、やっぱり町独自のさっきも言うたように、この議会でも３人も座つとるわけですから、それだけ重要ポストになつとるわけですから。予算面もあると思いますけど、仕事も十分考えていただいて、やはりまんのう町は素晴らしいのという教育をお願いしときます。そして、ましてや部活問題ですけど、旧仲南地区におきましては、非常に部活が盛んで、全員が部活、それは学校の先生、それからＰＴＡ、町との協議の下ですけど、一時は全員丸坊主でございました。丸坊主で学校行っきょるんは、おそらく全国でもまずなかったでしょう。ただし、武道の面においても、おそらく地域でも発揮し、そこそこの学校においても入学率でも全県下でもトップクラスと聞いております。ですからやり方ひとつによれば非常にええ教育ではないかなと思っております。なぜなら部活というのは、先輩後輩がおって、チームメイトを組んで、良かったな悪かったなと反省して、良かったら喜びで泣き、悪かったら悪かったで泣き、やっぱりそういう中で協調性ができ、先輩後輩上下の役割がはっきりできます。ですから、ぜひとも一足飛びには無理とは思いますが、十分指導者として、その辺をＰＴＡ、生徒に分かっていただいて早急に解決していただきたいと、私はいちばんベターやと思います。ただやっぱり、先ほど申しましたように、家庭は忙しい、そういう中でやっぱり、やるんやったらもう学校
------	--

	三好議員	しかないという意見も出てきております。学校の先生はやっぱりその道のプロでございますから、家庭の場合はやっぱり働いて稼いでくるのが、その家の親父の役目ですから、子どもの教育も大事ですけど、いちばん重要点は、学校の教育でなかろうかなとそのように思っておりますので、ぜひとも今後どのような内容になるか分かりませんが、ぜひともできるもんなら近づけていきたい、いただきたいとこのように思っております。 第3点目の福祉行政ですけど、町長の方から立派な回答をいただきまして、我々もやはり思うんですけど、高齢者率19.9%、全国で約20%だそうです。その中で、ほんとうに動けない人、寝たきり老人とか介護がいる方は15%、後の85%は元気な、こういうのが団塊の世代、どんどん出てくるわけです。年金問題、医療問題、いろいろあります。ですから、年金をもらうとか、社会保障をしないとこういうのではなくして、今さっき町長さんが申されてましたように、地域で働き場所を何とか確保する、そういう制度を何とかつくってはどうかということが叫ばれております。これもやはり知恵です。若い時には高松、大阪、神戸というふうに出れますけど、やはりふるさとに帰った場合に、その近いところで手の範囲の距離ぐらいで、何とか働き場所を、町なり県なりつくっていただいて、そこで年金だけじゃなくて、やはり働いて金をいくらか儲けていただいて、その中から税金をもらうというふうな方法も1つの方法でなかろうかなと、そういうふうに思っております。少子高齢化、少子高齢化、明けても暮れても同じことばかり叫んどるわけですから、少し角度を考えてやっていただきたいなと、そのように思っております。そういう点で、非常に厳しいかと思えますけど、絶対に窓口の支払い制度をまず実現していただきたい、それとまた受付のカウンターにおきましてでも、やはり子どもさんを連れて相談にきた場合には、たいした金やない、風船のひとつも握らすと、そういうあたたかい子育て支援の一端を見せていただきたいし、また子どもさんを連れて来ても、カウンターのとこ危ないですよ、行政マンと話しよる時、横へちよつとしたベッドでも置いてあげる、そういうぐらいの気持ち、配慮はぜひ、金がかかるわけではありませんので、ぜひやっていただきたいと思います。先ほど2点目の学校問題の中でも私がお願いしたとおりでございます。3点目の福祉行政ですか、トップから回答をいただきましたので、そのように近づけていただいて、また最近各地区でやっておりますように、高齢者だから何でもいいというんじゃなく、お出かけの時にはこういうファッションはどうですか、こういう化粧もどうですか、ヘアスタイルどうですかと、そういうふうな講習会もやるのも1つの方法だと思っております。高齢者の方、皆小遣いも、金をたくさん持っております。そういう中でやはりできるだけ遣っていただく方法と、ある地区で社交ダンスも今盛んにやっておりますけど、この前も県の大会で、約千名ぐらいの前で発表したそうでございますけど、その服装を見たときに、皆さんがほんとにわっという歓喜の声が出たぐらいでございますので、ただしそういうな服装は、普通散歩するとか、作業するときに着ては、ちっとおかしいんじゃないかと言われますけど、やっぱり場所は場所です、TPOですか、そういう点の指導も私はいいと思います。ただ温泉に送る、これも
--	------	--

	三好議員	1つの方法、ゲートボールする、あれをするというのも1つの方法ですが、やはり少し違った角度で、やはりできるだけお金を遣っていただかないかんし、やっぱりいろいろと福祉行政、変わってきたなという一端を、ぜひとも金の非常にかからない方法でやっていただきたいと思います。以上です。
	議 長	町長、栗田隆義君。
	町 長	三好議員さんの再質問にお答えをいたします。 乳幼児の医療支払いにつきましては、まんのう町におきましても子どもたちを産み育てる、これをやりやすい環境を作るということを、町としても重要施策といたしておりますので、今後、関係機関、またこの問題につきましては、我が町だけでやるのは非常に難しゅうございますので、近隣市町村とも十分連携をとって、そういう方向に進めてまいりたい、努力してまいりたいと思います。
	議 長	また、3点目の高齢者の生涯対策につきましては、三好議員さんご指摘のように、ほんとに元気なお年寄りがたくさんおられます。これからの団塊の世代の退職等によりまして、今一層増えてくるように思うわけですが、そういった元気なお年寄りの方々が、生きがいを持って、このまんのう町の発展のためにいろいろがんばっていただけるような、こういった施策を知恵を出して、今後とも考えてまいりたいと思いますので、どうかいろいろまたお気づきの点等ありましたら、アドバイスをいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
	三好議員	三好勝利君。 非常に、トップとしての回答をいただきましたので、十分でございます。それに近づけて、即一足飛びにすべて全部というわけではなくして、1つからでもできる分から片付けていただいて、やはり新しいまんのう町を預けた町長だと言われるだけの、また新しい町になって執行関係の人事異動もなされたわけですので、今すぐというわけではなくして、将来的にはやっぱり私がお願いしたような配慮もしていただいて、どっから見ても万全とは言えませんが、それに近いような線を出していただきたいと思います。以上で回答は結構です。十分お願いしときます。ありがとうございました。
	議 長	議場の時計で10分、11時10分まで休憩をいたします。 休憩 11時00分
	議 長	休憩を戻して、会議を再開いたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 再開 11時10分 2番 小亀重喜君。

小亀議員	議席番号2番 小亀重喜です。発言の許可をいただきまして、通告書のとおり一般質問を行わせていただきます。 冒頭から砕けた会話分の引用で、誠に恐縮ではございますが、「合併して何か変わったか。」「新しいまちになってもなんちゃええことないのう。」「来年も再来年もこの調子で行くんかいな。」今巷では、住民の皆さんからこんな会話が聞こえてきます。これは町行政に対し、常々厳しい意見を持つ一部住民の発言ではなく、ごく普通の一般的な感覚の方からの率直な意見が、このような会話に集約されていると思われます。合併からすでに9ヶ月経過しましたが、合併初年度である本年18年度につきましては、混沌、混乱の中で人・もの・金、言い直せば職員・事業・予算について、寄せ集めの、場当たりの状況を住民の皆さんも理解し、猶予を与えてくださっているのかもしれませんが、しかし、来年こそは本格稼動と、平成19年度の町政運営に対する住民の皆さんからの期待、そして不安は想像以上に大きく膨らんでいることを認識しなければなりません。過日の選挙で、町長は住民に対し、新町に夢を託せるがごとき多くの公約を掲げられ、当選を果たされました。公約とは、選挙を乗り切るための抽象的なリップサービスではないはずです。必ず果たさなければならぬ住民との約束である、私はそのように理解しております。しかし、現況を見る限り、残念ながらその約束が守られているとは言い難いのではないのでしょうか。今回の私からの質問は3項目です。先ほどの川原議員の質問と一部重複いたしますが、まず、次年度、平成19年度の予算編成について、次に組織/機構改革について、最後に住民参加と住民自治について、いずれも早期にその約束を果たすため、町長並びに町執行部が、次年度に向けどのような具体策を持って取り組むおつもりか、その視点にて本意を確認いたしたく考えるものです。ご答弁に際しましては、できうる限り、いつまでに、誰が、どの部門が何をどうやって、時系列、業務主体、方法を明確にしたご回答を明確にしたご回答を賜りますようお願い申し上げます。 まずは次年度、平成19年度の予算編成についてお訊ねいたします。 町長は上述の公約の中で、まず最初に「行財政改革を推し進める」と述べられていました。事業を見直し、選択と集中を図り、ムダをなくす。新町町民一人当たり70万円の借金を、けっして先送りにはできないと、力強く宣言されてきました。しかしながら現状を眺めるに、事業の見直しは本当に進んでいるのか、住民にとって優先度が高い課題とは何かを、どのように捉えられているか、それが見えてきません。選択と集中とはまさしく、何を残し何をやめるか、そして新たに何に取り組むのかを明示することだと考えます。次年度に向け、一律的な予算目標ではなく、具体的なテーマを掲げ、必要とあれば重点事業枠のような特別枠の設定も必要なのではないのでしょうか。19年度予算編成に関わる最初の質問として、予算編成における基本方針・重点事業について、お考えをお示ください。 次に、歳出を抑えるための方策と歳入増のための具体策です。まず、歳出予算の精査、並びに事業費の削減見通しはどこまで進
------	--

小亀議員	んでいるのか、その経過と状況を御開示願います。また、地場産業の活性化、観光拠点の有効的連携などの推進策も列挙されておりましたが、次年度、具体的にどの程度の歳入増が見込めるとお考えなのか、ご提示ください。さらに、本年度予算の上では、旧３町間での公平性を期するための論議がけして十分だったとはいえ、少なからず偏重が見受けられたのではないのでしょうか。地域間格差を図り、住民理解を得るための評価軸をどのように設定するか、そしてそれを如何様に予算配分に反映するか、各地域、旧３町間における予算の公平性/適正化を実現するための方策について、ご回答願います。 最後に、予算編成の透明性の課題です。自治体の大小を問わず、先進自治体では、予算編成の過程をオープンにし、予算要求、ヒヤリング、査定結果と、各段階を追って、速やかに広く情報公開し、中には予算要求に対する住民の意見募集にまで踏み込まれている例もあります。予算編成過程の情報公開について、必要性をお感じか、またどのように取り組まれるか、お考えをお聞かせください。 次に、組織/機構改革についての質問です。同じく町長が主張された、「効率的な執行推進」を実現するためには、行政組織/機構についても再考が必要ではないのでしょうか。ただ、組織/機構改革を論ずるためには、まず、現在のそれが種々の目的に対し適正なのか、効率的であるのか、見定めるところからスタートしなければなりません。そのためには、行政評価の導入は避けては通れない課題だと考えます。９月定例会での一般質問において、「マネジメント機能をどのように稼働させるか。」という、私からの問いかけに対し、「今後の行政評価の中で必然的に検討する。」との、ご答弁を頂戴いたしましたし、また、過日、１２月５日に開催された総務常任委員会にて、まちづくり政策課からの「まんのう町行革大綱推進計画」に関わるご説明の中でも、行政評価の取り組みについて触れられていました。もちろん行政評価制度を導入するにあたっては、様々な壁があると思われます。政策・施策・事業の体系化をどう図るか、住民満足度をどう把握するか、評価指標はどのように設定するか、評価結果をどう事業の見直しへ反映するか、職員の作業負担増をどう解決するか、しかし、なによりも重要なのは「職員の意識改革」をどう進めるか、という問題だと思います。当町が取り組む「行政評価制度」のアウトラインと導入スケジュールに関して、特に、最初にして最大の課題である職員の意識改革を軸に、どのように取り組まれるか、考えをお聞かせください。 また、職員の意識改革こそ、スキルアップにも直結するものだと思いますが、今一度、行政職員にとって必要なスキルとは何か、を見直す必要があるのではないのでしょうか。これまでの一極集中型・中央集権型のフレームの中では、国なり、県なりの一律的な施策との整合性に重点が置かれ、目前の問題を解決するチカラ / 事後処理業務に長じることが重んじられたのかもしれない。しかし今後は、過去の事例に囚われることなく、地域の将来展望を共有できるチカラ、問題発生を予防するチカラ、いわば課題発見
------	---

小亀議員	能力を備えた行政職員が求められるのではないのでしょうか。若手職員と接すれば、今現在も、制度改正等の折など、関連業務について、それなりの研修は行われているようにお聞きするが、従来型の受身的な枠組みを超えていないように思えます。また、庁舎の中に居ては見えなくとも、住民の生活に一步踏み入れれば鮮明に見えてくることもたくさんあるはずです。 他の自治体では、地区の要望により、最寄の公民館や集会所等へ出向き、行政サービスの説明を行う「出前講座」などに、若手職員を抜擢し、地域の声を聞くと同時に、プレゼンテーション能力を高める機会を設けたり、要望がなくとも、一定期間、各課の職員による居宅訪問等を実施しているケースを耳にします。これら全て、事が起こった後で、住民が窓口を訪ねて来られるのを待つのではなく、先行して住民ニーズを捉えることを可能にする、価値のある職員研修・教育手法だと考えます。次代の要請に応えられる行政職員像をどうイメージし、また、スキルアップ・育成について、そのプログラム、今後の進め方について、ご回答願います。 次に、今後の行政評価制度の導入や職員のスキルアップに期待を寄せつつ、今、早急な見直しが必要と思われる業務の分掌、連携の見直しなど、組織に関わる個別的な課題について、総務課、企画情報課、まちづくり政策課、及び教育委員会の業務の所管/分掌を例に、言及したいと思います。 先ほど触れました行政改革推進に関わる業務は、本部組織の設置が描かれてはいるものの、その実態は まちづくり政策課がコントロールタワーとなっております。自らの身体にメスを入れるという作業は、各課いたるところで拒絶反応の嵐が待ち受けているはずです。他部署において、この業務を一担当課の業務として認識されては、この先、推進や展開は見込めないのではないのでしょうか。カタチだけではなく、実質的にも「町長直轄」のプロジェクトとして再構築する、もしくは総務課管轄とすることが望ましいと考えます。 続いて、交通関連業務について。将来の交通体系の模索・策定については、現在の分掌：企画情報課管轄が相応しいと思われるが、道路行政・交通安全対策等、現時点での交通関連施策は、防災・防犯との接点も深く、総務課業務として包含する方が好ましいのではないのでしょうか。 最後に自治会関連と社会教育関連業務について。自治会再編に関しては、まちづくり政策課にて、また各地区の公民館活動や体育・文化活動は、教育委員会社会教育課にて、鋭意、取り組まれています。この2つについても、切り離すことができない、ひと塊りとしての「地域社会活動」だと思います。同列には論じられないのかもしれませんが、都市部の自治体では、「市民部」もしくは「市民課」のような部局を設け、自治会及び社会教育関連業務を束ねるケースが多々見受けられます。考えますに、区分が容易な地域社会活動を同一の部署/部門がカバーすることは、何ら問題がなく、むしろ、全体観の中で捉えることができ、有効か
------	---

小亀議員	と思われませんが、不可分なそれを複数の部署で担当すれば、必ずといっていいほど、業務が抜け落ちたり、無駄やムリが発生するものと思われま。もちろん、組織再編の際には、常に「もう暫く様子を見てから判断」という意見がつきものですが、様子を眺め過ぎれば「遅きに失する」という側面も、これまた真理だと存じます。現在の行政組織・機構と所管業務について、早急に見直す必要はないのか、町長のお考えをお示し願います。 次に、住民参加と住民自治についてお尋ねいたします。 まず最初に、多くの住民の皆さんが、聞き慣れない言葉ゆえに、印象に残り、期待を持っている、町長が言明された「パブリックコメント（意見公募）」の導入について。この半年間、一部委員会において、委員公募の際、意見を添えての応募を募ったケースはあっても、パブリックコメントらしき本格的な動きが始まらないことに住民の皆さんは、落胆しているのではないのでしょうか。 総務省のwebサイトから引用するまでもなく、『パブリック・コメントとは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、その案に対して広く住民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う』という、まさしく情報開示と意見公募を実現するための手続です。さらっと聞き逃してしまいそうですが、パブリックコメント制度の重要なことは、「行政機関が案/プランを先に公表すること」です。叩き台がなければ、住民は意見を申し述べるにも、判断が出来ないわけです。なるほど、各種委員会に委員として選ばれた方、委員会に参加された方は、その場にて、町長や町執行部のプランを伺い知ることができますが、多くの住民には、その機会がなく、政策実行が決定された時や、最悪の場合、政策が実行される時点で、初めて知らされる、そのような状況、弊害を少しでも改善するため、パブリックコメント制度は、大きな機能を果たすものと思われま。 パブリックコメントの導入に当たっては、当然ながら、インターネットやホームページなど、IT技術の活用を抜きにしては語れません。「もし殆ど反応がなかったら。」という、労多くして報われず、という不安や、逆に、意見が予想以上に寄せられた場合の返答、また、悪質なカキコミや掲示板荒らしのようなトラブルの際など、対応面での不安、導入に際しては、確かに不確定要素がありますが、漂着する膨大な情報の中、文字通り玉石混交の状況において、宝を探し出す、という気概がなければ、パブリックコメント制度は実現しないのではないのでしょうか。現在、健康生きがい中核施設、中学校の建替え等、解決すべき大きな課題を前に、町長はじめ行政機関の明確な意思を知りたい、そして、それに対し建設的な意見を述べたいと考えている方、即ち、まんのう町の良心と目される方々に対し、その発言の場を早急に用意すべきだと考えま。町長・執行部が思い描く、当町での「パブリックコメント制度」のカタチやあらまし、そして、実施・導入スケジュールについて、ご回答願います。また、導入に当たり、現
------	--

小亀議員	段階で何かが障害になっているのであれば、その原因についても御開示ください。 次に、各種委員会における民意の反映についてご質問します。9月以降、それぞれの部門において、ようやく委員会、審議会が設立され始めていますが、その実情は、各委員に委任状を交付、委員は自己紹介と若干の意見を延べ時間修了、というケースが大半ではないでしょうか。本来であれば、マスタープランづくり・大綱的な計画策定のための委員会と地域・場所が特定される具体的な施設整備のための委員会、また初回検討のための委員会と、再検討のそれでは、その目指すべきゴールが異なるわけであり、自ずと委員会編成や運営手法について考慮が必要なのはです。しかしながら、いくつかの委員会に参加・出席させていただいて感じることは、どの委員会も押しなべて同様のスタイルで進められているようにお見受けいたします。また、各種委員会が出された意見とは、決定権を持つものでなく、あくまで参考となるもの、その位置づけは理解していても、結論を導き出す過程において、どの部分に反映されたのか、もしくは、参考にはしても反映は出来なかったのか、それを明確にすることは、事務局が各委員諸兄に対する最低限の責務だと考えます。また先述のパブリックコメントにも繋がりますが、委員会での検討結果・審議結果を、委員以外の住民に速やかに知らせていかなければ、委員会そのものがブラックボックスと化する危険性もあるのではないのでしょうか。 「様々な意見を反映したい」と言いながら、大半の委員会は、今年度末、来年度中を期限と目されており、多くても後数回の委員会開催というのが現実です。その中で、いかに委員会運営をブラッシュアップし、ゴールへと導いていくのか、各種委員会運営の改善について、どうお考えか、ご回答ください。 最後の質問として「住民自治を確立するための方策」についてお訊ねします。「困ったときのカミだのみ」…この「カミ」とはお上、即ち役所を意味しているのかもしれませんが。住民とはある意味、勝手なもので、行政組織・職員のスリム化を要望する一方、公的サービスの低下に対しては断固として反対する、これはまんのう町だけではなく、多くの地区地域に見られる合併後の状況だと思われます。危惧しますのは、昨日まで役場主導でやってくれてたサービスが、「後は皆さんで。」と、ある日突然ハシゴが外され、住民が右往左往する、という状況です。今こそ重要だと思うのは、パラダイムの転換を住民に深く理解して頂くことだと感じます。現在、大多数の住民は、公的サービスと行政サービスを同義語だと理解しています。ここに大きな誤解があり、その誤解をしっかりと解きほぐし、相互扶助の考え方を十分に浸透させることが何よりも大切であると考えます。 執行部におかれては、自治会の再編という大きな課題に着手し、今、新町での自治組織がカタチづくられつつある、このことは、大きな第一歩であると敬服いたします。しかし、失礼ながら、それはあくまでも前提条件を整え、スタート台に立ったという通過点だと思います。自分で行えることは自分でする「自助」、自分でできないことは隣近所で助け合って解決する「共助」、それでも出来ないことのみを行政が行う「公助」、この『補完性の原理』に基づき現在の公的サービスを分解し、「共助」「公助」に相
------	--

	小亀議員 議 長 町 長	当するサービスを公的サービスと位置づけ、「共助」の部分、段階的に各地域活動に下ろしていくというステップが必要だと思われます。この激動の中、町行政に望まれることは、「住民主体」や「権限委譲」という、耳障りのいい言葉で切り抜けるのではなく、「地域」という行動主体が、自身で出来るようにサポートし、自立するまでの道筋を描くことではないでしょうか。「住民参加」という言葉が死語となり、「協働」が、当然の如きまちづくりのベースとなるよう、住民自治の確立に向け、今後どのように取り組まれるおつもりか、町長ならびに執行部のお考えをお示してください。 以上、平成１９年度予算編成、組織/機構改革、住民参加と住民自治について、の３項目について、誠意あるご答弁をいただきますようお願いいたします。 町長 栗田隆義君。 小亀議員さんのご質問にお答えいたします。 平成１９年度の予算編成に関するご質問について、まずお答えいたします。平成１９年度予算編成につきましては、現在編成作業に着手いたしておるところであり、１０月初旬に、予算編成方針を定め、現在各課よりの予算見積書の提出を受け、１２月中の取りまとめ、１月２月の予算査定を経て、２月下旬に平成１９年度予算の成案の策定を行うことといたしております。 平成１９年度予算編成の基本方針といたしましては、県下の厳しい財政状況を十分に認識し、国、県の制度改革や、予算編成状況、地方財政計画等見極めながら、合併による行財政改革をより一層推進するとともに、将来にわたり健全な財政運営が図れるような体制の確立に努力し、新町の基本理念であります誰もが住みよい、住み続けたい町の実現に努めると考えております。具体的な重点事項といたしましては、事務事業の見直し、行政改革の取組み、新町建設計画の推進、重点事業、独自施策、合併事業等への取組み、公平負担の原則、スクラップアンドビルド、サンセット方式、公の施設の取り扱い、予算枠の設定等の事項を挙げて、予算編成を進めております。 歳出の抑制といたしましては、事務事業の見直しにおいて、既存事業内容を十分精査し、従来からの継続だからといって、引き続き事業を行うのではなく、事業の縮小、廃止、統合、新規事業への切り替え等により、行政事業に沿った事務事業に取り組む事といたしております。また、歳出枠の削減目標といたしましては、平成１８年度当初予算に対し、一般財源ベースで、事務的経費を除き、投資的経費で１５％削減、経常的経費で１０％削減、それ以外の経費３％削減を目標に、削減を図りたいと考えております。なお政策的、重点的施策、合併事業などの臨時的施策には別途、事業費枠を設けたいと思います。歳入につきましては、各種施策の検討に入った段階であり、平成１９年度の歳入に直接すぐに反映することはないのではないかと考えております。しかしながら、現在、国が進めております、一部税源委譲、交付税改革、譲与税の見直しにより、大幅な歳入構造の変化がみられることは避
--	-----------------------------------	---

	町 長	けられないというふうに考えております。旧３町間の格差是正につきましては、合併協議会の時間が短時間であったこと、合併自体を優先する傾向から、未調整、３年間程度の調整期間を設けている事業、暫定的に旧町の制度をそのまま残した事業等の積み残しの懸案事項が多々ございますが、合併して１つの町になった以上は早期の調整を図る必要がございます。住民の不公平感を払拭することが、まず重要だと考えておりますので、暫定的な事務事業の早期解消を図れるよう指示をいたしております。従いまして住民の理解を受けられたうえで、制度の縮小・廃止・統合、新規事業の切り替え等が図られるよう、現在見直しを図っております。 最後に、予算編成の当面制の課題についてであります。予算編成にあたっては、予算に民意を十分反映するように努力することが重要であり、予算策定自体は、あくまで事務的な手続きであり、予算作成段階では、すでに事業の形態を整えているわけがありますので、これを取捨選択し、実施に向けた最終的な決断をするのは、町政を預かる者の責務であるので、今の段階の情報公開については、現時点では考えておりませんが、今後検討させていただきたいと思っております。あくまで必要な事柄は、その前段で住民の意見をどのように汲み取り、事業としてどのように取り組むかが重要であり、そのため直接住民の声を聞く機会を増やすとともに、住民参加の町づくりが図れるような体制、機構づくりが何より重要であり、急務であると考えております。新町発足より約１０ヶ月近くを迎え、私が町長に就任してから８ヶ月近くを迎えており、その途に就いたばかりであります。問題点も多く早急な見直しを図りたいと考えております。小亀議員さんをはじめ、議員各位のご協力を心からお願い申し上げます。 次に、行政の効率的運用に向けての機構改革について、お答え申し上げます。まんのう町の合併は、行政の効率化を図り、言下の厳しい財政状況の中で、小さい町では効率化に限界があり、少しでも効率化を追求すれば、合併しかないとの状況での新町の誕生ではなかろうかというふうに思います。そして今、新しいまんのう町をどのような町にし、子どもたちに伝えていくのか、行政に携わるものの責務だと考えております。現在の本町の組織機構は、合併時の時間的な制約もあり、旧３町の組織を継承し、成熟した組織とはなっていないのかなというふうにも思います。ご承知のとおり、国・県は行財政改革を推し進めております。少子高齢化は、もう現実のものとなっておりますし、それに伴い住民のニーズは、その時々で変化をしております。また２００７年問題も、本町においても他所事ではなく、今後５年ほどで幹部職員の退職も多くなり、職員の削減も必然的に図られますが、行政を熟知した職員の不足という問題も発生いたします。これらの諸情勢を考慮すれば、行政機構改革は喫緊の課題であります。そのためには、より効率的な組織機構を検討するため、現在発足させております行政改革本部を中核として、検討を進めていく必要があるというふうに考えております。併せて、住民の直接の意見を聞くことも重要でありますし、議員各位のお考えを聞かせていただく必要もあると思います。住民の意見をお聞きする方法は、アンケート的なものが良いのか、ワーキンググループ的なものをつくるのか、出前型の集会を開くのか、いろんな方法がありますが、どのような方法が本町にあっているのか検討したいと思ってお
--	-----	---

	町 長	ります。町長就任1年目ということもあり、また新町誕生後すぐという状況から、早急な組織改革・組織機構への着手は熟慮いたしておりましたが、来年度は私の主導の年と位置づけて、行政組織機構・名称、また所管業務等見直し、効率的なまちづくりに取り組みたいと考えております。 次に職員のスキルアップをどう進めるかについてお答えをいたします。まんのう町の行政改革は、職員による自己改革を目指しております。職員自らが行政目標を設定し、自ら設定した評価基準により、その成果を位置づけることとしております。それには、取り組むべき課題を発見する能力と、行政能力を掲げられる価値観を持たなければなりません。直属の上司と十分相談をして、一人ひとりが価値基準を持って、目標に向かって努力する町役場を目指そうといたしております。そのためには職員の学習能力を高め、自己計画を行うこと、そのためには職員研修が最も重要になってくるといふふうに考えております。自己点検した施策を課内で議論し、全体で評価する、そして外部評価に回すべきものを選択することを構想いたしております。その過程を経て、事務事業や施策の統廃合を進めてまいります。そして、その評価する視点といたしましては、住民満足度を中心に考えることとなろうかと思えます。住民満足度の測定手法は、事務事業や施策により、様々なものとなってくるといふふうに考えております。その手段として、説明能力、会議を効率良く、また円滑に行うノウハウを身に付けなければなりません。人前で手際よく話せる、分かりやすく文章を書ける、パワーポイントを使いこなす、表やグラフを駆使する、新聞や専門誌を引用するなど、得意不得意はあっても何らかの表現手法を身に付けることが重要と考えております。職員は、自己啓発計画と所管事務の目標管理と日々対話することになるはずであります。自己啓発を行える職員を一人ずつ育成していくことが重要であるといふふうに考えております。そのためには、各種の研修を積極的に行ってまいりる所存でございます。 次に、住民参加と住民自治についてであります。パブリックコメントにつきましては、施策案ができましたら、それを公表して住民からの意見を求め、それを反映させるという手法でございます。どういう施策を対象とするのか、公表の方法は、それへの回答をどのようにするのかという庁内としての仕組みを設けることがまず必要と考えております。パブリックコメントの制度化を集中改革プランの中で検討する予定でございます。この検討会で職員間の理解を深めて、必要性が浸透するように進めてまいりたいと考えております。健康中核生きがい施設や中学校の改築等など、大きなプロジェクトでの活用はもちろん、男女共同参画や全町イベントの運営手法などでも活用すべきといふふうに考えております。手がけやすい施策で、まず実験をいたしまして、本庁、地域で受入れしやすい手法の探求に努めてまいりたいと存じております。ただパブリックコメントも数多い住民参加の1つの手法であり、住民が自分たちの町の行政に関わる意識が重要であるといふふうに思います。それには自分たち町への誇りと愛着心が育つことが基礎となります。新まんのう町を自分の町と思い、全町民が1つの心でつながるよう町を運営する知恵を結集してまいりた
--	-----	---

	町 長 議 長 小亀議員	いと考えております。どうか議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。 次に、各種委員会における民意の反映についてのお答えをいたします。委員会を構成する各委員は、住民または各種団体の代表として、ご出席をいただいております立場から、その委員の発言、提言はたいへん重要で貴重なものと理解をいたしております。行政といたしましては、それら議論をいただいたものから、1つの方向性、または結論を見出していくのが本来の姿と認識をいたしております。これらのことにより、任意の代表としてのご意見をいただくことになるわけであります。が、もちろんこれをもってすべての結論とみなすわけではなく、行政と相互に意見交換をしながら、慎重に協議を進めることで、最大公約的な範囲の代表民主委員会における民意の反映を行ってまいると考えております。 次に住民自治についてお答えをいたします。自治会の再編成は、琴南、仲南、長炭、吉野、神野、四條、高篠の7つの自治会の連合の上に、町連合自治会を結成することに集約されました。来春早々にも、まんのう町連合自治会の設立自治会の設立大会を開催する予定であります。先ほど、先般の準備会でもその正副会長も決定して、年間活動計画の協議ができる体制が立ち上がってまいりました。町連合自治会は、町行政に地域の課題を伝え、要望を行うだけでなく、町の施策の浸透も担っていただきたいと思っております。そして、自治会の相互連携を行い、活動事例の交換等を行い、役員の研修を実施していきたいと考えております。それに加え、全町的な地域活動の担い手としての役割も大きく期待をいたしております。町長が、自治会長方と意思疎通を図り、会合を開く案内状の送付先がようやく決まったところでございます。新まんのう町の足腰も固まりつつあるように思います。小亀議員さんのご指摘のとおり、住民主体の活動支援をし、その育成を図る組織が誕生した意味は大きく、町と地域社会の連携により、地域経営の内容を充実させる手立てがこれから求められます。補完性の原理によれば、第1に自分でできることは自分1人で、第2に自分1人でできないことは地域で、第3に地域ができないことは町が、第4に町ができないことは県が、第5に県ができないことは国が、こうした補完の原理が自治会を通して町民に浸透していければ、自治会再編成は意義のあることになるはずだと考えております。これは公と住民が対等に手をつないで、ともに公共を担う公民・協働の視点とも繋がり、こうした観点が今後の地域社会を運営する理念となるはずでございます。議員各位におかれましては、町の足腰となります自治会の活動にご注目をいただいて、どのような協調と連携が必要であるか、今後またご提言を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。 小亀重喜君。 すみません。町長におかれましては、本当に詳しい誠意あるご回答を賜りましてありがとうございます。感謝申し上げます。 1点だけに集中して再質問ということなのですが、これは選挙の期間から何度も私耳にしておるんですが、町長の言われます「誰もが住みよい町」ですよね。今から町を良くしていく、これは、どこか住みにくい所があるわけでございますよね。ですから非常
--	-----------------------------------	--

小亀議員	にこの抽象的な言葉というのは耳障りがいいんですが、先ほどお聞きしましたら解決すべきところは山ほどあります。山ほどあると思います。でもあの、いわゆるパレートの法則ではございませんが、大きい問題というのは全体の中の約2割、その2割を解決することによって、後の8割に対してインパクトを与えるという理論がございます。今、説明すれば時間がないんだと思うんですが、町長のほうで今思われてますその2割、いちばん大きく解決しなければならないそれも来年、と思われることについて所感で結構でございますので、それについてもう1度コメントいただけたらと思います。以上です。
議 長 町 長	町長、栗田隆義君。 小亀議員さんの再質問にお答えをいたしたいと思います。まず来年やろうということに決意をいたしておりますのは、まず庁内の組織機構を再編して、今、非常に住民の方が町役場に来られましても、どの課に行ってもええかよう分かりにくいというような言葉もよく聞かれますし、1階から3階に上がって、また3階から1階へ降りてこないかん、こういった非常に、まあ、話も聞いております。そういったことで、今年1年間いろいろやってきたことを見据えて、来年4月1日には名称、また課の名前も農林とか商工観光とか住民の方に分かりやすい名称にしていきたいと思っておりますし、課の今、1階とか2階とか3階にありますが、この配置転換もしていきたいと思っております。先ほど小亀議員さんがご指摘がありました、その行財政改革を行うのには、やっぱりリーダー的に協力にそれを推し進めていく課が必要でないかということのご指摘もございましたので、そういった課もはっきり明示をしてみたいと斯様に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	議場の時計で13時まで休憩をいたします。 休憩 11時55分
議 長	それでは休憩を戻して、会議を再開をいたします。 再開 13時00分
本 屋 敷 議 員	引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 3番 本屋敷崇君。 議席番号3番 本屋敷です。議長より発言の許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問を始めさせていただきます。 早いもので、3月の合併より9ヶ月が過ぎ、今年も残りわずかとなりました。来年に入れば、3月に向け、執行部としては来年度の予算立てなどで忙しいことと思います。わが町も合併をして、新しい町として進んでいくには多くの改革が必要になりますが、改革を行うにはこの機を逃しては他にないと、私も含め多くの方が感じていることと思いますので、執行部においてはよりよい町を作っていくためにより一層の努力をお願いしたいと思います。そのようなことを踏まえながら、今回私としましては、2点ほど質問させていただきます。

本 屋 敷 議 員	まず1点目は、今後の観光振興の在り方についてです。今後の町行政を考えると、観光振興をどのように考えていくかと言うのは大きな課題になってくると思います。そのあたりを町執行部としてはどう考えておられるのかお聞きしたいと思うのですが、私の意見を少々述べさせていただければ、現在、まんのう町には主たる産業も無く、多くの家庭が出稼ぎに他の市や町に出かけているというのが実体であろうと思います。農業も大型農業でなければ食べていくのが難しい状況であり、林業は石油の大幅な利用や外材の輸入によって、燃料としても建築資材としても利用されることが少なくなり生業としては難しくなりました。また一時期の工業誘致というのも今のご時勢、これから無理ではないかと思います。そんな中で、今後わが町のような山村地域が生き残っていくにはと考えると、観光産業というのは大きな約割を担えるのではないかと思います。 観光産業というと、温泉街であったりゴルフ場であったり遊園地といった大規模レジャー施設を思い浮かべられるかもしれませんが、北海道の夕張市を見てもわかるように、そのような大規模レジャー施設が難しいこともお分かりになると思います。観光の盛んな北海道でさえ難しく、香川県ではなおのこと難しいことと思います。 では、どのような観光産業かといえば、今あるものを有効利用した小規模な観光産業です。例としてあげるのであれば、体験型の農業であったり、林業です。こういうと昔から山や田んぼに囲まれて暮らしてきた方には理解されにくいのですが、いま現在の都会に住む方々は、もう既に帰省する田舎も無く、そのような環境に子供の頃から無縁であり、子供の頃から接していない分、そうした環境に触れてみたいと願っている人がたくさんいるということです。例を挙げるのであれば、某テレビ局が放送している「DASH 村」というのもいい例でないかと思います。 こうして第1次産業としては機能しなくなった農業、林業を、第3次産業として利用することにより、交流人口の活性化を図れば、大少なりと家庭に収入ができ、知名度が上がることにより住民の誇りにも繋がってくると思います。しいては滞在人口の増加に繋がってくるのではないかと思います。現在の日本の状況から考えても今後、純粋な農業収入だけでは生活できないものと思います。そのための制度としてグリーンツーリズムとして法整備もされております。 確かにこうした新しい試みをするには、町民の理解を得ることや町外への発信など多くの乗り越えなければいけない壁があります。また、こうしたものを既存の施設である、温泉や満濃池などつなげていくことも必要となって来ると考えられます。今は幸いにもうどんブームという事で、多くの観光客が香川県に來られております。この時期を逃す手は無いでしょう。 確かに、町住民からの底上げによる政策展開というのが観光においてはふさわしいのかもしれませんが、将来を考えた場合において先行的な動きを誘導していくことも大事ではないかと考えます。そこで現在、町としてグリーンツーリズムも含め、今後の観光振興においてどのようなビジョンがあるのかをお聞かせください。
----------------------	---

	本 屋 敷 議 員	2点目は、町の情報基盤整備についてです。 12月1日より香川県においても、地上デジタル通信が始まりました。ここ何年かの間に情報通信の世界は驚異的な速さで進歩を続けております。そんな中、わが町は情報通信の世界から取り残されつつあるように思います。現在、まんのう町における情報通信網は、電話番号の琴平局管内、吉野局管内においての高速のADSL、仲南局、造田局管内においては2.2メガのADSL、美合局においてははまだISDNとなっております。 電電公社であったころなら国策として、全国一律に高速の光通信網が整備されることと思いますが、現在のNTTでは民間企業であるため、利益が無いところには整備しないという旨を伺っております。確かに、利用者が少ないのだから整備する必要が無いと言う意見もあるかもしれませんが、古来より自治と言う考え方から見ても、情報網の整備と言うのは大きな役割を占めてきたように思います。 情報網と言うのが古来は道であったものが、電話と言う通信網に変わり、いまやネットという通信網に変わりつつあります。本来ならば国のほうが進めるべき事業ではあると思いますが、今の現状を考えれば町のほうで進めるしかないのではと思います。そんなのどうするんやと言う声も聞こえてきそうですが、高速情報網はいまやインフラ整備における重要な位置を占め、住む場所を決めるにおいても高速情報網の有る無しは条件の一つでもあります。また、最初の質問とも被りますが、観光振興においても大きな役割を占めますし、福祉においても独居老人の方とのコミュニケーションとしても、医師のテレビによる診察など活用方法としては多くの可能性が広がると考えられます。 いま現在の町の広報として、オフトークと防災無線がありますが、このシステムもいずれは老朽化により改修が必要になります。やがて行われる地上デジタル放送も山間の町であるわが町においては多くの問題があるように思います。 そうしたことも含め、町としては今後の情報基盤整備についてどのようなビジョンがあり、今現在どのように話が進められているのかを教えてくださいたいと思います。 以上、2点ほど質問させていただきましたが、どちらも新しい町として出発するために早急に実現していくことが望ましい事柄であろうと思っておりますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。 町長、栗田隆義君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。 まず第1点、新まんのう町の観光振興をどのように図るのかというご質問にお答えをさせていただきます。まずその前に、本町にどの程度の人が来訪しているのかをご報告させていただきたいと思います。温泉の利用者、道の駅、産直市のレジ件数、ロッジ
	議 長 町 長	

	町 長	の宿泊者など、町営施設と国営公園の入場者などを、計測可能な数字を合わせていけば、我が町は平成17年度には、127万人の来訪者があったというふうに思っております。このほかに町内には、うどんの名店がいくつかございますし、お菓子やパンの人気店などもあります。これらをもしカウントしていけば、200万人を超えてまんのう町へ来られておる。琴平の来訪人口に匹敵する水準に迫るのではないかなというふうに思っております。新まんのう町は地道な積み重ねにより、いつの間にか集客力の大きな町になっていたわけであります。我が町は、四国最大の集客のある琴平に隣接して、庁舎前の国道32号は、三豊・観音寺を經由して、愛媛の四国中央市、吉野川を流れる三好市の徳島自動車道のインターチェンジ、松山自動車道のインターチェンジのある善通寺、丸亀、そして高松へ通じる交通の要所地にあります。この好立地を生かすことが第1の観光の振興の手がかりでなかろうかというふうに思っております。 次2つ目に、豊富な運営資金を駆使して、広域的な宣伝活動を行っております国営讃岐まんのう公園が町内にありますし、これは年間40万人を集客いたしております。本町の温泉や宿初施設、産直市をこれと提携したPR活動を行い、そうすれば相乗効果を発揮するであろうというふうに思っております。 第3に、本町は県の観光振興施策の対象としていきたいとこのように思っております。海と海岸部に向きがちな県の観光協力のプロジェクトに、本町を組み込んでいただきたいと、このようなお願いもしております。積極的に県の観光振興課、にぎわい創出課、農村整備課、そして農業生産流通課の事業と繋がっていききたいということで、今、働きかけをしておるところでございます。まだまだこれらの行方は定かではありませんが、この3月には県と国営公園で予算を投入してもらえるイベントが、国営公園のほうでも浮上いたしておりますので、協力していきたいと思っております。 第4に、本町に誘導する看板関係の整備が急を要しているように思います。本町の存在と魅力を発信する看板を町外に設置すべく検討いたしておるところであります。今年度は、従来設置している看板の表示を新しいひらがなのまんのう町版に修正する経費ぐらいしかありませんが、徐々に看板の体系を計るべく、全体計画を立案中でございます。予算の許す範囲で近畿から中四国からの来訪者を迎える看板ネットワークを張り巡らしたい、実現したいと今、念願をいたしておるところであります。 第5に、町内に所在する集客施設が相互に連携して、町内循環を拡大して、本町内での滞在時間を延ばすことが重要でなかろうかというふうに思っております。滞在時間が延びれば金銭消費が期待できるわけでありまして、そして町内の花が咲き、果実が実り、人々が集う行事や自然の移ろいを内外に発信していくことは非常に肝要でなかろうかと思っております。有閑主婦や年金生活者の層の方は、身近な話題を求めており、気晴らしのドライブ、そういったお客さんこそ、本町が期待すべき領域でないかなというふうに思っておりますし、遠来の団体客より、片道2時間以内の回遊客に的をしぼったような展開も図ってまいりたいと思っております。
--	-----	---

	町 長 議 長 本 屋 敷	す。そこで、町内の3公社、国営公園事務所、財団、県営森林公園事務所、民間のホテル、飲食業、燃料店など集客の拡大による恩恵を受ける事業者がそれぞれ提供いたしまして、情報発信を行う施設の研究も視野に入れて進めておるところでございます。 次に、わが町は農業町として、グリーンツーリズムを取り入れた体験型の観光も1つの方策ということで進めております。グリーンツーリズムは、滞在型と短期間の日帰り型とがありますが、本町は高松・丸亀市などの都市部とは1時間弱の距離にあるのと、秘境と呼ばれております徳島の祖谷地方と比べてみますと、インフラ整備され過ぎている地理的条件を踏まえ、いわゆる滞在型の貸し農園よりは、満濃池と土器川等の源流である溪谷とそれを取り巻く豊かな自然に旧三町に3箇所ある温泉、産直市、それに讃岐うどんの店を巡る日帰り型の観光を模索することが重要でなかろうかというふうに思っております。これに現在、本町の振興施策として取り組んでおります、ひまわりの里やそばの里事業の農業施策を絡めることで、四季折々の特色を打ち出すことができるとともに、農業の活性化も図られ、また収穫された農産物を活用した独自産業を展開させることで、より地域の振興が図れるものと考えておる次第であります。 次に、町の農業基盤整備についてであります。ご存知の通り、現在まんのう町では、合併統合による緊急放送、行政放送体系に地域間格差が生じております。これは放送設備の相違とか老朽化から生じたものであり、防災対応からも早急な統一を図る必要がございます。これを考えるうえで、防災行政無線と高速通信の光ファイバーケーブルとの比較検討が必要になってまいります。高速通信網では、全国的にマルチメディアサービスの急速な普及が、民間事業者により進められておりますが、当町のように面積が広く、多額の設備投資が必要な上、利用者が少ない不採算地域では、高速通信網である光ファイバーケーブルのサービスの提供が期待できない状況であります。サービスが提供されなければ利用の仕様がなく、電気・水道に匹敵する情報が絶たれるということは、陸の孤島と化し、少子高齢化がますます加速するというふうに考えられます。この対策といたしましては、国からの補助金及び合併特例債等を有効に活用し、公的に情報インフラを整備していく必要があると考えます。どのような情報基盤システムが当町に適しているのか、また多額で広範囲の設備投資による維持管理費用の試算を現在、香川県と民間通信及び映像事業者と前向きに鋭意検討中でございますので、今しばらくお時間をいただきたいと思いますと考えております。現状における基本的な考え方といたしましては、デジタルリバイドの解消を図り、情報基盤整備効果による若者の定住化促進と今後ますます増えてまいります1人暮らし老人が安心して暮らせる福祉環境の整備、また町内で稼動しております商工事業者の情報安定化支援及びその効果によります新規企業誘致を推進し、活力のある町づくりに繋げてまいりたいとこのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 本屋敷崇君。 どちらも前向きな発言をいただきまして、とても心強く思っております。その中でちょっと気になった部分をですね、質問させ
--	------------------------------------	--

本 屋 敷 議 員	ていただきまして、グリーンツーリズムのほうで、貸し農園のほうには主として考えないという形で発言の旨があったと思われるんですが、環境産業としてですね、温泉とか溪谷、全国的にどこにでも片道身近なところにはあるような日本の形態となっておる中でですね、他のところと差をつけていく中でも、目玉となる部分というところが必要ではないかと思います。その点、我が町まんのうにはですね、都市部から近いところで山村を味わうことができるという利点もありますので、そのあたりも含めながら、また国策として護送船団的に経営ができた農業から、そうでなくてとても農業の経営が苦しい中で、少しでも農業のほうを盛り上げていくためにも、そういった形をとっていただければ、とてもありがたいのではないかと思います。
議 長 町 長	また情報基盤整備のほうはですね、たぶん皆さんも知ってるとは思いますが、これから団塊の世代が終わって、田舎に来ようかという時にもですね、情報基盤整備があるのかどうかというのは、大きな問題になってくると思います。実際、琴南のほうもですね、岡の峯の住宅地に光ファイバー通ってますかという問い合わせも結構ありました。今、普通に生きてく中でですね、こういう情報基盤整備というのは、水道や道路に近いインフラ整備であるということをですね、もう一度認識していただいて、一刻も早くの整備をしていただいたらと思います。誰もが住みよい、住み続けたい町にするためにはやはり活気のある町に、活気のある町というのはやはり、外から風が吹いてくる町、澱んだところには、やっぱ澱んだ水は腐ってしまうところからもですね、そういったことを含めながら、情報基盤整備であるとか農業政策の中でですね、そういう観光政策をしながら町の活性化を図っていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。 町長、栗田隆義君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えしたいと思います。
議 長	貸し農園等は、農業体験や産地訪問者、そういったものは生産者と都市と、地域・農村とを結ぶ交流ということで、これからも重要であろうと思いますので、また大いに検討して進めてまいりたいとこのように思っております。 また、情報基盤整備の促進は急務であると思いますので、早い時点に結論を出して事業に着手をしてまいりたいと、このように思っております。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。
7 番 白 川 美 智 子 議 員	7 番 白川美智子君。 白川でございます。1 2月議会において、3つの質問をさせていただきます。1 番目に学校給食、2 番目に職員採用について、3 番目にかりん温泉に併設して施設を造るのか、3 点の質問をさせていただきます。私は、そんな難しい質問でない、簡単な質問でございます。

白川美智子議員	1 番目に学校給食についてです。先日、教育民生の委員会で、琴南中学校へ給食を食べにまいりました。紅葉を見ながらのランチルームでの給食はおいしかったです。わが町の自校方式の温かい給食は、他町に誇れる、自慢できることだと思います。今、センター方式で、学校に調理室のない学校もあると聞いております。そんな中で、高知県南国市の教育長の取り組んだ給食の話を聞く機会がありました。南国市では月曜日から金曜日まで米飯食であり、野菜も地元産を使っています。米も棚田米を使っている。だから孫が食べる米も作っているということです。そして、各教室で、家庭用炊飯器を並べてご飯を炊くそうです。お金がなくても、この方式は、健やかに育てることができ、子供が支持をしてくれます。だから残飯もなくなったそうです。まんのう町でも、地元産のたまねぎやブロッコリーや米も使っていると思います。ご飯給食は、コストが高くつくといわれますが、献立にも旬の野菜を使い、野菜も農協などに協力してもらいながら、規格外いわば2号品を取り入れて、コストを下げるようにすればどうでしょうか。わが町でも週3日は米飯給食ですが、できる限り地元産の米も使うと品目横断の法人化に入らなくてもすむ人もあってもよいと思います。我が国は、世界一の遺伝子組み換え食品輸入国であります。中国産野菜は農薬がいっぱい、カナダ産からの小麦粉は残留農薬、また輸入食材のハンバーガーは神経系を侵す農薬が使われているそうであります。これらを考えますと、生産者の顔の見える食材を使つての安心・安全な温かい給食が食べられる自校方式を続けてほしいと思います。食育推進計画では、地場産の割合を21%から30%に引き上げると決められたそうであります。そこでお尋ねいたしますが、地産地消として、どの程度の地元産の野菜や米を利用しているのでしょうか。 2 番目に、職員採用についてです。町職員の採用の手順はどのようにされますか。現在は職員も多いので、採用も専門の職員だけだろうと思うわけですが、できるだけ異動でカバーをすればよいと思います。市によれば、議会にも知られるようですが、採用には町内の住所のある方をすると思います。明朗に公正に行っていただきたいと思います。今後の職員採用の計画と手順は、どのようにされておりますか、お伺いいたします。 次に、かりん温泉の隣に施設を造るのかということであります。先日私に、文章が送られてきました。その文章の内容を申し上げますと、このように書かれておりました。中讃圏域の中核施設について、高屋原に予定していた中核施設をかりん温泉の隣に併設するという話を聞きました。温泉、ただの風呂をリニューアルして、隣接してまんのう町を中心とした多目的施設、事業主体はまんのう町、県からは補助金が出る、予算は10億から15億とのこと、基本計画から7年の歳月が過ぎ、建設予定地も二転三転し、町長も3人代わりました。そんなにしてまで造る必要があるのですか。増税の中、住民の負担だけはしないでください。金持ちばかりの町ではないと思います。もう少し、低所得層の意見を聞いてほしい。限られた人の検討会ではなく、全町民1人1人の意見を聞くくらいの意識がほしいと思います。このような文章であります。町長はこれについては、どのようにお考えでしょうか。高
---------	--

白川美智子議員 議長 教育長	屋原での施設見直しにより、全町民は白紙になったと思っております。町長のお考えをお尋ねいたします。 以上で質問を終わります。 教育長、尾鼻勝吉くん。 ただいまの白川議員さんのご質問に対し、お答えをしたいと思います。 まず、学校給食、現場で学校給食を味わっていただいたようで、本当にありがとうございました。現状を知っていただいたということは、たいへん心強いと思っております。で、学校給食の自校方式を今後も続けていくということに対してでございますが、最初にこの意味をどういうふうに受け取ったということも思っておったんですが、存続・継続してほしいという今のご意見であったように思います。現在、学校給食、調理におきましては、センター方式と自校方式の2通り、現在のまんのう町にはございます。と申しますのは、合併前にセンター方式やっていたものが一緒になつたということでございます。で、センター方式でやっておるのは、琴南小学校と中学校、琴南中学校にあります給食場がセンター方式で2つの学校の食事をやっておるということです。それ以外につきましては、それぞれの学校に調理場がございまして、仲南も旧町の時はセンターあったんですが、統合した関係で、小学校の自校方式という形になっております。そういう形の中で、今やっておるわけですが、給食調理場につきましては、これまでも教育委員会の中でも新町になって協議もいたしましたが、自校方式とセンター方式、それぞれメリット・デメリットございます。確かに、温かいものをすぐ食べられるという自校方式であるとメリットがありますし、逆に材料の調達とかあるいは搬入、入札形式をとるにしても非常にとりづらい、量もまとまらないから高くつく、経費的な面では、食べるほうはなんですが、経費的な面ではデメリットもたくさんあると、で、それについてはいろいろ協議いたしてはおりますが、いずれにしても今後中学校の改築問題も絡んできて、そういった時期に合わせて、やっぱりこの給食問題も十分に、将来に向けて検討していかなければいけないだろうと、そういった折には皆さん方、議員の皆さん方のご意見も十分に拝聴し、これからのまんのう町の学校給食をどうしたらいいか、いちばんいい方法を今後見つけていきたい、そんなに思っております。で、地産地消で食育優先の学校給食、どの程度の地元野菜とか米を使っておられるのかというご質問でございますが、町内小中学校、幼稚園、保育所で、地元産の野菜とか米の使用についてはだいたい1割程度、食材の1割程度が、町内の産地産いうんですか、町内の生産されたものということでは1割程度が相当するものと思っております。地元産の使用量が伸びないのは、野菜につきましては献立と野菜の出荷時期とがうまく一致しない、というようなことがございますし、先ほどちょっと言われておりましたが、地元の2級品でもという話もありましたが、ご承知のように調理は朝から昼までの時間との勝負でございます。いい品物を入れるほど調理がしやすい、ということは時間がかからないと、品が落ちるほど手間がかかるということもありまして、現在のところでは優品とか秀品とか規定を決め、規格を決めて購入するよ
-------------------------------	---

教 育 長	うにしておりますので、安けりゃよいという問題でもないという、当面のつらいところであります。いずれにしても、現状は地元の農協、協栄農協さん、あるいは産直さんとの連携の中で、大体1割程度の食材を利用させていただいておるところでございます。できるだけ多くの地元産、安全で安心できる地元産を利用して、子どもたちにおいしい給食をとという考えは、言われるとおりでございます。私もそういうつもりでおりますが、今後に向けて努力はしていきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。
議 長 町 長	町長、栗田隆義君。 白川美智子議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず町職員の採用についてであります。基本的な職員採用につきましては、香川県町村会へ職員採用試験の委託を行っております。職員採用予定人員や職種の決定を行い住民周知をし、申し込みを受け、受験票送付、一次試験これを委託しております町村会が試験を行い一次試験の結果によりまして、2次試験を行い採用内定通知を出し、年度当初辞令交付ということになっております。ま、今年度の例を挙げて見ますと今年度はまんのう町では6月の広報誌、ホームページで一般職員と、社会福祉士の募集を行ってまいりました。これにより応募のありました、一般職員21名、社会福祉士6名の応募によりまして、一般職は7月の23日に香川大学において、1次試験を行いました。8月の7日に試験の優秀上位5名を1次試験の合格の告示を行い、8月19日に2次試験をまんのう町役場内で行い、そしてその結果2名の内定を行っております。同じように社会福祉士も9月17日1次試験、10月14日に2次試験を行い今1名の内定を行っておるところでございます。この3名は平成19年4月1日に採用辞令を交付することといたしております。なお、職員の定員管理を定め8年後には216名、もしくはそれ以下として計画的な職員採用を行ってまいりたいと考えております。 次に健康生きがい中核施設計画についてのご質問でございます。まずご質問にお答えするに先立ちまして、この施設建設計画の基本姿勢を述べたいと思います。今回の平成の大合併では地方分権の推進が声高に叫ばれており、特に規模の拡大による効率性の向上が挙げられております。また規制緩和を推進することによる市場原理を自治体レベルまで拡大させ、行政運営を比較的観点から進めることが推奨されております。しかしながら福祉、医療、教育などは効率やコストの原理を基準に運営するのは難しいように思いますが、残念ながら自主財源が乏しい当町におきましては、厳しい財政事情の中、福祉といえども財源確保の範囲が大変狭いものと認識をいたしております。このような中で県下で少子高齢化の最先端に行く当町の将来を考える時に何が必要で何が不必要かを厳しく選択することから始まることかと考えられます。本題にはいりますが、この健康生きがい中核施設は現在の急速に進む少子高齢化のまんのう町住民の健康と福祉がどうあるべきか、また毎年増え続ける介護費用と老人医療費をどういうふうに抑制するかを熟慮した時重要な選択となる数少ない施設であるというふうに考えております。また、この健康生きがい中核施設を考え

	町 長	る上で合併により町内温泉に占める、かりん温泉の位置づけが不明確となってきたこともあり、生きがい中核施設併設による相乗効果と経費削減を図るものであります。もちろん施設建設に必要な費用は基本構想策定費用を除いて県から補助金10億円以内をもって身の丈にあった施設作りを検討するものであります。また、施設運営と管理をどのように構築するか、目的と手段を明確にすることで運営根拠となし、町議会のご指導と住民にご理解をいただきながら福祉と健康増進を町の主な施策として積極的に取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。
	議 長 白川美議員	7 番 白川美智子君。 給食については、前向きなご答弁いただきました、本当にもっともっと地元産を使って自校方式を続けるよう努力していただきたいと思います。それから職員採用については大体分かりましたが、採用の権限は町長にあると思います。町長以外にはどなたが採用に加わるのでしょうか。そして、過去にはいろんな噂を聞いております。縁故関係とか、いろいろ聞いておりますが、是非公正に行っていただきたいと思います。
	議 長 町 長	それから、かりん温泉ですが、これから検討をしていくだろうと思われませんが、造るとするとただ場所を変えただけになるのではないんかと思いますが、そして今、高屋原が断念しているのですから、今までの検討会ではなく、新たな住民参加での検討会を作っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 町長、栗田隆義君。 白川美智子議員の再質問にお答えをいたします。町職員の採用について、2次試験を誰々で行っているのかという質問でございますが、私と助役、教育長、総務課長の4名で2次試験を行いました。それぞれ自分たちでそれぞれの方がいろんな面で点数をつけていただいて、それを総合して2名の方又1名の方を採用したところであり、公明正大に採用試験を行っておるところであります。次に中核生きがい施設につきましては場所を高屋原からかりん温泉の隣に移しただけじゃないか、というような話もございましたが、ま、高屋原の総合公園では温泉プールを核とした健康増進施設ということでありましたが、このたびの計画いたしておりますかりん温泉の横へ建てますのは、あくまでも健康づくりを目的とした健康増進施設で、その横にあります、かりん温泉も同じく有効活用して相乗効果を出していこうということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。それからこの中核生きがい施設の検討委員会でございますが、これは場所も変わり、内容も変わりますので、新しいメンバーで検討委員会を立ち上げておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。
	議 長 松下議員	引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。14番、松下一美君。 ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、14番松下一美が1番目に一級河川、土器川の河床整備につ

松下議員		いて、２番目に県営中山間地域総合整備事業の進捗状況と、今後の見通しについて、３番目に国道４３８号の整備状況と今後の見通しについて、以上の３項目につきまして、一般質問をさせていただきます。 まず１級河川土器川の河床整備についてであります。１級河川土器川は延長１８．８５キロメートル、県河川を含めましても３２．４キロとご承知のとおり全国でももっとも短い１級河川であります。現在まんのう橋付近において護岸工事が行っておりますが、１級河川とは名ばかりで竹、あるいは大木等が茂り、原野と化しております。炭所大橋付近においては、川幅も狭く、約５０メートルと非常に狭く平成１６年１０月２０日の台風２３号そして、昨年７月２日の豪雨などの大水のたびに周辺の家屋や田畑に冠水により被害が出ております。今後、護岸工事河床整地等が急がれるが町長の所見をお伺いいたします。 ２項目めの県営中山間地域総合整備事業の進捗状況と今後の見通しについてであります。この事業は平成１５年から平成２１年までの７年計画で南部地区、旧琴南町、満濃町、仲南町３町において、約３４億円の事業が計画され生産基盤整備環境基盤整備等により農道水路補助、あるいは防火水槽活性化センター等が計画されすでに完成しているものもありますが、残されている事業もかなりあるのが、現状かと思われます。県においても来年度予算において、約１７０億円の財政不足が見込まれ、単独事業が今年度当初予算費で１５パーセント減の８５パーセントの範囲以内に抑えるとも言われております。そこで今後の事業が当初計画どおりそれぞれの地域において実現されるか心配されておるところであり、現在の進捗状況そして、今後の見通しについて町長、担当課長にお伺いいたします。 ３項目めの国道４３８号の整備状況と今後の見通しについてであります。現在、長尾地区佐岡交差点より町道松木線において歩道の整備が行われておりますが、国道４３８号が三頭トンネルの開通により通行量が相当増えております。ちなみに秋の交通安全週間の期間中の９月２９日の午前７時から８時までの１時間の通行量は自動車１，２０７台、オートバイ２４台、自転車１８台都庁内でも最も多い交差点かと思われます。用地については、ほぼ買収が終わっているようですが、佐岡交差点付近の改良工事が手つかずの状態であり、歩道、右折レーン等の整備が急がれているところであり、今後の見通しについてお伺いいたします。 以上３項目につきまして、町長あるいは担当課長の明確な答弁をお願いいたします。
議 長 町 長		町長、栗田隆義君。 松下議員さんの質問にお答えを申し上げます。まず第１番目、１級河川土器川の河床整地等についてでございます。県下唯一の１級河川土器川の整備につきましては、管理区間が国土交通省香川河川国道事務所のエリアにおいて現在長炭片岡地区で右岸側での護岸改修工事、長尾地区では満濃大橋上流右岸側での災害による改修工事、また下流では環境整備事業による浸水護岸工事と散策路、桜堤との連絡できる飛び石をつかった河川内の整備などを平成１８年度より２ヵ年程度をかけて整備をいたしております。

	町 長	これらが、すべて完了いたしますと現在の長尾ふれあいパークとの連携によりかりん温泉から老人ホーム満濃荘との散策がより便利となり健康づくり人づくりに貢献できるものと願っております。また河床整備の件でございますが、香川河川国道事務所において計画的に順次整備していくと聞いております。町といたしましても河川が山林化されている箇所、また護岸が仙窟されているところも数多くありますので、早急な対応をねばり強く要求していく所存です。 次に県営中山間地域総合整備事業についてのご質問にお答えいたします。中讃南部地区中山間地域総合整備事業は、平成15年度より県営事業として、実施されております。総事業費は32億1,700万円の予定でございます。進捗率は事業ベースで平成17年度までに25.8パーセント、今年度予定どおりに実施いたしますと39.1パーセントとなります。来年度につきましても、各種の公共事業予算が大幅に削減されている中におきまして、国、県にも当事業の重要性を理解していただき、本年度並みの4億3千万程度になろうかと思われます。この状態で推移いたしますれば、完成年度は平成23年ごろになる見込みでございます。なお、当事業実施区域は旧3町にまたがっており、事業配分につきましては、バランスのとれるよう配慮をしながら進めてまいります。 次3番目の国道438号線の整備状況と今後の見通しについてであります。現在、佐岡交差点から町道松木線までの約870メートルの区間において、自転車、歩行者道の整備を行っているところであります。一部用地買収は、残っておりますが、来年度の工事については、影響の少ない箇所であり工事のほうもかなり目に見えて進んでいくというふうに思われます。この事業に伴い佐岡交差点の改良工事も進めていかなければなりません。 中讃土木事務所の計画といたしましては、順次用地測量等に入っていく予定であると聞いておりますので、関係各位のご協力をお願いいたしまして、町といたしましても出来る限りの協力を行い、道路改修工事が1日も早く完成するよう要望いたしてまいるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
	議 長 松下議員	松下一美君。 ただ今、町長の答弁をいただきましたが、土器川の河床整備につきましても、早急な対応をお願いしたと思います。2点目の県営中山間地域総合整備事業につきましても、やはりそれぞれの地域で大きな期待を持たれているものと思われましますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。そして3点目の国道438号のこれにつきましては、県道財田満濃、そしてまた県道長尾丸亀、そういう接点でもありますので、早急に整備を望まれるところであります。そしてまた丸太川、その交差点の下におきましては、丸太川土器川右岸の幹線水路と車出用水と複雑な地形でもありますので、地元との協議がいろいろと今からなされていかなければならないと思われましますので、その点もよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 町 長	町長、栗田隆義君。 松下議員さんの再質問にお答えいたします。今お話をいただきました、3点の件につきまして、どれも本町にとりまして、重要事項でございます。用地関係等もございますが、町も県、国と一緒に頑張って鋭意1日も早く完成するよう努力してまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議 長 末武議員	引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。8番末武弘道君。 8番末武弘道です。通告の順にいただきましたので、2点のご質問をさしていただきたらと思います。先ほどエレベータの中で「末武バちっとやって課長の目を覚ませよ。」と言われましたが、私はいたってセンチメンタル的で人の心を傷つけたり、悩ましたりするようなことはしたらいかなと、非常に感性豊で繊細な情緒を持っておりますことをお見知りおき願いたらと思います。 まず、第1点でございますが、ちょうど仲南が7年前にこの国保、老人医療、介護これが毎年1割ごとに増えていくと、この現状をなんとか右肩上がりを抑える努力をしなければならないと、もう予算の半分は医療費でないかというような、状況の中で立ち上げたのが、この健康増進の会だった訳でございます。で、これによってなんとかして、右肩上がりを横ばいにしていく、これがもっとも今現在の仲南にとって必要でないかということで各自治会に部長をこしらえてその会を設立した経緯があるわけでございます。爾来7年の歳月が流れ、私もその会の部長をずっと7年自治会で続けさせてまいっという訳でございます。今まんのう町のこの医療費を考えます時、介護が18億7千、老人医療が30億から、国保が20億から今白川議員さんの答弁で町長さんも申されておりましたが、生きがい施設、健康増進、これこそがこれからのまんのうを救う手立てでないかということも申されておりました、それを考える時、やはりこれからのまんのうのこの政治もそういう方向に動いていくのだなあという非常に大きな夢を持たしていただいたわけでございます。で、今あの仲南の今までの補助金はこれに対して思いきって出して、何とかして医療費を軽減をみようということでやってまいりましたが、合併したとたんにぱさっとそれはぶち切られた訳でございます。しかし私は各自治会で今もきちっとこの会は続いております。なんぼ予算削られても、きちっとした考えをもってこの地道な事業に取り組んでいかなければならないということでやってきておりますが、今までの仲南だったら9月には全部寄せてこのいろんな報告会をやって検討重ねてこれからどうしていくかということも、やっておったわけでございますが、今はまったく放置の状態というような状況でなかろうかと、考えられるわけでございます。ですから、そういうことに関してこれからこの健康増進室はどういう方向に向かおうとしておるのか、そして、現在の旧の満濃、そして琴南の今のこの取り組み方はどういう方向に向かっているのか。そういう一応2点に関してのご所見お願いすると同時に来年度への予算もまた今年のようなことでいかれるのか、それとも、もうちょっと考えて何とかしてこの70億近い病院代を軽減していく方向に努力なさるのか、その点を室長さんをお願いをお聞かせをお願いした

	末武議員	らと思います。 次、第2点目に先般、国保のことで研修で奥出雲町へ行ったんでございます。そのときに前回から私、前にも一度お尋ねしたことがありましたが、これからの新しい町政は町の町長は町のね、声も大事だけど、町の声ばかり聞いておったんではいかんと、やはり町の声はやっぱり助役や課長に聞かせて、自分は一生懸命東京で——作って、仕事をとってくるだと、あの、職員もおっしゃってました。うちの町長は東京へ行ったらすばしこいぞと。ぱっと十割のひとつも負担金いらない補助金をとってくると。やはりそれは全国町村会の会長さんもなさったり、いろいろして中央との——があってそしてできていく世界でないかと思います。私はいろんな意味で——や——はいかんいうけど、この私たちの世界は——と——の世界。これはもう絶対に東京へ行ったって、きちっとした——がなかったら一切仕事はとれません。そういう意味では私はこの冠婚葬祭に非常に町長さんも明け暮れておりますが、確かに戦後の荒廃したこのどん底の社会を今日の日本の本当の経済を立て直していただいた。そういう御霊に対してやはり頭をたれるのは、当然のことですけれども、これからの将来のまんのう町を見据えて、そのいろんな多忙の世界を極めておる現状の中で何とかしてそういう住民の理解も得て区切りもつけていく、必要はあるのではないのでしょうか。それでもっともっと中央へ行っていろんな政治の取り組み方を勉強してくれるその若さをもっていておるのが栗田町長だと思います。どうぞそういう意味でこれからの新しい政治の取り組み方、展望を、そして今のいった町民の理解も得てしていく余暇を作っていく、そういうことも考えていただけたらというふうにも、思える訳でございます。終わります。
	議 長 町 長	町長。 末武議員さんの質問にお答えいたします。 まず第1番目、健康増進に対してのご質問でございます。この事業は健康増進室所管の事業といたしまして、高齢者の健康増進活動を幅広く展開し、もって明るく健康で生きがいのある地域づくりを实践する団体に対し、健康福祉推進事業補助金を交付することにいたしております。かつて旧の仲南町では医療費、介護費の増大に向けてこの事業を取り組んで大きな成果が収められたというふうに聞いております。今もこの新しいまんのう町におきましては、現在も仲南地区において、16の団体がこの事業を実施しておるわけでありまして。健康福祉推進事業交付要綱に基づきまして、補助金の上限を一団体20万と定めており、すでに事業計画額の70パーセント相当分を概算払いとして支出をいたしておるところでございます。健康づくり事業は医療費抑制に十分効果が上がっていることは認識をしておりますが、財源にも限りがありますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。又、今後健康増進や、健康意識の高揚をはかるために、この事業を仲南町以外の他の地区へも普及していかなければならないと考えております。次に2点目の冠婚葬祭につきましてでございます。これに関係いたしまして、町長ももっとどんどん東京へ行って、有

	町 長	利な予算をとって来いというようなご指摘でございました。私も県議時代から東京のほうへは何度か行っておりますし、そういった点はある程度分かっておるところであります。今、中央政府におきましても三位一体改革と大きな行財政改革を行っているところで昔のように、これやりたいから予算くれと、何回言ってもなかなかくれるような状況にはありません。それ以上に今の状況では、私たちの町では、是非こういうことを、こういうことをやりたいんです、こういうことをやるとこういう結果が出てすばらしい結果が出ると思います、というような企画立案、他の町の真似をするんでなしに、まんのう町独自の新しい企画立案したものを国の方へ是非やらしていただきたいということで、お願いをしてそれが目にとどまれば予算がついてくる、そういうような形に今は変わってきておると思いますので、今後そういった政策立案ができるよう職員とも一生懸命に勉強してまいりたいと考えております。また冠婚葬祭につきましては、よりよき人間関係を構築するのには非常に私は重要であるというふうに思っております。ま、私といたしましては、まんのう町民と苦楽を共にし、悲しいこと、うれしいことも共有してまいりたいとこのように思っておりますので、冠婚葬祭につきましては町政執行に支障のないように、そのない限りにま、できるだけ努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
	議 長	ほかに。
	黒木議員	黒木議員。
	議 長	暫時休憩願います。 議場の時計で14時25分まで休憩いたします。 休 憩 14時10分 再 開 14時25分
	議 長	再開いたします。なお議場の時計で14時50分まで暫時休憩をいたします。 休 憩 14時25分 再 開 14時50分

議 長 末武議員 議 長 谷森議員	休憩をもどして、会議を再開いたします。 末武弘道議員。 さっきの私の質問の中で「——」や「——」という一部不穏当な言葉があったということで陳謝して、これを削除お願いいたします。 ただ今、末武君から不穏当の発言のため、議長において、発言の取り消しを許可されたいとの申し出がありました。議長においても不穏当を認めますので、発言の取り消しを許可します。 引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。２１番 谷森哲雄君。 それでは、ただ今より一般質問をさせていただきます。まず第１点といたしまして、入札制度について、日本国内で入札に絡んだ疑惑で県知事の逮捕、上級幹部の逮捕、さらにタウンミーティングのやらせ発言、水増し請求、プール預金など役所、公務員のモラルが低下しております。咄然としておるわけですが、ここで、本町の入札制度の改善、改革を提起いたします、まず第１といたしまして、小さな事業者の育成ということで、小規模工事、たとえば３００万円未満、あるいは１００万円以下の工事については、小規模事業者を対象とする入札制度、仮に「入札参加希望型競争入札」を設けてはどうか。特に近来、地方・地域の経済は疲弊して中堅企業、小規模事業者の経営、営業は深刻です。ですから小さな事業者の仕事確保の上からも是非実施してはどうか。 次に指名競争入札から一定の要綱、要件を設けて、一定の能力条件などが合えば誰でも参加できる受給希望型競争入札「制限付き一般競争入札」を実施すべきと考えますがいかがでしょうか。また大きい工事について指名競争入札から一般競争入札にしてはどうか。この事について、予定価格を事前に公表して入札すれば落札価格が当然下がるのではないのでしょうか。因みに過去数年間の平均落札率（予定価格に対する落札価格）は何パーセントでしょうか。 お尋ねいたします。また大きな工事については、分割・分離発注すれば、地元の業者にも仕事が回りますがこの点についても、如何でしょうか。特に地域の活性化を十分お考えいただきたい。 私は、以上提起いたしましたことを、入札制度に取り入れれば透明性、競争性が図られ、公平、公正となるのではないのでしょうか。 次２つ目でございますが、「品目横断的経営安定対策」への対応について。 この対策は戦後の農政の総決算とも言われる農業構造改革です。農業を危機的状況に追い込み、食料自給率の尚いっそうの低下、食料の外国依存を更に進める---このことは日本農業の存亡に関わるものです。日本の農業は家族経営（自作農）が全農家の９割を占めています。今回のこの「品目横断的経営安定対策」は農家の９割を農政の対象から排除するということではないのでしょうか。
---	--

	谷森議員	全農家対象の価格保障を廃止して「担い手」に限定した品目横断対策、米、麦、大豆、甜菜（さとう大根）、でんぷん原料馬鈴薯だけでなく他の野菜、果樹、畜産にも波及してゆきます。このことは、日本農業が、地域農業が崩れてゆきます。大きく言えば田畑が荒れれば日本の国土が荒廃してゆきます。こういう事は許されません。 栗田町長は所信表明の中で、農業、農家の支援を打ち出しております。地域農業を守る立場からして、更にこれからの課題として、集落営農を守り、集落内での助け合い組織や加工や販路の確保、地産地消を進めてゆかなければなりません。それとともに、この制度を農家によく説明し理解してもらい、この制度が悪法であり、今後において要件緩和や価格補償を求めてゆき、家族経営が持続可能な方向への農政の転換を求めていってもらいたいと念じるのですが、町長如何でしょうか。 なお、中山間地への直接支払い制度の改善充実も併せてお願いしたいし、鳥獣被害が深刻であり、これらのさらなる対策もお願いしたい。要するに農業生産と地域を守る対策を特に要求したいわけであります。この点、町長のお答えをお願いいたします。以上です。
議 町	長 長	町長、栗田隆義君。 谷森議員さんの質問にお答えをいたします。入札制度につきましては、6月定例会におきまして、谷森議員さんの質問にお答えしたとおりであります。今回ご提言をいただきました小規模事業者を対象とする入札参加型競争入札制度であります。現在検討いたしておりますが、一定の条件の登録は必要であろうかと考えております。また、業態調書、職員数、納税証明、建設業であればそれを証する書面、等々は必要と考えております。また、正式な指名願いの業者との兼ね合いをどうするのか、対象は建設工事業だけか、水道業も含むのかという問題も検討いたしたいと思っております。そういったものを検討しながら前向きに進めてまいりたいと考えております。次に制限つき一般競争入札についてであります。どこまでの制限か、という問題も研究し、また金額的なものについても定めなければならない訳でありまして、そういったことも今後検討してまいりたいと考えております。また、予定価格は現在は事後公表をいたしております。ま、公表についてもどの程度のものを公表するのか、いつの時点、事前に公表するのか事後に公表するのか、に関しまして検討してまいりたいと考えております。平均落札率につきましては、新町におきましては、予定価格を事後公表しておりますが、旧町では、満濃町では予定価格を公表しておりましたが、それ以外は予定価格の公表はしていないことから、少しあの、過去の平均落札率というのはちょっと分かりません。新まんのう町での工事につきましては、総務課のほうで公表をしておりますので、ご確認をいただきたいなというふうに思います。また、分離発注につきましても町内業者の育成等も踏まえ、また事業内容等も十分考慮し、出来る限りの対応を考えてまいりたいとこのように思っております。 次に品目横断的経営安定対策への対応についての、ご質問にお答えをいたします。商工経済は資本主義経済のもと、繊維産業な

	町 長	どの軽工業から鉄鋼造船自動車などの重工業へと転換が図られるなど急速に先進国の仲間入りを果たしてまいりました。今日の経済大国といわれる基礎を築いてまいりましたが、その過程で地方農業の担い手である若者が労働力として求められました。そのため農村では少ない労働力で農業を維持するために、ほ場整備などの土地改良事業や、トラクターコンバインなどの大型農業機械の導入によりまして、世界でも有数の効率的な農業であると共に、お金の掛かる農業が日本では営なまれてまいりました。しかしながら、1985年のウルグアイラウンドにおきまして、農産物の例外なき関税の自由化が盛り込まれ世界貿易機関であるWTOで水稻はじめ全ての農産物の関税が見直しを求められるなど日本の農業政策に激震がはりました。これらの外圧に対応すべく21世紀にむけた農政の指針とするための食料農業農村基本法が制定され国内の農業生産の増大や、食料自給率を45パーセントに向上させる目標値とともに消費者重視の食料施策や農業農村の多面的機能の発揮、中山間地域等の振興に取り組むことが明記をされました。農業従事者の減少、高齢化等による農業の生産構造の脆弱化が進む中で、効率的安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱な農業構造を構築することがまったなしの課題となっております。仮に現状の施策をこのまま継続していけば、農業農村が総崩れになりやもしれません。このためわが国農業の構造改革を加速するとともに、WTOにおける国際規律にも対応しえるよう、これまで全ての農業者を対象として個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る対策、いわゆる品目横断的経営安定対策に転換することとしたものであります。担い手に対して、集中的、重点的に支援を行うことにより生産性の高い農業経営が生産の相当部分を占める強靱な農業構造が構築され、生産コストの提言や品質の向上が図れると共に、実従事者のニーズに的確に対応し、農産物を安定的に供給できる体制が確立されることにより国内農産物の需要が拡大し食料自給率の向上にも資するものと考えております。本町におきましても10月にはJA支援による特定農業組合が7組合設立されまして、品目横断的経営安定対策への加入申請手続きを終えたところであります。品目横断的経営安定対策への加入にむけた体制づくりは麦作地域を重点的に行われておりますが、今後は米栽培農家への告知啓発を行うことで農家個々の小規模農業経営から集落営農や、特定農業団体等の大規模農業経営への過渡期であることを認識していただき、町と農家が手を取りあって基幹産業である農業の振興を図ってまいりたいとこのように考えております。しかしながら、今設立されました、特定農業組合は設立したとは申しまして、現在のところは経理を一本化しただけで寄り合い所帯であって、実際の農作業は個々の農家に委ねられ、5年後の法人化を経てようやく体制が整うわけであります。この5年間には農業経営が、個人経営から集落営農的共同経営に変わっていかなければならないこと、農家自身が認識するよう意識改革を図っていくことが今後の課題となっております。本町におきましても、中山間部では少子高齢化により人口が減少し、集落を維持することが、困難になってきておる集落もございます。延々と引き継がれてきた農村を子や孫に残すためには、地域住民が力を合わせ、お互いに助けあうことが肝要で
--	-----	---

町 長 議 長 谷森議員	あると考えております。県、J A等の関係機関と連携し、尽力してまいる所存でございますので、議員の皆さん方のお力添えを賜りますよう、切にお願いを申し上げます。また中山間地域の直接支払い事業、また、鳥獣被害の対策等についても、町といたしましては、全力を挙げて取り組んでまいりたいと、決意でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。 谷森哲雄議員。 町長のお答えに対して、再質問いたしますが、順序はいろいろなりますが、所謂、私が思うのは、予定価格を公表すれば、当然入札、所謂、落札価格が下がると、これは一般的なわけでありまして、それでそれを過去おおよそ何パーセントぐらいかというお尋ねいたしましたら、このことに対しましては、総務課のほうへ聞いてくれと、これはまあ、情報公開条例の絡みかどうかいたしません、このことについて、この席で落札率が何パーセントであるということはなんら支障ないのではないかと、私は考えるわけでありまして、再度この落札率何パーセント言うことについて、お答えいただきたいと思います。 それから、所謂、考えて見ますと、このごろ、ま、その、まんのう町内でも土木の業者が廃業とかこういうような噂も耳にするわけでありまして、そのように非常に地域経済が疲弊しとると、ま、そういう中で小さな業者あるいは、中堅以下の事業者にも仕事を回すためには、私は私が提案いたしました、小規模、あるいは中堅以下の場合については希望とか参加型とかそういう入札制度をとって、指名でなくして一般の競争入札をすれば結果として公平、また公正な入札が行われるのではないかと思います。そしてまた大きな工事に関しましても大手のたとえばそのゼネコンとまでもいなくても大手の中堅業者が指名である、落札した場合であっても、やはり町として分割あるいは分離発注をすれば、たとえば給排水とか基礎工事とかその他電気とかいろんな工事が地元の業者に回ってくるとこういうことは現に大都市では大いに進められておりますし、まあそういうことも是非地域の経済ということを考えていただきたいと、それからついででございますが、その予定価格を公表して落札した結果、80パーセント前後あるいはそれ以下と言うのが現実に長野県、あるいは岩手県でそういうことが実証されております。だから私は、その大型の工事はまあ、県の工事であれば、あろうかと思いますが、町内の場合には直接的にはないかも知れませんが、やはり私は今後のことを考えますとやはり一般競争入札、そしてまた入札価格の公表とこれが、非常に今後において、公平公正さが透明度が高まるのではないかと思います。ま、そういうことで、再度お尋ねいたします。それから、品目横断的経営安定対策、これは農水省とか国のほうでは非常にうまい表現で日本の農業はこれではなかったらいかんとまあ、こういうようなことでこういう経営安定対策ということになったかと思いますが、現実を考えてみますと、この私たち、まんのう町にあってはこれに対応する農家はたとえば個人ではまずないと思います。特に一般的には大体4ヘクタール以上北海道が10ヘクタールと、個人の場合はな、だからそういう中で集落営農とか、あの団体での組織づくりということで、担当の方でご努力いただいて、そういう組合員ですか、組織が7つほど作られ
-----------------------------------	--

	谷森議員 議 長 町 長 議 長 総務課長 議 長 谷森議員	たと、このご努力については敬意を表しますが、やはりなんと申しまして、この地域の農業、そして、またまんのうの小さな農家の人の生きる道、これを私は考えなくてはこの豊かな農村が先行き非常に暗いと、私はそういう面で特に日本の場合は基本的には家族農業、基本であります。この家族農業、営農を無視する国の政策に対しては憤りを感じますし、そういう中で町長も県とか国へ対してもな、地域農業、小さな家族農業、よう守るとこういうようなお考えの下で今後国県へもな、ものを言っていたきたいし、そしてまた地域農業を守るための積極的な支援、それでまた特に何言うんですか、あの一、集落営農を守るためにいろんなこう助け合いとか、いろいろ方策はあろうかと思いますが、そういうご努力を是非していただきたいと思うんですが、如何ですか。 町長、栗田隆義君。 谷森議員さんの再質問にお答えをいたします。過去の工事の数年間の平均落札率ということでございましたので、今年新しいまんのう町になって発注された工事については、ま、平均落札率わかっておると思いますので、また担当課長のほうから報告をさせていただきます。また、一般競争入札につきましては、今現在、県のほうでは3億以上の工事になれば、一般競争入札、をしております。それから5千万以上の工事については、事前に工事価格の発表をしておる、金額に応じてそういう対応をしておるわけでありまして、まんのう町といたしましても、そういうことを今後検討してまいりたいとこのように思います。 また、分割発注に関しましては、できるだけまあ、地元地場産業の育成、地元の業者の育成ということもございますので、出来る限り分割発注をして対応してまいりたいと考えております。また、あの品目横断的経営安定対策につきましては、私も日本全国一律に北海道も小さな面積の香川県も同じようには方策でやれということには、なかなかいささか疑問点も或るわけですが、一応もう国のほうでこういう方針を決めました。特に麦については、この秋からちゃんとそういう特定農業組合を作らんと、勝手にやるんやったらやってもええけど、補助金は出さんぞと、いうことですがみなさんどうしますか、ということでまあ、こういう対策をして7つの特定組合が出来たところでありまして、まあそれ以外の零細農業につきましても、町としてもまた今後いろいろ考えてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。 担当課長。総務課長、栗田義郎君。 ただ今のご質問に対してですけれども、今ここにですね、そのパーセンテージを持ち合わせておりません。あの、結果はすぐ分かりますので、よろしければあとですすぐお答えしたいと思います。多分97.6だと記憶しておるんですけど、ちょっと違ったらまずいので、あらためてお伝えをしたいと思いますので、よろしく願います。 谷森哲雄君。 まああの、入札落札率については、また総務課長に直接お尋ねいたしますが、90パーセント台というようなお答えらしかった
--	--	---

谷森議員 議長 白川年議員	んですが、やはりこれは若干問題があるかなと、こういうよに思うわけでございますので、ほんとに公正公平な入札透明性、透明度の高い入札ということで私は提起いたしましたことについて、ご検討いただけたらと思います。それからまた最初に町長よりお答えがありましたが、先の6月議会ですとか、小規模事業者登録制度とかこういうようなことも、是非速やかにこう実施していただきまして、ほんとにこのまんのう町の地域活性化というようなことで、そしてまたそういう方たちは納税をしっかりしていただいております。そういう小さな方が元気になるということが元気になるとまあ、そういうことでございますので、よろしくご理解いただけたらと思います。非常にまあ特に、あの、品目横断的経営安定対策、これも国で決まっておるので、なかなか地域の力では難しいと思いますが、あきまして、町長も鋭意努力していただきまして、ほんとにこの田園農村の豊かな町づくりが行われるように今後ともご努力いただきたいと思います。これで私の質問を終わります。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。4番 白川年男君。 4番白川です。発言を許されましたので、中核生きがい施設、このことについて、二転三転としてますが、その今後の方針なりあの、後、満濃池周辺整備その辺の道にも関連してますんで、少しお伺いしたらと思います。次々この問題は、森町長から香川町長、栗田町長と人も代わりまして、もちろん県の担当、2市7町いよりでしたが、これも合併して2市3町に変わってきました。まあ、そういう中で古い話から紐解いてみると、平成4年ごろ、最初はいの、皆さんご存知とは思いますが、ほたる見公園のほうから、上へ上がってあの奥側へ広い敷地を用意して、そこへその当時2市7町の最後の県の施設をつくとまあ、以前はまあまあ、その地域にお年寄りには温泉あり、若者には公園、スポーツ公園とか、そういうのを造っておけば住民はああよくやってくれたと非常に喜んで、時代もありましたが、時代も次々変わってまいりまして、余暇の使い方とか若者のニーズの多様化、そういう時代に遭遇し、またあの、見渡せば各町に町営温泉、そういうのがたくさん雨後の筍のように、次々と出来てまいりました。そして、まあ、よくよく考えてみるとやはり、最初よく人が集まってきても、道もよくなり、車も皆さん持っておる関係で、まあそのほうがなかなか湯もええし、サービスもええと、そういうんでだんだんこのカリン温泉にしてもしかり、最初は非常によくはやりました。しかしながら今のところもうひとつ、私もたまには財田とか、あるいは高瀬とかそれから、あそこの三野町とかあの辺も行きましたが、やはりまあ、もう1つ創意工夫、サービス面工夫せないかなあと、常々思っていますが、なかなかそう簡単には、いかんのではないかと思います。そして、まず第1のこの候補地、あすこのほたる見公園から、上へ上がってここへあの、第1の候補地としてあのそこへ道をつけるとそういうことについて私なりに古い平成4年ごろの平成4年の9月でしたか、その議会の議事録をいろいろ調べてみると本当にまあ、早急にそういう20億も30億も予算が下りてくると、そうすると土地は早く造らないかと、そういうのがもう目に見えておると、そういうんでまあ、前にその地域を砂防指定、そういうことを建設課長にも聞くと、
---------------------------------	--

白川年議員	確かに砂防指定をしてNTTとか公共の無利子の予算をとって、そしてそこへその施設造ろうとそういう計画が進んでまいったそうです。そしてまあまあ、あのこれは地権者には何も知らん間にそこを砂防指定にしたと、そうするとまあまあ、あのそういうことは私は思うんですけど、地権者が一人か二人とそういうんであれば、やはりまあまあ先方さんにもこうこうゆう事業をするんだと、そしてまあ、そこら話し合いが十分してなかったんだろーと思います。そして、その後まあ、そんなに結局土質が悪いかそいなんでもなかろうと思うんですけど、ようは目的はもう土地を確保するとそして道を入れるとそういうやり方でどんどん進んでいきました。そういうことで地権者、そのへん地権者のほうももうひとつじっくりいかんもんがありまして、結局これあの裁判になって最高裁判所その辺で問題になったが、やはり道理は踏んでおるので、結局町いうんか公共のほう勝ちました。してその後そのままの状態土地収用法、そういうのを行使もなかなか出来ずにまあまあ、次の高屋原の方へ第2の候補地のほうへどうしてもそこが出来ないのであれば、次のところを考えていかなければならんとそして今度高屋原のほうへまああの皆さんもご存知とは思いますが、10億に余っての税金を費やして、非常にいい土地を造りました。しかしながらこれまたあの、運動公園はすでに使用していますが、やはりまあ、同じ施設が琴平のほうにもあるんでまあ、あの県のほうもまあもういっぺんあの、目を覚ましてもうひとつ考えてみたらいいんじゃないかとそういう中で次にあのお、ま選挙とかそういうのがございまして、栗田町政に代わってきたと、してまあ、これは私も十分は聞いてないんですけど、第3番の土地として、今度かりん温泉のほうへ集約してくると、これはこれであの一、いい悪いはみんなよく煮詰めて進んでいくべきではあろうと思います。まあこういう中でよく考えてみますと、まず、最初のこの五毛線の入り口、ここについても、まず10億くらいは砂防指定で県の砂防工事でするんにしても、やはりこれは、あの、税金、皆さんがたの税金でしまいすると、して、10億からのお金を使って、それをずっと何年も普通の家のうちであれば、あの、自分のうちでこうこう家建てるんだったら、やはり慎重に慎重に考えていくだろうと思うんで、して、まああの相手さんの入り口の土地を通らねばそこへ入れん場合はやはり相手さんのその気持ちをよくあの、斟酌せなければまああの、ひょっと通してくれなんだら、おうちは、家は建たんただ基礎だけしても入る道がなけりゃ、とてもじゃないけど、それと同じで入り口の結局は入れんわけです。してまああのこのところ、町長の方も先方さんと話あってまあまあ、あの、或る程度もう目の目をみてるように、見えてきたそうなんですけど、まああの、私もあるときその地権者の人と話を聞けばまああのそういう名誉回復とか、そういうのをきちんとしてくれそうなんで、前向きに考えていきたいんだ、そうすればまあ、この道がつけば今あの私もこの係をしている満濃池周辺整備事業その上のかりん会館そしてかりん会館から下へ降りるかりん亭へのその辺をまず来年の予算にも満濃池まちづくり交付金その辺を使ってやっていこうかとそういうんで非常にまああのそういう方面から考えてもやはりこの先方さんとの話し合いを早急になさって、して、悪いことは悪い、その辺をどういう話になつとるか、それを直接町長に聞けば
-------	---

	町 長	県近隣2市2町との折衝は誰と行ったのかという質問でございます。香川県との協議は山下政策部長、また滝口長寿対策課長、と随時調整を図っております。施設整備での県補助金として、10億円の拠出計画を確認をいたしております。また近隣市町の調整は平成18年の8月21日の中讃広域の管理者会において、再度まんのう町で建設計画をしたいということで、ご理解とご承認を賜っておるところでございます。 2点目の生きがい施設をかりん温泉に併設することについてのご質問でございますが、基本的な考え方につきましては、先程白川美智子議員さんのご質問にお答えした通りでございます。また、先の11月6日に第1回目の機能検討委員会を発足したところであり、今後この委員会の中で様々な意見交換を行い、委員会としての基本構想が出来ました段階でパブリックコメントの手続きにより町民の方々に公表するもの、また議員の皆さん方にもご相談を申しあげたいとこのように思っております。 次、3番目に過去の2箇所の生きがい施設建設予定地跡地については、どのようになっているのかということでございますが、まず最初の1箇所目のかりん会館東側の跡地利用については、現在工事が中断いたしております町道五毛線この開通を目指しております。今地権者の方と鋭意十分話し合いをして、ご理解をいただけるように努力いたしておるところであります。早期解決を図ってまいりたいというふうに考えております。そして仮にご理解をいただけてこの五毛線が開通出来るようなことになりましたら、北口駐車場としての利用を検討いたしたいと思っております。尚、満濃池周辺整備期間中であれば中長期整備計画にも入れて整備していきたいというふうに思っております。 2箇所目の総合運動公園の建設予定跡地につきましては、建設課におきまして、跡地再検討のための委員会を立ち上げて、平成20年度中の完成を目指して誰でも自由に出来やすい、保守管理のしやすい総合公園施設の検討に入っておるわけであります。過去2回ほどのその跡地利用検討委員会を開きましたが、やはり芝生公園に作って多目的広場というような方向をま、いろんなご意見も出ておりますが、そういった意見も集約して早い時期に結論を出してまいりたいとこのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
	議 長 白川年議員	白川年男君。 最初のあの、あそこのかりん会館、五毛線のあの辺について、県が砂防工事したんだろうと思うんですけど、およそどれ位費用がかかるとるものですか。あの建設課長さんだったら分かると思うんですが。町が持ち出しはどれくらいとか。
	議 長 小野建設課長	建設課長、小野隆君。 今の白川議員さんの再質問でございますが、もうかなり古いことでありまして、私の頭の中もちょっと十分覚えておりませんが、数字的には、ですね、まあ、造成に関しては県の砂防工事で造成をやっていただいた。ということでございまして、町の持ち出し

	小野建設課長	は出ておりません。ただ、その前段です、用地買収をやっております。もともとあそこの土地に健康生きがい施設というような、こともありましたので、もともとの旧村の持ち山と周りの神社持ちの山とか、民地とかなんぼかございましたので、買収しております。その金額はちょっと定かではございませんが、それこそ10数年も前の話なんで私も覚えておりませんが、まそういう行為で大体あの土地を固めたということだったと思っております。ええ、それで県の工事費については2ヵ年です、約7、8千万の金額だったと思っております。以上です。
	白川年議員	まああの、向こうにしても、まあ広さから言うても、県、町合わせてまあ、10億くらいはかかっておるんでないかと、私素人なりに思います。こちらについても、10億に余ってかかっていると、高屋原の方についても何ヵ年かでそうするとあの、まああのそういう大金を投じておるところ、まあ今後十分に跡地を有効に利用してもらわんと年、そら町が借りるのは安くいろいろ借りるとは思いますが、ほんとにまあ、私がちょっと10億で年3パーセントとすると、年に9千万、10年ぐらいするとすぐ10億ぐらいになると、そういう試算になりますので、高屋原のほうについても、十分その費用対効果がでるように委員会も開いておるんであれば、そこらあの、それこそ、よくいう鋭意努力してその投資効果を見出すように町民が十分使えるようにお願いしたらと思っております。以上です。
	議長	答弁ありませんか。
	白川年議員	はい。
	議長	答弁ありませんか。
		引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。11番 黒木保君。
	黒木議員	失礼します。議長のお許しをいたしましたので、一般質問通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。私は先ほど三好議員のほうからも一般質問がありました、子供のいじめ等につきまして、教育委員会のほうから詳しく説明はいただいておりますけれども、テレビ、新聞等でいろいろと問題になっております、つい最近文部科学省のほうへいじめの遺族が会を作って文部省のほうへ今後こういういじめが二度とないようということで、文部科学省の方へも、その会が申し入れをしております。そういうほんとうに子供のいじめに対して、われわれ子を持つ親として、そういう方面では是非あってはならないということで、再度簡単でございますけれども、教育長に質問をしたいと思っております。学校におきましては、一般的に社会でいじめにあったというのが、50パーセント近くあるということも統計上出ております。今のまんのうの学校を預っていただいております先生方にこのいじめをされたという経験の先生方が何パーセントおるか、そういうことも分かる範囲で答えを願いたいと思うんです。 それはまだ教育長としてもその、この席でそれが答えられるかどうか、ちょっと疑問な点がありますけれども、先生方でいじめ

	黒木議員 議 長 黒木議員 議 長 藤田議員	夢を持っております。満濃池という、そういうきれいなところなり、国営公園、森林公園、ゴルフ場、本当にまんのうというのはええとこだな、というような気がいたしますので、是非とも、やっぱりまんのう側からＪＲに働きかけてそういう塩入駅を立派な駅にしていきたい、また同じように琴電の駅についてもそういうことを考えて、是非ともまんのうに実際に来とるんでしたらその２００万を確保して、今後観光に結びつけていただきたいというように考えますので、よろしく願いいたします。そういうことで、私の一般質問を終わります。 答弁は。 要りません。 本日の会議は、２４時まで時間延長をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は２４時まで延長することに決しました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 １０番 藤田昌大君。 議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告に基づき行いたいと思います。新しいまんのう町が発足し、記念式典も終わり、合併を機会に住民サービスの低下を極力おさえ、そしてまた効率的な運用に向けた機構改革を進めていく決意のもとにですね、発足した栗田町長については、県議会議員の職を捨て、町長の座についたわけであります。９ヵ月が過ぎた今、職場の現状と町民の声を町長はどのように受け止めておられるのか、お尋ねしたいと思います。 まず、職員の意識改革について、どのように取り組まれましたか。私は町長もご存知のとおり、本庁にはもとより、支所も含めた実態について、日常的に職員との対話する中で機会を得てます。その中でよく耳にすることが、旧町間の溝が埋まっていないということで、あります。窓口対応については、多くの不満の声を耳にしますし、一部の職員に対するしわ寄せが掛かりすぎ、現状また各課における人間関係についても、町長を中心とする意識の伝達を課長の指導性についても、日常的にどのように指導しているのか、お尋ねしたいと思います。また各課の統廃合について、小亀議員の質問の中にありましたので、これらについては、答弁を省いて結構でありますけれども、目玉として創設されたまちづくり政策課の中に周知担当があること、同和対策の担当があること、また企画情報課に交通対策があることについては、具体的に一部の事例でありますけれども、おかしいのではないかと、私は整合性のある課の統廃合を進めるようお願いしたいと思います。また環境保全課のですね、葬祭業務についても、１階の住民課の届け出でありますし、２階が葬祭業務の届けとこういうようになってございます。これらについても非常に町民は非常に不便を感
--	---	--

	藤田議員	じておりますので、それらについての、改善する考えがあるのか、そこでお答え願いたいと思います。各課の係りや担当の変更が急務と考えます。所見をお伺いしたいと思います。各課の窓口配置を見ますと、住民の直接対話する職員について、であります、私はとりあえずは、1年間は旧の満濃町の職員を中心に配置していきながら、仲南・琴南町ですね、職員の訓練をしたらいいかなと思っておりまして、ですが、残念ながら今の配置を見ますと臨時職員、非常勤職員がですね、主に窓口におけるような状況になってます。そういったことについて、住民のための配置であるかどうか、私は疑問に思っているわけでありまして。9月の中で住民窓口課ですね、担当者が置かれましたので、それらについても、町長は改善に向けて取り組んでいるとは思われますけれども、やはり根本的な改善についてはですね、課の統廃合なり、そしてまた、皆さんの意見を聞く中でですね、効率的な運営を図れるように、努力をお願いしたいと思います。特に職員の意識改革についてはですね、執行部、町長も含め、課長、職員全体がですね、今こそ合併を契機に意識改革することが大変重要だろうと思っております。末武議員の奥出雲町へ一緒にいきます。そういった中で町長の厳しさがある職場こそがですね、職員の生き生きとした対応が私は見られたと思います。やはり町長、鬼になっていただきたい、そう思います。やっぱり、厳しさをもってですね、そのことを管理職の皆さんも弁えてですね、職員指導をする中でですね、ぴりぴりとした人間関係がある中がですね、職場の生き生きとした住民サービスに答えられるだろうと、私はそう思いますので、是非そのような答弁を是非お願いしたいと思います。 次に国民保護計画に対する対応の現状とですね、町長の考え方であります。この法案について、基本的に論争することは避けたいと思いますけれども、現状をですね、会議は発足したはずであります。その事務局は誰がなって、どのようにされるのか、報告願います。町民の危機管理意識をですね、どのように啓蒙していくのか、お尋ねしたいと思います。特にわが町においてはですね、内陸部であり、無用の想定がですね、読むと想定されます。あんまり不必要な部分についてですね、深く入り込むことはないと思いますけれども、やはり国、県の指導でありますので、画一的な対応をしなければならないと思っております。それらについて、住民には今の住民意識からは非常になじまない部分が大きいのではないかと思っておりますので、それらについてですね、職員の任務はどうなるか、そして町民の義務はどこまであるのか、そういった部分でですね、お尋ねしたいと思います。そして、実態にそぐわない部分についてはですね、是非あんまり浸透させないようにしたほうがいいんじゃないかなと思います。また、町民に対する周知、法の前段でですね、これは国民保護法ですから、基本的な基本的人権の尊重を一番に取り上げております。しかし、有事にあたって、人権に対する議論はですね、まったくナンセンスでありまして、イラク戦争でも武力行使の犠牲になるのは一般的な国民であることが周知の事実であります。まあ、そういったことを周知するのは、ちょっと変でありますけれども、国の方針である以上ある程度町としても対応しなければなりませんので、まんのう町として対応しなければならない具体的な義務行為について、具体的にお
--	------	--

	藤田議員 議 長 町 長	示し願いたいと思います。私はこのことについて、再質問に、委員でありますけど、発想の転換を行い東南海地震の対応や、台風集中豪雨の被害を想定した部分に置き換えるのが適当でないかなと思いますけれども、このことについてはですね、国民保護法そのものが、国民の財産や生命を守るといった立場でやられています。それは国家的な統制になりますので、そういった部分をですね、具体的に町でやる場合にはそのことを重点においてですね、町当局のですね、最大の責務と町長の考え方をお伺いし、また職員の周知、そしてまた住民の対応をどのようにしたらいいのかお尋ねしたいと思います。以上であります。 町長、栗田隆義君。 藤田議員の質問にお答えをいたします。まず第1点目の職員の意識改革につきまして、であります、これにつきましては、私も当初から行政は最大のサービス産業であるということで、職員も地域住民の目線にたっているいろいろな考えていただきたいということを訴えておりますし、これからの行政は自分たちの町は自分たちできちっとつくっていくというようなあの、責任をもってやっていかなければならない、これも強くいつも話しております。また、今までのような県とか国とかの押し付け行政をやるのではなくて、やはり自分達で企画立案をしてどんどん訴えてやっていく、そういった考えを持って欲しいということも話しておりますし、その伝達方法といたしましては、毎月の月のはじめに課長会を行っております。その時にそれぞれの課で私の考えというものを徹底してほしいということで、話をしております。如何せんまだ、全員集まってお話をするというような機会はありませんが、新年は何とかできるかなというふうに思っておるところでございます。また、課の統廃合につきましては、合併して9ヶ月ほど経ちました。住民の皆さん方、また各議員の先生方からいろいろお話の中で「この事務はどこの課なのか、よいよ、分かりづらいが。」と、言うような話もよく聞きます。私もそういう気がしておるところでございます、今までの課というものは、合併協議会の中で承認を得て課、室を設置しておるところでございますが、短期間の間にやったということもありまして、今の現状にそぐわない点も多々あろうかというふうに思います。そういった面で来年の19年の4月には課の統廃合、また再編成をしていきたいと思っております。それにおきましては、各課の名前も比較的分かりやすいような、課の名前にしていきたいと思っておりますし、それぞれの所管事務についても、もう一度見直したいなというふうに思っております。特に私の私見でございますが、今、現在総合計画とか、交通網体系、また企画情報は情報課という事であり、また行財政改革緊急改革プランはまちづくり政策課と、定員管理等は総務課というようなことで、それぞれ3つの課にまたがっておるところであります、重要な行財政改革とか、基本計画等については、きちっとした1課で取りまとめて、強力な体制で行財政改革を押し進めていくような課をきちっと1課つくってまいりたいとこのように思っておるところでございます。また、これも私が常々私自身が思っておるところであります、旧の満濃町では、地籍調査がずっと行われております。もう17、8年前に15年計画で旧の満濃町全部見直して、地籍調査をするんだということでやってま
--	-----------------------------------	---

	町 長	いりましたが、今17、8年たった時点でもまだまだ道中ばといいますか、まだ半分にも達しておりません。このままでやっておりますと、まだ20年近くかかるんじゃないかなというふうに思います。これは新しい調査をした土地で課税もするということがありますので、早急に進めたいと思いますので、県の方へも補助金等の関係もありますので、お願いをいたして、その地籍調査については、もう1チーム作って早急に完了させていきたいな、というふうに思っております。また全ての課の事務事業の見直し、また課とか室ということも全般的に見直していきたいと思います。ま、それにあわして4月には人事異動も行うわけではありますが、この人事異動におきましては、それぞれ職員の皆さんがたのやりたい仕事とか、自分なりに町をこういうふうにしていきたいとか、というような提言等々も文書にして提出していただいて、それをもとにいろいろ人事も計画もしていきたいというふうに考えております。 また2番目の質問であります、国民保護計画についてでございます。町長の法案に対する考え方ということでございますが、国民保護法は、法律の施行により町の責務が決められております。行政は法律に基づき、種々行政サービスを行い、法律の範囲内で条例を制定しているものでありますことから、この法律についての考え方は、控えさせていただきます。あくまで、法律に基づき粛々と事務を行なっていきたいと考えております。 また現状と主旨ということでございますが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法が平成16年6月14日に成立し、関係の政令とともに9月17日に施行されたところでございます。この法律は、武力攻撃や大規模テロから国民の生命、身体、財産を保護し、国民に及ぼす影響が最小となるよう国、都道府県、市町村等の責務や国民保護の措置等について定めたものであります。 まんのう町では、この法律や香川県の国民保護計画に基づき、平成18年度中に「まんのう町国民保護計画」を作成する予定です。それに伴い11月14日には第1回まんのう町国民保護協議会を開催し、委員の委嘱及び今後の策定スケジュール等についての説明を終えたところです。職員の任務と周知方法・具体的な町の義務行為ということでございますが、職員の任務の主なものにつきましては、1つ、国及び県から伝えられる警報の伝達、サイレン等でございます。2番目に避難の指示の伝達、また避難住民の誘導。3番目に、避難所の開設・運営、これには食料、飲料水及び生活必需品等の供給または貸与をしていきたいと思っております。4番目に安否情報の収集、国県からの照会に対する回答。5番目に復旧業務、ライフラインとか道路等についてであります。これらが主なものであろうかと思っております。これにつきまして、実施担当部局など保護計画の中でも計画するものでございます。また、職員への周知につきましては、現在並行して作成中のまんのう町地域防災計画での最終基準や担当業務の説明会を行う予定でありますので、それに併せて行う予定でございます。町民に対する周知方法につきましては、広報誌及びホームページ
--	-----	---

	町 長 議 長 藤田議員	による周知をしていきたいとこのように考えております。 藤田昌大君。 再質問を行います。 職員の意識改革についてであります、具体的なスケジュールをぜひお示しいただきたいんですが、といいますのは、会議は当然やっておると思いますし、課長会も前から聞くとおり1ヶ月に1遍の月の初めの月曜日ですかね、やってるなあという気がします。そのことについてはええんですけども、残念ながら町長の指導性がどうなのかということに疑問を持ってるわけであります。町長は選ばれたもんです、自信を持ってぜひ進めていただきたい。職員や議員にですね、遠慮する必要ないと思うんです。こうなると決まった時は、栗田カラーを出して、ぜひ遠慮することなく課の指導なり、職員の指導も徹底的にやっていただきたいと思います。そのことが緊張感を増した職場体制が築かれる、そしてそのことが合併の効果が、栗田町長になって良かったと言われる評価をぜひ、私たちも協力しますので、自信を持って進めていただきたいと思います。そして、課の統廃合とか課長それぞれ特徴があります、けど「合併しても何ら変わらんやないか。」という言葉が方々で聞かれるんですね。そして、職員が口を閉ざして困ると。何を聞いても知らぬ、存ぜぬ、こういう部分がですね、相手に責任転嫁をすると、そういったことを住民から聞きます。そういった部分ではぜひ、分かっていることはあからさまにはっきり言ってもらいたいということなんです。要は全然言わんことは、自分がやる気ないということなんです。仕事をする気がないということをやってる、そういうことなんです。たまたま、まちづくり政策課長が割と斬新な方でございまして、やるようであります。ある面は評価されるべきだろうと思いますし、それぞれの町長のあれに合わなければですね、当然注意をするべきだろうと思ってます。ただ、そういった中で職場を訪ねてみますと、課長と課長補佐の連携が全くなっていないということは、事実としてあると思うんですよ。「どこ行っとんや。」って聞いたら、「知りません。」って言われますんで、やはり私ら、あなたたちは公務員のあれですから、その法に基づいたですね、行為をやってもらいたい。そのことが職員のまず責務だろうと思ってます。 もう1点、課長職員の皆さんにお願いしたいのはですね、やはり各課のコミュニケーションをもっと大事にしていきたいと、そういうことなんです。ただ琴南から来とる、仲南から来とる、満濃の人やからという声がまだまだ聞かれます。そのことはぜひ1年間の中では払拭していただきたいと思います。そして私は職員配置図を持っていますけども、やはり住民課の最前線は、仲南と琴南の職員ですね、いちばん前の端が、今変わりましたから満濃の方が来てます。そして福祉保健課が満濃の職員でありますけれども、1人は教育委員会の職員であったと。地域包括支援センターについては臨時職員と職員、健康増進室については満濃の職員ではない、とこういったことを全部見ますとですね、ほんとに税務課について個別には言いませんが、前の教育委員会の
--	--------------------	--

	藤田議員	職員、そういった部分を考えますとですね、ほんとに窓口来るお客さんはほとんど満濃の方が多くですね、旧の満濃町の方が。そしてそこで顔なじみの人とお話をすると。職員、窓口にお尋ねする町民はですね、たぶん町民の1割ぐらいでないかなと、私は思っています。その方が頻繁に来るだろうと、そういうことに対応するとどうしても馴れ合いの部分になるだろうと思いますし、琴南仲南についてはですね、特にそういった部分が多かったやに聞きます。またあのおっちゃん来とる、おばちゃん来とるいうんで、そんな対応をしょったという部分がありますけれども、やはりこれからのまんのう町、新しいまんのう町についてはですね、そういった窓口対応を極力改善していきながらですね、やはり町民との対話は大事でありますけれども、そういった意識改革、そしてどの職員がでもですね、公平に対応できるような配置をぜひお願いしておきたいと思います。ある、こないだの町職員のあれに参加させてもらいましたけれども、3分の1しか参加しないという部分がですね、非常に組織としての危惧を感じております。やはり執行部、職員が一丸となってですね、やっていくことが重要であります。ましてや公務員でありますから、今いちばん公務員パッシングがきてるんですよ。そんなかではらばらであればですね、どんなことを言われるか分かりませんから、給与の面では叩かれてますけれども、ほんで比べる時には、少ない企業と比べて高い高い言われよんですね。そういったことに、非常にマスコミは不平等な対応をしますので、それはぜひ気をつけてやっていただきたいと思います。そして1点だけ気になったのがあるんですが、現業職は一切採用しないということがさっきの小亀君の、小亀議員のですね、答弁の中から出てきました。ということは、給食や衛生業務を下請け管理する、将来的にするつもりがあるんですか、それやるんですかということをちょっと確認だけしておきたいと思います。 国民保護計画についてであります、町長の答弁の中でですね、職員の任務の中に具体的な部分がありまして、このことはですね、やはり地域防災の一番大きな部分だろうと思います、すり替えたらちょっと怒られますから、表向きは国民保護計画に則ったと言いながらですね、ぜひ地域の危機管理の中ではですね、本当に起こりうる東南海地震とか集中豪雨とか台風被害に備えたきちとした危機管理をここでしていくべきでないかなと、この国民保護計画に則ってですね、ぜひやっていただきたいと思います。そのことが食料備蓄の問題も出てきましたし、避難場所の問題も出てきました。そういった部分でですね、ぜひ職員だけではできない部分があるだろうと思うんです。そこを公設消防、自衛消防との連携はどないなるのかという部分であれば、これは普通の地域防災の絡みになるだろうと思います。そういった部分ではですね、ぜひこの国民保護計画についての中身をですね、実際有事に想定していると言いながらですね、香川県の国民保護計画によりますと、実際まんのう町で想定される部分について対応しなければならないのはですね、テロ攻撃なんですね。テロに対してはどこで起こるか分かりませんが、はっきりと上陸作戦やそんな絶対ありませんから、まんのう町では。そりゃ島根県や日本海側では考えられます、それもありますし、ミサイル弾
--	------	--

	藤田議員 議 長 町 長	道攻撃も想定されますけれども、善通寺自衛隊がありますから、その部分については非常に危険な部分であります。そういった部分でも、要は中身が町民に対して周知しなければならないかという点ですね、やはり研修会をしていながら、その中身をどう捉えていくかということです。最終的には基本的な人権を守りながら、町民の基本的な生命や財産を守るよという部分だろうと思います。そのことについてはですね、きちっと備蓄と国民保護とうたっております。ですからその備蓄がどこにどうあって、そしてライフラインをどう確保していくかと、そういった部分がですね、阪神大震災の時に非常に困って、訓練をしますけれども、たぶんまんのう町でやったって、町民の1割参加しないでしょう。そういった部分をどう啓蒙していくかということがたいへん重要だろうと思ってます。ですからこの捉え方はですね、私が思いますのには、保護計画の審議会ができたと思うんですね、その中に職員の任務と役場の任務、2つあります。そしてもう1つは、地域防災の絡みを考えますと自衛消防や公設の消防の位置づけは、防災計画と照らし合わせてやっていただきたい。そのほうがより有機的に動くと思いますし、日常的なライフラインの整備、それが重要だろうと思っております。今、平和ボケしとる日本人にはどう映るかもしれませんが、やはり集中豪雨なり台風災害は、いつ起こるか想定されませんので、それまでに備えはきちっとやっていながらですね、今の異常気象を考えますと、台風とか集中豪雨はある程度予測されます。アメダスを観ていたりしたらね、そういった部分については、たぶん無駄やっということをするのがですね、この防災計画だと思います。無駄なことをやって初めて、町民の財産とか命が救われるだろうと思ってます。そういった部分でやれるのは、私のまんのう町しかできませんので、それらについてはですね、やはりきちっとこれとの整合性を持っていながら、ある面で私の意見としては、地域防災計画をですね、充実させる方向に持っていったらどうかと思いますので、その辺もう1遍、町長ですね、お考えをお聞きしたいと思います。以上であります。 町長、栗田隆義君。 藤田議員の再質問にお答えいたします。 職員の意識改革ということでございますが、各種の講演会等も行って、今やっておるところでありまして、私も町長に就任した早々、新しい町ができて、3町の町民が心を1つにして新しい町をつくっていかうということで、ぜひその前には、町の職員が3町の垣根を越えて、早く1つになってほしいということを最初に訴えたところではありますが、今8ヶ月ほど経ったところではございますが、だいぶ融和というものはできてきたわけではありますが、なかなか長年にわたって各町でやってきた方法とか考え方というのがあって、なかなかまだまだ心が1つになっているということは難しいのかなというふうに思っておりますが、いつまでも合併したから、合併したところだからという言い訳はできないと思います。早く町の職員もすべての方が心を1つにして、新しい町の発展に尽力してまいりたいと思っております。そういった意味でこの合併してから8ヶ月経って、いろんな町民の方の意見も聞
--	-----------------------------------	--

	町 長	かせていただいております。そういったことで、来年の４月には、そういったことに少しでも応えられるべく、大幅な組織の改革、課の統廃合等も進めてまいりたいとこのように考えております。
	議 長 藤田議員	また、国民保護計画につきましては、先ほど藤田議員さんご指摘のとおり、町民の貴重な財産と尊い生命を守ることでは、防災計画ともリンクしておるものが多いでございます。そういったことで、防災計画とも併せまして、地域住民の防災組織等、また消防等とも連携を密にして、まんのう町の安心・安全のためにがんばってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 藤田昌大君。 たいへん貴重な答弁いただきまして、１つだけ提案しときたいと思うんです。職場の意識改革に一番簡単な方法は、朝礼をするかせんかでしょう。そして挨拶をするかせんか、そのことができるかできんかがですね、たぶん民間企業へ行った方はたぶん分かつと思うんです、朝寄って、今日の１日の部分をどうするかと。お客さんが、窓口サービス業務ですね、お客さんが「おはようございます、今日は何のご用でしょうか。」という声を掛けられるか掛けられんか、そのことがですね、変わったという意識を植え付ける、一番目に見えた方法なんです。初めて僕ら自身も思いました。郵便配達しながらですね、「ありがとうございます」「いらっしゃいませ」そういうのがですね、ほんとにいいのかと思いながらですね、例えば電話の応対１つでも同じですよ、「はい、何々町役場、誰々です」というのが聞こえたらものすごえんですが、「はい」ではいかんのです。そういった具体的なですね、行動、一つやろうということですね、やっぱり町長が筆頭になって決意をしていただければ、私は非常にありがたいかなと。それも職員組合との話を十分していただきたいと、ただ命令してやれるようにしたんではいかんので、それをきちっとやってですね、栗田町長のカラーを出して、ぜひ「職員が生き生き仕事しとると、よかったの一。」というまちづくりをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
	議 長	答弁はいりませんか。 議場の時計で１６時４５分まで休憩をいたします。 休憩 １６時３２分
	議 長	休憩を戻して、会議を再開いたします。 再開 １６時４５分 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 １７番、大西豊君。
	大西議員	ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。それに先立ちまして、まず最初に、町

	大西 豊 議 員	長が本会議冒頭に、9月議会においての不手際の対応について謙虚に受け止め、真摯に対応していただいたことに敬意を表します。今後は町長を先頭に、役職員が一丸となって公平な町政を運営していただくことを希望いたします。 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。 まず1番目、行財政改革、情報公開について。2番目、町有財産（施設等）の適正な管理運営について。3番目、まんのう町保育所入所募集要項についてを行います。今まで重複する質問もありましたが、私は具体的な数字をもって質問をいたしますので、親切な答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 まず1番目、行財政改革、情報公開についてであります。1番目、実質単年度収支黒字化に向けて、平成19年度はどのような規模の予算計画しているのでしょうか。2番目、事務機構の見直しを施政方針でうたっていますが、課の統廃合を含めて検討されているのか、具体的にお知らせください。この件につきましても、何人もの議員が質問されました。私は、今ある町長部局、16局、16課ありますが、具体的に行財政改革の中で、また今の課の体制での不具合が、いろいろ議員から指摘もされ、執行者からもいろいろと見直されるとの発言がありましたので、現在ある16課以下に抑えるのか具体的な数字を、また減らすのかどうかについてお知らせをいただきたいと思います。3番目、6月議会で、行財政改革のための各種検討諮問委員会を着手するとの発言がありましたが、その後の設置をした諮問委員会の経緯についてお知らせをいただきたいと。4番目、まんのう町のホームページの充実についてどのように考えておられるのかお聞かせをいただきます。この件についても直接間接質問がありましたが、私はこの件について、例えばまんのう町のホームページにおいて例規集、庁舎内では合併当初から閲覧をできておりましたが、一般町民には9月26日までは準備中でありました。この件についても再三、ある課長に対して発言をしましたが、認識不足で「そんなことはない。」との発言が多かったようであります。しかし現在9月26日に、まんのう町のホームページの中の例規集については開かれており、住民の方々がいろいろ情報を開示する急務になっとうであります。この件についても、なぜ9月26日まで遅れたのか、その点についても掘り下げて答弁をいただければ幸いと思います。 2番目、町有財産、施設の適正な管理・運営について、この件につきましては、町長から冒頭いただきましたので、発言がありましたので、今日の一般質問については町長の答弁に適うべき答弁をいただきたいと思います。1番目、まんのう町出資法人、財団法人ことなみ振興公社、㈱グリーンパークまんのう、有限会社仲南振興公社について、指定管理者より四半期前の事業報告を適正に行われているのでしょうか。また、問題点はないのでしょうか。1点につきましては9月議会についての審査がありましたので、その以外の件について質問をいたします。2番目、公用車134台（平成17年度決算書135台）について、例えば事業用車両のし尿処理車両6台で事業を展開し、月平均506件を1日あたり5台稼動したとしたら、1日1台あたり5件の計算となります。
--	-------------	---

	大西 豊 議 員 議 長 町 長	また、近年合併処理層や公共下水の普及が進む中で、し尿処理車両の需要が減少することなども踏まえ、今後どのようにしていくのか、また福祉バス・巡回バス・福祉タクシーの前年度対比の利用状況はどのようになっているのかお聞かせをいただきます。この件につきましては、担当課ではご存知と思いますが、1両マイクロバスを増やしたにも関わらず、1割強の利用減となっておりますので、その辺についても原因があれば報告いただきたいと思います。 3番目、まんのう町保育所入所募集要項についてであります。平成19年度まんのう町保育所入所募集要項によると、保育時間、月曜日から金曜日は8時から16時30分、土曜日は8時半から12時、月曜から金曜は希望により7時30分より18時となっておりますが、この保育時間は守られているのでしょうか。町長の施政方針によりますと、子育て対策について少子化の進む中、安心して子育てのできる環境整備を図ってまいります、子供を安心して産み育てることのできる環境づくりを進めてまいります、とあります。施政方針に従って進めていただくようお願いしますとともに、本当に保育時間が守られているのか再度調査をしていただき、その結果を報告いただきたいと思います。 以上で一般質問を終わります。 町長、栗田隆義君。 大西議員のご質問にお答えを申し上げます。 まず第1点目の行財政改革、情報公開に向けてのご質問でございます。実質単年度収支黒字化に向けての19年度予算編成についてのご質問でございます。閉会中の各常任委員会で、総務課長から口頭や書類で説明させましたが、新聞報道の17年度市町普通会計決算状況のまんのう町の報告と、旧3町での実質的な相違であります。実際には単年度収支892万2千円、実質単年度収支3億4,423万1千円の赤字となっております。この実質単年度収支を黒字化に向けてどのようにしていくのか、非常に重要であります。合併し、旧3町の一体化をどうするのか、住民負担をどうするのか、各種補助事業をどうするのか、19年度の基本的な方針を定めて、現在各課からの予算要求を取りまとめて行なっております、歳入面も国が進めております一部税源移譲、交付税改革、地方譲与税の見直しなどを踏まえまして、19年度の予算を検討してまいりたいと考えております。 次に、事務機構の見直しでございますが、先ほどいろいろお話をさせていただきましたように、具体的な課の名前も変えていきたい、また課につきましては、いくら課を減すかということは、すぐにはお答えできませんが、課の統廃合も進めてまいりたいとこのように考えております。 次に、情報公開におけるホームページの充実をどのように考えておられるかということでございますが、ホームページにつきましては、様々な各課の情報を「くらしのカレンダー」と表紙の「新着情報」に掲載を行っています。しかし、まだ全ての機能を充
--	--	---

	町 長	分に活用できていませんので、各課と意見調整を行い、充実を図ってまいりたいとこのように思います。また大西議員さんご指摘の遅れた理由につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。 次に、町有財産の適正な管理運営についてであります。四半期ごとの事業報告義務は（有）仲南振興公社に有り、「仲南町公の施設の指定管理に関する協定書 第2号」の12の7に従い、適正に報告を受けております。また、（財）ことなみ振興公社におきましては、「エピアみかどの管理に関する基本協定書」第23条の業務実施状況の確認により、上半期の経営状況の報告をいただいています。また(株)グリーンパークまんのうにつきましては、地方自治法221条3項により決算報告を受け、議会に対しては地方自治法第243条の3の2項の「財政状況の公表」に従って、説明資料を提出しておりますのでございます。なおご指摘の問題点につきましては、出資法人3社とも非常にまあ、昨今の非常に苦しい経営状況に置かれているのが現実でございます。役員会・理事会において、経営方針の是正と改善について厳しい議論がなされたことをお伝えいたしますとともに、これら出資法人の経営状況の詳細な説明は、事業年度決算報告時に行いますので、よろしくお願い申し上げます。 次に、公用車の問題で、公用車の管理運営についてのご質問でございます。環境衛生関係事業用車両は、現在、各業務を行うために22台の車両があります。各事業ごとの車両台数は、可燃ごみ・不燃ごみ収集用パッカー車が4台、これは旧の満濃事務所に2台、琴南事務所に1台、仲南事務所に1台ございます。資源ごみ・粗大ごみ収集用車両が10台、満濃リサイクルステーション3台、琴南事務所3台、仲南事務所4台ございます。し尿処理用車両が6台、葬祭用霊柩車が2台となっています。その中で、事業用車両のし尿処理車両についてのご質問であります。現在、し尿処理車両台数は6台、その内2台、4トン車1台と8トン車1台であります。は貯留施設から最終処分施設、瀬戸グリーンセンターへの搬入車両に使用いたしております。また、各家庭の収集用車両に2トン車4台、満濃地区2台、琴南地区1台、仲南地区1台を使用して収集業務を行っておりますが、今年度の業務車両の使用実績等により、台数削減についても検討をいたしておるところでございます。そして、し尿処理業務体制では、琴南地区と満濃地区については直営、仲南地区については委託で行っておるため、運営方法についても現在検討を行っているところであります。また、町では生活環境の基盤であります合併浄化槽設置補助事業や公共下水道事業を推進しており、し尿処理件数は減ってゆくことになるため、車両数や事業内容の見直しも必要と考えております。以上のようなことから、ご質問のありました環境衛生業務についても、事業用車両の的確な管理と効率的な業務運営が図られるよう努めているところでございます。 次に、福祉バス・巡回バス・福祉タクシーの対前年度対比の利用状況についてでございます。まず福祉バスでございますが、これは仲南町の温泉送迎バスでございます。11月末の対前年度対比をお知らせいたします。琴南地区福祉バス利用者は、平成17年度は901人、平成18年度では781人で86.6%に減少いたしております。満濃地区福祉バス利用者は、平成17年度
--	-----	--

	町 長	1, 734人、平成18年度で 1, 973人で113. 7%に増加をいたしております。仲南地区福祉バス利用者は、平成17年度 3, 728人、平成18年度 3, 434人で92. 1%に減少しております。続いて循環バス、100円バスでございますが、この11月末の前年度比率をお知らせいたします。仲南地区利用者は、平成17年度1, 381人、平成18年度 1, 104人、79. 9%に減少しております。福祉タクシーの11月末の対前年度対比をお知らせします。仲南地区福祉タクシーの利用券枚数は、平成17年度 2, 695枚、平成18年度 2, 726枚で101. 2%に増加をいたしておるところでございます。よろしくお願いいたします。
	議 長 教 育 長	教育長、尾鼻勝吉君。 大西議員さんのご質問の中で、保育所募集要項についてということにつきましては、運営の所管が教育委員会ですので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。保育所の保育時間は守られているのでしょうかというご質問なんですが、現在、町内公立4保育所の保育時間は8時から午後4時まで、土曜日は保育の希望がある場合は、8時から12時までと決めています、希望により月曜日から金曜日までは午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前7時30分から12時まで保育を行うことといたしております。この保育時間につきましては、平成17年度と同様で、現在4保育所ともに実施をしておるところであります。現状ですが、琴南保育所は今現在60名を預っておりますが、60名が定員で、11月1日現在で45人預っております。で、朝と夕方、朝7時半から延長保育ですか、5時6時までの希望が5名です、土曜日をみてもらいたいという希望が出とんのは1名です。で、すべての子供が毎日というんじゃございません。家の都合によって定時で帰る場合もございます。それから、長炭保育所が定員45名で、今11月1日現在の入所数が49名です。で、朝早くからということの希望が16名、それから午後園長というのが15名です。で、土曜日を希望しておられるのが3名です。それから満濃南保育所ですが、定員90名で11月1日現在で91名受け入れております。で、朝早くからというのが20名、延長というのが13名です。土曜日が5名。仲南保育所は定員が70名で、11月1日現在で69名を受け入れておりますが、朝から午後6時までという延長が両方とも10名です。土曜日は0でございます。以上のような状況の中で現在運営いたしております。以上で終わります。
	議 長 栗 田 総務課長	総務課長、栗田義郎君。 ただいまのご質問で、ホームページに条例がなぜ9月末になったのかというご質問でございますけれど、これにつきましては3月20日の合併の時に、条例規則専決処分を行っております。で、5月の臨時議会におきまして、専決処分の承認をいただいておりますような状況でございます、また6月には議会におきまして、一部改正等々もございました。で、職員間は改めて再チェックをするというような具合もありまして、内部的には条例規則を見れるようにいたしておりますけれども、外部に出す場合には誤字脱

栗田 総務課長	字は絶対だめということですので、改めて再チェックをいたしておりましたし、その株式会社ぎょうせいに委託いたしておりますけども、そこで再チェックを全部かけておりました。そういう状態で、9月末にホームページにおきましてまんのう町の条例関係のホームページに記載できるような状態になっております。以上でございます。
議長 齋部企画 情報課長	企画情報課長、齋部正典君。 大西議員さんのご質問の中に、琴南地区の福祉バス、車両は増えてるんだが利用者が減っている、というお話がございました。この件ですが、温泉の送迎バスは琴南の振興公社が、現在運行いたしております。台数の件でございますが、台数も昨年と同じ5台でございます。5台のうち2台がレンタカーでございます。なおまあ、利用人数が減少した理由でございますが、3地区を月2回、回っているわけでございますが、この4月になりまして、昨年までは70歳以上の老人の方はですね、入浴料が無料であったのがこの4月から100円になりました、というのが1件。それと営業時間が午前8時から開けていたのがですね、この4月から10時、午前10時に遅く変わりました。ということで、お年寄りの方の利用が減ったと思われます。以上でございます。
議長 町長	町長、栗田隆義君。 1点、答弁漏れがございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。行財政改革、情報公開についての3番の各種委員会の設置状況についてのご質問でございました。現在、委員さんを委嘱して行なっている委員会等は、まずまんのう町総合計画、これは19年度、行財政改革大綱作成、これも19年度、集中改革プラン作成、これは18年度、交通網整備計画策定委員会、これは早期の作成を目指しております。地域防災会議、これは18年度、国民保護協議会、18年度、男女共同参画会議また町連合自治会組織、健康生きがい中核施設機能検討委員会、総合公園見直し検討委員会等々は早期決定に向けて、今やっております。これらを開催いたしまして、各種委員さんにご参集をいただき、計画書策定や方向性の確認に向けて、今、協議を行なっておるところであります。これらは、18年度内の策定や決定、また19年度早期に決定・策定するもの等ございますが、どうぞよろしくお願いいたします。
議長 大西豊 議員	大西豊議員。 それでは、再質問を行います。一応、総括して再質問いたします。 新しいまんのう町が誕生して、平成18年3月20日に完了し、住民の大きな期待のもとに新生まんのう町が誕生しました。そして、4月23日には町長、議会議員の選挙を行われ、栗田町政がスタートし、早や8ヶ月が経過し、厳しい財政事情の中で、公約実現のために行財政改革が進められておるところであります。しかし公約の1番に挙げられておる実質単年度黒字化についてであります。今議会に提出されておる平成17年度決算資料等を分析すると、実質単年度収支3億4,400万円の赤字及び税

	大西 豊 議 員	金等の未収金の中に会社等の倒産による旧町時代の焦げ付き、未処理部分を含めると、相当な赤字の金額になり、厳しい財政事情の中で、平成１８年度実質単年度黒字化は残された最後の四半期、より効率的な事業展開を行うとともに、平成１９年度の予算決定においても歳出削減が重要ではないかと考えます。町長の所見をお願いいたします。それとともに、旧町が住民福祉の向上の名目のもとに箱物を作り続けたこと、また公用車を増やし続けたことが、財政力が県下で１番弱い町にした大きな原因の１つと思います。今後新しい町の財政力にあった事業展開をし、施設の統廃合を進め、既存施設の有効利用を図り、子や孫に借金を残さないよう方向転換を進めるべきではないかと考えますが、町長の所見を併せてお願いいたします。 それと、１回目の質問の個別についてでございますが、平成１９年度の財政規模についてお伺いをいたします。合併協議会においては、８８億円と計画されております。１９年度はほんとに８８億円の金額でいけるのかどうか、１７年度と１８年度の地方交付税を見てもみますと、１億１，５００万の減額となつとります。１９年度においても、大幅な交付税の削減となっておりますが、歳出削減による一般会計についての減額は考えているのかどうか。 次、２番目については、議員の質問より、町長の答弁では、課を減少するという発言がありましたが、そのように理解をしていいのかどうか、３番目については、詳しく説明をいただきましたけど、いろいろ諮問委員会の結果について議事録等を、４番目にも重複するんですけど、ホームページの場によって住民に対して情報公開をすべきでないかと考えますが、いかがですか。 次、２番目の町有財産の適正な管理運営について、町長が冒頭で、規則条例等の判断により陳謝されました。それによりますと、監査は行われてなかったとの答弁であります。それならば、平成１７年度の有限会社仲南振興公社についての監査は本議会に報告されておられません。これはどのようになっておるのか、お伺いをいたします。 次、財団法人ことなみ振興公社についてでございます。９月議会において、私の質問に対して、企画観光課長の答弁は、「使用人にも報酬は払えるし、役員にも報酬を払えるという二重払いをしてるとの答弁であります。然るに、先ほど町長の答弁では、非常に厳しい財政事情の中で、通常企業において赤字であれば役員報酬は出さないのが現状であります。もし出すのであれば、規定に従って法人税法等によって、年度当初いくら役員報酬を出すかという理事会の議決がいます。それはとっておるのかどうか、それと今年においては、役員報酬を出してるのかどうか、２点について追加でお伺いをいたします。それと、グリーンパークまんのう、ほんとにこういう言いにくいことをいろいろ質問するわけですが、９月議会の時も私は発言しましたが、なぜこういうことを質問するかと申しますと、旧の満濃町におきましては、平成９年度においてグリーンパークまんのう６０％の出資を、会社ができたにもかかわらず、平成１２年まで議会報告もせず、人件費に食い潰されて２割になりました。町の出資金は４千万、減少して８００万です。しかし３町のこの施設を見てもみますと、旧の満濃町のグリーンパークまんのうについては、公園の中の施設を賃割
--	-------------	--

	大西 豊 議 員 議 長	をして3, 200万の赤字を出しました。一方、仲南振興公社及びことなみ振興公社については、詳しくは分かりませんが、見え隠れするところによりますと、おそらく5億以上の設備投資をしとると思います。そういう状況の中で、9月の答弁では、「儲けんでもいい、道の駅、農産物販売所についても手数料規定はない。」このような答弁でありました。旧の満濃町は設備投資をせず、私が指摘をしてから黒字化になつとります。3, 200万の損失を出したことは、議会議員としてのチェック機能が果たせなかった。しかし、12年度には指摘をして黒字化に向けてきた。そのようなことが二度と、新しいまんのう町では起こらないことを念じて質問しております。単純に考えて、先ほど白川議員が投資について利息を言つとりましたが、このことにつきましても、もし10億円を借りて、一般企業からお金を借りて返済するのであれば、もし金利が3%とすれば、年間3千万ぐらいの負担が毎年入ります。そういう中で、赤字になっていることは、本当に改善する余地があるのではないかと思います。一部始終内容を知るわけございませんが、やはり報酬面を見てでも改善の余地がないようですので、私が今指摘したところ、法律的な問題についてご答弁をいただきたいと思います。 次に、公用車についてであります。今、町長の方から、私が質問した以上にご説明をいただき、検討する、減少するとの答弁でございましたので、これ以外にも、たとえば水道課におきましても、9人の職員に対して6台の車があります。本当に必要なんであれば6台でもいいと思いますが、車が余つとるからそちらに回しとるというならば、他の市町村のように競売をする必要があるのではないかと私は考えております。そういうことも含めて、検討していただきたいと思います。 3番目、私が質問したことは、質問したことが、本当に住民の方々が規定通りに行われているかどうかであります。保育所と保護者は、強い立場と弱い立場であります。たとえ1人2人であっても、幼稚園以上は文部省、保育所は厚生省、町長が施政方針でも言われたように、やはりそういう意味を持って、時間延長とか土曜日、もう1件であります。夏の休みであります。いろいろ聞いておる中で、職員の認識の甘さがあるようです。保育所については、日曜日、祭日以外は休みはありません。現実問題として、漏れ聞くとところによりますと、夏に休みを取ったようであります。職員は事業の差し支えない限り、交代をして夏休みとか有給休暇が取れますが、弱い立場の園児はこういう保育所募集要項によって決められております。それと今、教育長の答弁では、私ちょうど古い、平成18年度の園募集規定を持つとるわけですが、合併をしてから時間が変わったのかどうか、18年度には保育時間8時半より16時30分、土曜日も8時半から12時、希望により7時半から18時となっております。この件について私は認識不足であります。新しいまんのう町になって変わったのかどうか、変わったのであれば、広報等で周知しているのかどうか、再度伺いたいします。 町長、栗田隆義君。
--	--------------------------------	---

齋部企画 情報課長	んのう町の中で仕事ができ、その中で税金を納めて、また地域でできる特産品等をそこで販売してお金を落とす。今回も上半期ではございますが、約35万のほどの人が寄って来とるわけでございますが、その中で4億ほどのお金が、上半期ですが3つの出資法人の中では動いておるわけでございます。ということは、そういうお金が地域の中で還流しているということはたいへん大きいことだと思っております。ですから、そういうきっかけを行政として施設造りをしてですね、住民の仕事の場、またそういう生きがいの場を提供しているというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。
議 長 教 育 長	以上だと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げます。 教育長、尾鼻勝吉君。 再度の質問に対してお答えしたいと思います。保育所の募集要項の中で、保育時間は8時から16時、4時までということです。規則の中で、1日原則として8時間ということですので、8時からですと4時、8時半からですと4時半ということになるかと思いますが、そういう計算、4時ということでございます。それと、先ほど幼稚園のこと話がありました。これも保育所とは違いますが、保護者の了解のもとに閉園ではございません、ちゃんと開けておりまして、先生が常時おったということでございます。保育時間の延長については、7時半から6時までに延長しておりますが、現実には7時過ぎに連れてくる人もおりますので、そういった対応もできるだけ保育所としてはとるような形で、早出の場合は7時前から来てということもあるようでございますが、それも子供さん、保護者のできるだけこちらも許せる範囲は協力するようという形で進めておるのが現状でございます。以上でございます。
議 長 町 長	町長、栗田隆義君。 すいません、答弁漏れがありましたので、再度答弁をさせていただきたいと思います。課の再編成につきましては、今、まんのう町では、11課3室、そして議会、教育委員会、そして各支所が2箇所ございます。そういったことで、11課3室あるわけですが、これを再編して縮小してまいりたいとこのように考えております。
議 長 大西 豊 議 員	大西豊君。 議長、もう私、最後になりますけど、答弁漏れの部分について、1番重要な部分があります。その点について、課長はこの本会議前にいろいろ私も質問事項について調査しております。その中で知っておられると思しますので、答弁漏れはあえて催促せず答弁いただきたいと思います。
議 長 齋部課長	企画情報課長、齋部正典君。 たいへん申し訳ございませんでした。ご質問の中の監査、仲南町の振興公社における監査ができてなかったんでなかろうか、で

齋部企画 情報課長 議 長 久 留 嶋 事務局長 議 長 大西 豊 議 員	きていなかったと、どうなってるんだということだろうと思います。これにつきましては、先日１１月２８日に、仲南町の振興公社の法人の設立及び出資に関する条例に従いまして、監査委員さんに監査要請を行いまして、１１月２８日に財政支援団体における出資団体の監査を終了いたしております。この点をお伝えしときます。以上でございます。 局長の方から質問についての説明を行います。 失礼します。先ほど齋部課長の方から説明がありました仲南振興公社の監査でございますが、監査報告の書類の中でつけさせていただいておりまして、１８年度、先ほど町政報告の中で申し上げました１８年度財政援助団体等監査の報告ということで、監査委員の方から出てまいっております。以上でございます。 大西豊君。 私もこれ、資料を十分読んでいけませんので、再度確認をしたいと思います。３番目の問題については、答弁答えてくれてない分があります。夏の期に休みを取ったのではないかということについての、たぶん私がもし聞き漏れであったら再度お願いをいたしたいと思います。 それと順番に、最後の質問をいたします。先ほど町長の方から丁寧なご答弁いただきました。本当に単年度黒字、本当に勇気を持って政策等していただいたことについて、敬意を表したいと思いますし、１９年度、合併協議会においての８８億の計画に対しての地方交付税の減額に対する、そういう減額を考え方を表されましたことに対して敬意を表したいと思います。ぜひ、１歩でも近づくように黒字化に向けて役職員ががんばっていただくことを希望いたします。それとホームページでございますが、こんなことを言うたいへん申し訳ないんですけど、議員の何人かとも言われましたけど、ほんとうに条例とか規則は次々と変わってきます。そういう中でおいて、本当に私は言い訳にしか取れません。どうしてそういうことを申しますかと言いますと、庁舎内の職員でも知らないんですよ。一般家庭からホームページを開いて、ずーっと準備中です。私もおそらく課長も５、６人以上もいたし、議会事務局の方にもお願いした。議会事務局に言うたら次の日にホームページを帰って開いてみたら晩に開いとったから、すぐ連絡したことがあります。やはり町例とか規則とかについては刻々変わっとなですよ。それをずーっと待ちよったら、いつが来たってできないと思いますので、やはり情報は住民も我々議員も一刻でも早く共有することが私は大事なことだと思います。そういうことについて、今現在ホームページは、開いても例規集が出とりますので、それ以上は申しませんが、言い訳にならないようにやはり、特にホームページにつきましては、いろいろな物事の基本になります。判断の基本になります。今後はよろしく願い申し上げます。それと、振興公社につきまして、再度確認しときます。私の方には、平成１８年度事業計画ありますけど、役員報酬はいつてないと思います。それと、役員報酬をいつの理事会で決定をしたか、また役員報酬は、平成１８年度、新しいまんの
--	--

大西 豊 議 員	う町になってからいくら出しておるのか、先ほど会計事務所と相談をしながら出しておるとの答弁でありましたが、私は答弁、これが最後です。本当に確認をしとるかどうか、しとんであればおそらく一般質問出しとりますので、事前に質問しておりますので、日にちと議決の賛成・反対何人か分かると思いますので、詳しく答弁をいただきたいと思います。
議 長 教 育 長	以上、再々質問について、責任を持って答弁いただきたいと思います。 教育長、尾鼻勝吉君。 失礼いたしました。ちょっと先ほど勘違いしておりました。保育所の夏休みと申しますか、お盆の3日のことだろうと思いますが、これも同じく保護者のご協力を得る中で、閉園ではございません。当然子供さんを預ける人もおりますので、職員が交代で休んだような形になったと思いますが、園は開いておりまして、子供さんを預けに来る分は全部、通常と同じような形で預かりを行っておるところでございます。以上です。
議 長 齋 部 企 画 情 報 課 長	企画情報課長、齋部正典君。 大西議員さんの再質問にお答えいたします。今ほど言われておりました琴南振興公社の中に、役員及び使用人及び兼務役員、この分の費用をいつどの時点で決めたかということ、今いくら払っているのかということでございますが、今回の一般質問の通告の中では、そういう旨がお書きになっていないと思います。ですから、その旨の資料は私、今、手元に持っておりませんので、迂闊なことを言うことができません。よって次の全員協議会なり、また委員会なりを開いていただいた時にですね、そのお話をさせていただきたい。正確な数字をお伝えしたいと思っております。以上でございます。
議 長	以上で一般質問を終わります。 大西豊君。
大 西 豊 議 員	お願いしたいことは、皆さん真剣に考えてくださいよ。町長が、議会の冒頭、こういう本会議で、議事録の中で謝罪したんですよ。私は、それに対して敬意を表しております。町長と役職員は一体であります。ほんで保育所の問題についても、私は3月、4月、5月、6月、住民の声として伝えております。教育長は、私の家まで乗り込んできて、ちゃんと説明をします、結果を報告します、来とりませんよ。だから私は質問しとるんですよ。間違ったことは、是正してもらわなかったら弱るんですよ。保育所と保護者は、強い立場、弱い立場、それは声としてあるんですよ。いい加減な答弁では困ります。 それと企画観光課長に再度申し上げます。先ほどは、ちゃんとしとります、私は答弁、質問書にない言うた、法律でできとりますかということを言うтонでしよう。その前段として、あなたに指摘してできとらせんいうことを言うтонでしよう。本会議前の私の質問に対して。認めとって、本会議で二転三転、町長の言うことを聞いとったんですか、聞いてなかったんですか。私は、

大西豊 議員	あんなに最高責任者が本会議の冒頭で、私も今日、議会に来るまで知りませんでしたよ。だから私は、昨日夜寝なくて、一睡もしとりません。真剣に一般質問をしようと思って、ほんとに一睡もしとりません。しかし、今日冒頭、町長があんなに真摯に受け止めていただいて謝罪をしていただいたので、ほんとに一般質問は、いろいろな議員がされたので、ほんとに部分的にしようかと思ったんですよ。しかし、何ですか、不親切でしょう。誰が聞いても分かるでしょう。法規書の問題でみんなが、住民の人が困ってるんですよ。弱い人を守らな、誰が守るんですか。私は、時間をオーバーしとりますけど、ほんまに夕張市と同じですよ、言い訳ばかりじゃないですか。間違ったことは謝罪をして訂正し、それ以後ちゃんと改革してくれたらいいんじゃないんですか。議長お願いします。ちゃんと最終答弁してください。
議長 教育長	教育長、尾鼻勝吉君。 誠に申し訳ありません。保育所の夏の盆の3日の間に、休みというんですか、保護者のほうへ相談をかけて、協力をいただけるんであればというような形で、先生が交代で休んだと、それについてはいずれにしても、すべての児童、園児が休めるわけはございません。当然、家庭の事情でみてもらわないかんというところが当然起こります。そういったことに対しては、当然、園としてちゃんと預かりを行うと、通常通り行うという前提の中でやっておるのが現実です。これは、昨年も各町で、それぞれの町が同じような体制を取ったものを、今年も同じような体制を取ったということに、私は思っております。その根拠と申しますと、やっぱり休所日、この規則の中の町長が特に必要がというあたりをとらまえてやっておることになると思いますが、そら、議員さんから言われると、逃げの説明とかそういうことになるかと思いますが、現実はそのような形で行ったのが経緯でございます。夏に質問を受けた時に、議員さん宅へ訪問し、お話したときも、そういったことを言ったかと思いますが、ほんまに2回だけかという話だったと思います。で、私はそうだという話をしたんですが、いやまっとでなかろうかという話だったと思いますが、現実には3日ということでございます。以上でございます。
議長	以上で、一般質問を終わります。
大岡議員	日程第8 所管事務調査の委員長報告を議題とします。
議長 大岡議員	議事進行についての発言。私は今の議事進行についての発言ですけれど、これは議会の議員の同意は要りませんので、ぜひ取り上げていただきたいと思います。例規集にも載りますよ。 大岡克己君。 ありがとうございます。議長の議事運営についてのお尋ねであります。例規集123ページにあるわけですが、議員の同意は要りません。と申しますのも、本日の定例会、冒頭、委員長報告に対して、質疑をしたかったんですが、日程第2・第

日程第 8	大岡議員	3、すぐに入ったわけであります。9月の議事録を見ても同じようなスタイルで、旧まんのう町の場合は、議運の委員長に対して、質問・質疑ができたわけであります。と申しますのも、9月定例会から一般質問、このような形で行っておるわけですが、9月、6月が11名、10名の方が質問されて、16時55分、同タイムの閉会であります。今回も12名ということで、こういった時間帯になるのは明白でございました。委員会の日程もすでに配布をされておりますが、各委員長さん、副委員長さんと相談されての日程決定だろうと思っておりますけども、その日程を見ますと予備の日もありまして、私は、委員長報告がもしできたのであれば、議案を先上程されまして、その後一般質問、その後といいますかそののち、後日でもいいんですけども、そのような形の質問を委員長さんにしたかったんですけども、委員長さんの報告では意見の一致をみたということで、12月8日の議運の委員会では、全会一致で今日の日程が確定したと認識をいたしておりますが、ぜひ当初3月議会では、議運の委員長に対する質疑ができるような形をとっていただきたい、ということです。
	議 長	答弁は要りませんか。 今の大岡克三議員の意見については、また今後について、議運の委員長なり、また議運で相談をして取り計らっていきたいと思います。
	大 西 豊 議 員	議会の運営方法について、私も議長に対して申し上げます。明らかに、答弁が二転三転しよるのに、発言を止めるのはいかななものかと思えますよ。私は、現実分かるとして、親切に質問してあげよんですよ。改善していただきたいと思う。企画課長も同じですよ。ちゃんとしとります、知りませんから答弁できない、質問項目にない、言われよりですけど、ちゃんと違法性はないかということを質問しとるでないですか、事前に私は質問しとるでないですか、そんなことで新しいまんのう町議会はどのようなるんですか。
	議 長	運営に関する大岡議員の質問に答えます。議会運営委員会の基準ということの中で、140の中で、議会運営委員会は議会運営に関する諸般の協議を目的として、この掲げる事項についての協議するというようなことが載っておりますので、議会運営委員会にかけて、その辺を相談したらと思います。それについて、運営委員会の中で相談をして、また全協なりで相談をするようになりますら、全協でまた相談して、ですから3月の議会には、私の考えでございますが、改革するところは改革するように、鋭意努力をするつもりでございますので、ご了解をお願いをしたらと思います。 日程第 8 所管事務調査の委員長報告を議題とします。 総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 三好勝利君。

	三好議員 議 長 谷森議員 議 長	総務常任委員会の委員長報告を行います。去る１２月５日午前９時３０分より、第１委員会室におきまして委員７名、議長同席のもと執行部より、町長、助役、総務課長、企画情報課長、まちづくり政策課長、税務課長、会計室長、琴南支所長、仲南支所長出席により総務常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。 栗田町長挨拶の後、所管事務調査に入り、栗田総務課長より１２月定例会提出予定議案、決算収支等状況の単年度収支、実質単年度収支の報道内容の相違点、株式会社中部流通センター株の譲渡、秋の防火週間の行事報告等があり、年末年始の消防団活動、その他各委員より意見、質疑がなされました。 次に齋部企画情報課長より、合併記念式典、生きがい中核施設機能検討委員会、デマンド交通システム研修と町内交通網の再検討等について報告があり、委員から生きがい中核施設に関連したかりん温泉の設備等についての質疑がなされました。 次に、竹林まちづくり政策課長より、仲南振興公社の協定書の法的異議、自治会活動補助金の統一計画、自治会組織の再編、男女共同参画のアンケートの実施、行政改革本部の設置、町内行事の方向性、新町盆踊歌制作などの説明、報告があり、委員から自治会活動補助金の早期の統一、また補助金のあり方、イベントでの国営公園の規制緩和等についての質疑がなされました。 次に、吉原税務課長より、１９年からの税制改正、各税金の徴収状況について報告があり、委員より国保税の滞納者の処遇について意見が出されました。 次に、宮地琴南支所長より高齢者慰問、敬老会、自治会自主防災研修、琴南自治連合定例会等、支所管内行事について報告を受けました。 次に、藤保仲南支所長より忠八祭り、落雷による山林火災を教訓にした仲南地区消防団山林火災防御訓練、仲南地区町民文化祭等、支所管内行事について報告を受け、１２時１５分委員会を閉会しました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 谷森哲雄君。 質疑ではありませんが、今のような非常に詳しい説明を、今後、委員長報告としていただけるようお願い申し上げます。 これをもって質疑を終了します。
--	---	--

日程第 9	議 長 藤田議員	日程第 9 所管事務調査の委員長報告を議題とします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 藤田昌大君。 谷森議員からプレッシャーを与えられましたので、非常に、まとめておりますので、それ以上に言えませんが、今回の委員長報告はこれでご勘弁願いたいと思っております。 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。教育民生常任委員会については、9月定例議会以降の積み残し案件もあり、11月1日と11月27日の2日間、開催しました。 まず11月1日の報告を行います。11月1日午前中については、第1委員会室におきまして、教育委員会関連の事案のみということで、午前中、執行部より町長、助役、教育長、教育次長、教育課長、議会より、病欠の久元議員を除く6名が参加し、所管事務調査を行いました。主な点については、満濃中学校の今後の在り方、4小学校の統廃合、跡地利用、また管理に対する考え方について、教育委員会としての考え方をご説明を受け、質疑を行いました。結果的には、新しい教育委員会の中で慎重審議中であり、住民の多方面からの意見を聞き、答申を出すとのことであり、委員より経過を含め、早い時期に答申を出すように申し出を行いました。11月1日の午後より、福祉保健関係の事案に入り、福祉保健課長、支援センター室長、健康増進室長の出席の下に、所管事務調査を行いました。實智課長より、18年10月1日、国保・老人保健法が改正され、医療費の自己負担額の変更について説明があり、現状の改革に向けた新たな制度改正として、平成20年4月よりスタートする75歳以上の高齢者を対象とした後期医療制度の説明を受け、質疑を行いました。支援センター室長より、健康増進室長より、それぞれの担当の業務、年次計画の説明、行事の参加状況等の説明を受け質疑を行い、11月1日については15時45分、委員会を閉会いたしました。 11月27日9時30分より、定例の所管事務調査を行いました。第1委員会室において、午前中、町長部局の事案につき行いました。執行部より町長、助役、総務課長、住民課長、環境保全課長、水道課長、福祉保健課長、センター室長、健康増進室長、琴南支所長の16名が参加し、所管事務調査を行いました。町長あいさつの後、水道課長より12月補正予算、前の川水道拡張工事、満濃池の取水問題に伴う自己水源の確保について報告があり、質疑を行いました。琴南支所長より、診療所のエックス線透視撮影装置の老朽化による購入計画、ふるさと交流バス事業等について報告があり、質疑を行いました。住民課長より、夜間窓口の実績報告、また窓口の内容についての報告があり、質疑を行いました。環境保全課長より10月補正の条例改正、懸案事項、事業について報告があり、それについても質疑を行いました。午後より、教育委員会関係の質疑に入りました。教育長、次長、総務課長の出席により開催いたしました。学校教育については、特にいじめ対策について、県教委の指導もあり、再三にわたり関係者が
--------------	------------------------	---

日程第 10	藤田議員	寄って、保護者、学校とのきめ細かな連携をとりながら現状把握、そしてまた報告を行い、早期発見の努力、そして不登校対策をやっていると報告があり、それぞれ質疑を行いました。社会教育関係については、各地区の文化祭、公民館祭りの報告を受け、合併後の在り方についても、合併の効力があるように今後の行事を考えていくとの報告があり、文化協会についてもそういったことで、検討していくとのことでありました。同和問題については、人権問題として広く考えて取り組んでいくので、ご理解いただきたいとのことであり、それぞれの項目に対して質疑を行いました。福祉保健課より、後期高齢者広域連合についての説明、12月補正予算、支援センター室長より介護特会の予算変更、そして健康増進室長より各種事業の報告、保健センター、吉野保健センター、かりん温泉の利用状況、その他の説明を受け質疑を行いました。午後4時50分、委員会を終了いたしました。以上であります。
	議長	これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 谷森哲雄君。
	谷森議員	1点だけ委員長にお尋ねいたしますが、担当より夜間窓口についての報告があったかと思いますが、その実態はどの程度かお尋ねいたします。
	議長	藤田昌大君。
	藤田議員	住民課長から報告があり、9月2日より11月27日まで206件の夜間窓口の報告がありました。住民票、印鑑証明、戸籍抄本、戸籍謄本、転出、転入はなかったようであります。水道料金、税金の分、国保税、各地区の公民館とかごみの出し方、それぞれ細かい部分がありますけども、いろんな問い合わせが、やはり日常的に窓口に来られない方が、それぞれの疑問点について、窓口対応してる、たいへんなこともやってるなという、夜間窓口の業務の職員についてはですね、幅広い対応が要るなあということで、私としては、窓口業務はですね、たいへんだろうと思いますが、ただ件数的に対費用効果があるかどうかといたら、ちょっと判断しかねます。ただ住民サービスという観点ではですね、週に1遍ではありますけど、ニーズに沿った、週2回ですか、でありますけど、ニーズに沿ったいい方向だろうというふうな感じを委員長としてはもっております。以上であります。
	議長	これをもって質疑を終了いたします。 日程第10 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長、高尾幸男君。

日程第 11	高尾議員 議 長 谷森議員	建設経済委員会の委員長報告を行います。さる 1 2 月 4 日、午前 9 時 3 0 分より第 1 委員会室におきまして、委員 7 名、議長同席の下、執行部より町長、助役、総務課長、産業経済課長、建設課長、土地改良課長出席により、建設経済常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。栗田町長あいさつの後、所管事務調査に入り、久保田産業経済課長より農業委員会として、農業委員会定例会の開催、品目横断的経営安定対策に対応する特定農業団体と集落営農団体、認定農業者の状況、また農業関係として、中讃間地域直接支払い交付金、米の生産調整、有害鳥獣被害対策等の状況、また林業関係として、町有林管理事業等の発注、ふれあいの森の植林等の状況、また畜産では共進会への出品成績、また商工関係では、大規模小売店舗立地法に基づく届出等、また地籍では、地籍状況等について報告がありました。この報告に対して品目横断的経営安定対策での麦の作付け状況等、中讃間地域直接支払い交付金の取り組み方、有害鳥獣被害対策事業内容等についての各委員より質疑がありました。次に栗田土地改良課長より、工事発注及び進捗状況として、単県事業一般 1 0 地区が 3 7 % の進捗率、非受益 3 地区が 6 6 %、その他農林災害普及事業、県営事業、国営農地防災事業等の報告を受けました。次に小野建設課長より、工事発注及び進捗状況として、総合公園が 7 0 % の進捗、江畑線が 5 0 %、五毛線が完了、その他単県事業、公共土木災害復旧事業、林道事業、治山事業等の報告、また総合公園の見直しの検討委員会について説明があり、現地調査ののち多目的芝生広場としてはどうかとの意見が出されました。午後から 8 箇所の現地調査を行い担当課より説明を受けました。その他として、琴南地区、仲南地区の宅地造成地の状況、いきがい施設の検討委員会、土器川河川工事について、事業分担金徴収条例の見直し等、各委員からの質疑があり、午後 4 時 1 5 分委員会を閉会しました。以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 日程第 1 1 交通対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 交通対策特別委員会の委員長の報告を求めます。 交通対策特別委員会委員長、谷森哲雄君。 それでは、交通対策特別委員会の委員長報告を行います。去る 9 月 2 8 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 6 名、議長同席のもと、執行部より、町長、助役、教育長、総務課長、教育次長、教育課長、福祉保健課長、企画情報課長の出席
---------------	------------------------------------	--

日程第 13	白 川 年 男 議員 議 長 町 長	算に肉付けする、国のほうへまちづくり交付金等を出す予定にしておる、それについて当初、かりん亭あるいはかりん会館、そしてその向うの広場、その辺を整備していくと、それが当初の計画の第 1 歩として、まず最初 5 年間ぐらいで、あの辺を整備していくと、そういうことが主な骨子でありました。 そして 1 0 月 3 1 日、この時は 9 時より第 1 委員会におきまして、委員 5 名、議長同席し、執行部より町長、助役、企画情報課長、建設課長の同席の下、特別委員会を開催して、その後現地の方へ出向いて、まんのうの国営公園の所長の方から、いろいろ先だつての 1 0 日の日の説明を現地におきまして、こうこうこういうふうな工法で、今、その時はまだ工事はしてなかったんですけど、長張等入れてして、約 1 0 ヶ所余り、ずっと奥のほうから歩いて説明を受けました。そしてこちらに帰ってきて、1 1 時頃から昼まで第 1 会議室の方でさらに、今後の町としてどういうふうに進めていくかとそういうふうな質疑応答をいたしまして、1 2 時前に会議を終了いたしました。以上、満濃池周辺整備調査特別委員会の報告を終わります。 これをもって、満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 日程第 1 3 知事提出議案第 1 号 まんのう町財産区議会設置条例の制定についての件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。 それでは、提案理由の説明を申し上げます。まんのう町財産区議会設置条例につきましては、香川県知事に代わり、提案理由の説明をいたします。 本条例は、地方自治法第 1 9 5 条に基づき、県知事が町議会の議決を経て、財産区議会設置条例を制定するものでございます。地方自治法の第 2 9 5 条は、財産区の財産または公の施設に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は議会の議決を経て、市町村または特別区の条例を制定し、財産区の議会または総会を設けて、財産区に関し、市町村または特別区の議会の議決をすべき事項を決議させることができるというものでございます。この度の琴南、満濃町、仲南町の合併に伴いまして、新たにまんのう町の条例としてまんのう町財産区議会設置条例を制定するものであります。なお現在、地方自治法施行令第 3 条の施行により、暫定施行しております琴南町美合第 1 財産区、美合第 2 財産区、美合第 3 財産区議会設置条例、満濃町財産区議会設置条例は本条例
---------------	---	---

	町 長 議 長 大 西 豊 議 員 議 長	の制定に伴い廃止するものであります。財産区議会設置条例案の提案についての通知は、県知事から１２月１日付で送付されておることを申し添えます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （「なし。」） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっております知事提出議案第１号は、会議規則第３９条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。 （「なし。」） 異議なしと認めます。よって知事提出議案第１号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 大西豊議員。 もう時間も相当過ぎておりますし、膨大な資料がありますので、できれば延会にさせていただいて、今日はこの程度で終了させていただきたいと思います。体力的にもほんとに、今日は特に１２人の議員の方が一般質問をしとりますので、私も風邪をひいとりますし、体力的に限界に近づいておりますので、ご配慮いただきたいと思います。 今ちょっと大西議員の質問についての説明をさせていただきます。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 （「なし。」） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより知事提出議案第１号 まんのう町財産区議会設置条例の制定についての件を採決いたします。 本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。 （「なし。」） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。 ただいま、大西議員の意見でございますが、議事日程に従って進めさせていただいたと思います。また明日は建設経済常任委員会が予定に入っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。 議場の時計で１８時４５分、１５分間休憩をいたしたいと思います。 休憩 １８時３０分
--	--	---

日程第 14	議 長	休憩を戻しまして、会議を再開いたします。再開 18時45分 日程第 14 議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
日程第 15	町 長	ただいま上程されました議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。 今回の改正は人事院の勧告に基づくものでありますが、扶養手当の改正であり、配偶者以外の扶養親族にかかる月額一人につき 6 千円と改めるものであります。その他の改正につきましては、文章を改正しております。なお施行日は平成 19 年 4 月 1 日とい たしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第 1 号につきましては、会議規則第 39 条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第 1 号については、総務常任委員会に付託することに決しました。 日程第 15 議案第 2 号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。 議案第 2 号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。 今回、一般廃棄物の処理手数料について見直しを行いました。改正の内容として、一般家庭から排出される一般廃棄物を搬入し、処分した場合の処理手数料及び事業所が廃止する一般廃棄物で、町長が認めたものを事業者が搬入し、処分した場合の処理手数料について改正をするものであります。改正内容として、第 9 条第 1 項第 2 号アでは、一般家庭から排出される一般廃棄物の処理手数料について、0.36 トン車 1 台につき 1,500 円とあるのを 4,000 円に、1 トン車 1 台につき 3,000 円とあるのを 12,000 円に、積載重量が 1 トンを超える車の場合 3,000 円に、1 トンまでに 3,000 円を加算した額とする、とある

	町 長	のを、積載量が1トンを超える車の場合12,000円に、1トンまでごとに12,000円を過載した額とするに改正。また第9条第1項第2号イでは、事業者が輩出する一般廃棄物で町長が認めたもので、0.36トン車1台につき3,000円とあるのを8,000円に、1トン車1台につき6,000円とあるのを24,000円に、積載重量が1トンを超える車の場合6,000円に、1トンまでに6,000円を加算した額とする、とあるのを、積載量が1トンを超える車の場合24,000円に、1トンまでごとに24,000円を過載した額とするに改正するものです。この条例は平成19年4月1日より施行しようとするものであります。よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 高木堅君。
	高木議員	この改定の価格を見ますと、ほんとにパーセントでなしに何倍という価格改正になるわけですが、それに伴って、こういう事情だから大まかで結構ですから、我々に議員のほうに議会のほうによう分かるように、こういう状態なのでこれだけの費用が必要なので、これだけに改正したいというこの分の原因、またこれからの見通しについての要約的に執行部のほうから説明いただきたいと思います。
	議 長 宮 下 環 境 保 全 課 長	環境保全課長、宮下一行君。 ただいま高木議員さんからご質問いただきましたが、今回、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正でございますけれども、この料金改正につきましては、ただいま町長がご説明いたしましたけれども、その理由等がちょっと入ってなかったもので、私のほうから担当から説明させていただきますが、中讃広域のほうで今、不燃物の一般処理場にごみ処理をしておるわけでございますが、まんのう町の場合、そこへ中讃広域のほうへごみの搬入量に応じまして負担金を出しておるわけでございます。現在、負担金を出しておりますのは、町の搬出量、搬入量といいますか、収集量に応じまして量割と人口割で負担金を出しておるわけでございます。その今現在のその処理費用がどれくらいかかるかということで換算してみますと、今現在処理費用が不燃物処理場、エコランドの方へ搬入しとるわけでございますが、1トン当たり31,000円ほどかかっておる、単純に負担金を量で割りますとそういう額が出るわけでございます。そういったことで、今現在、町で設定いたしております料金の改定につきまして、隣接町の状況も確認をいたしました。そうしますと、2市3町で搬入をしとるわけでございますが、隣接の琴平町であります、今の軽四の場合5,000円、そして1トンの場合が30,000円と、こういった額を設定されておるわけでございます。今回、本町で改正をお願いしようとしているのが4,000円と12,000円ということで、実質の実費にしますと31,000円ほどかかるわけでござ

	宮下環境 保全課長 議 長 高木議員 議 長 宮下環境 保全課長	ざいますけれども、負担割合を隣接町と同等に近い額を設定してですね、搬入の公平性、減量化に努めていこうということで、今回見直し単価をさせていただいております。この不燃ごみは、家庭から出される不燃ごみと、事業系の一般ごみがあるわけですが、これは法人さんの方で、一般ごみとして認められたものがあるわけでございますので、それはエコランドの方へ搬入ができるわけでございますが、これが軽四でありますと、今回24,000円、今回軽四でありますと8000円、1トンでありますと24,000円ということで、引き上げをさせていただいておりますのでございます。現状といたしましては、今、町では不燃物の処分については、ごみ袋で一般家庭の方はほとんど出していただいとるわけでございますが、特に家庭の方で掃除をしたとかなんかした時に、袋では間に合わないという場合に出される量でございます。月にしますと1トンきる量が大体そういう分で出しとるような状況で、少ない量でございます。それと事業系の単価を設定しましたが、今のところ法人さんの方が一般ごみとして出されるごみは、今のところございません。ほとんど産廃処理として出されておりますので、エコランドの方へ事業系のごみは今のところ搬入されております。今後、家庭のほうで、袋に入らないようなごみが出された時には、ちょっとそういうんで軽四で持って行った場合に、料金が今回改正になるということで、少し高くなるということでございます。本来であれば、この処分については、中できちんと分ければ袋で出していただいたら袋代の40円で済むわけでございますので、そういちょっと処分の仕方について、配慮をいただくということで、少しでもごみの減量化に努めていただくということで、料金の方を上げさせていただいたということで、単純に見ますと何倍にもなっておりますが、ご理解をいただいたらと思います。 他に質疑はありませんか。 高木堅君。 課長の答弁で、概ね理解しがたいんですけど、実数の費用の支出というのは、なおこれに伴って、満濃町の建設業協会ですか、そのほうが年に何度かボランティアとして缶拾いと河川のいっせいにやってますね、町長も十分にご存知だと思いますが、それに伴ってそういった分は、当然我が町にはリサイクルセンター等々ある、やっぱり我がとこで処理できる分は、当然そういった方向性も考えなんだからいけないような状況も生まれるんでないですか。 宮下一行君。 今、高木議員さんから言われましたとおり、町内でボランティアでごみを回収していただいて、それをエコランドの方へ搬入をしとるわけでございます。これは2トン車で何車か搬入、今年もしましたが、この分につきましてはですね、町の方で、今のごみ搬入につきまして、町長が必要である時は免除することができるというのをうたっております、町のほうでチケットを切っております、そういうボランティアによるごみの搬出の場合は、費用はとらないというような形のものでございます。そういう形で、
--	---	--

	宮下環境保全課長 議長 高木議員 議長 宮下環境保全課長 議長 谷森議員	それはまあ広域のほうへ負担はしなければなりませんけども、県の免除措置があります。それを今現在は使ってやっておるという状況でございます。 高木堅君。 課長、今言るように、それは分かるんですよ。町がチケット切っじょるって、それは従前から、ずっと過去何年もやってきとるきん、ほんだけどその分をリサイクルセンターで、新まんのう町になっての当然、リサイクルセンターがあるんですから、あそこでやれるもんは当然、券のうちがボランティアの券をみんな発行して持っていってもらいよるわな。その分でもリサイクルセンターで処理できるんやったら、そうせななんたら当然、広域に対しては、まんのう町としては支出はせななんたらいかんのでしょ。だから、それを私、言よんですよ。何でも町が負担したら、個人的に各町内の分はみんなから取らんか、取っじょらんいうんでないんですよ、取っじょんですよ、実質的にこれ。それをやらなくてはいけないという、ただぼんぼんぼんぼん持っていけばええでは、これいかなんですよ。そのへん十分改良せななんたら。十分検討してください。 宮下一行君。 ただいまご指導いただきましたことにつきましては、ごみの減量化と後リサイクル化いうことを進めておりますので、リサイクルに使えるようなごみは分別をして、そちらのほうに出さないような形でですね、今後進めていきたいと思っております。クリーン作戦等も年2回ですね、実施する予定にいたしておりますが、使える缶・瓶等はより分けて出すということで、減量化に努めていきたいと思っております。 他に質疑はありませんか。 谷森哲雄君。 私は、事業系のごみは別として、家庭のごみを特に1トン車ですか、3,000円を12,000円に、こういうふうに一気に上げた、それで説明では原価が30,000円すると、これはこれで分かるんですが、現実の問題として、これほど大幅に上げ、一般の住民が理解できるかどうか、それともう1つは、こういうことになりますと、特に家電3品を収集しなくなったために、特に私たち琴南地区では今まで以上にごみの投棄を受ける。だからそれは現実にますます山の中へ持ってくるわけです。人間は1円でも上がったならもう買い物に行かんとか、よそへ捨てるとか、これは非常に人間のモラルとか真実、やはり一気に上げたということについて、例えば当然まんのう町の町長、そして議長、それともう一人、中讃広域の分については、議会から議員が派遣され、出席しとるかと思いますが、やはりこういう立場で今後議論していただきたいし、もうすでに中讃広域の方で決まっとなやったらどうしようもないかもしれませんが、こういう一気に上げ方すれば、必ず山へ放ると、これは現実問題、だからこういうことよりも
--	--	---

谷森議員 議 長	今後、配慮していただきたい。以上です。 答弁いりませんか。 宮下一行君。
宮下環境 保全課長	今、谷森議員さんからありましたとおり、この単価が上がりますと、不法投棄や、確かに持っていくとこがなければ、不法投棄というのが出てくる、そういうあれになろうかと思いますが、今はごみをできるだけリサイクルできるようにということで、今検圧を行っておりますので、不法投棄はないようにと。後ですね、家庭のこの料金に関わるこの排出といいますか、向うに出すごみはですね、よほどのことがない限りはほとんどないわけです。今年ありましたのが、1つ火災がありまして、火災で家のものをそこへごみを搬入することがあるんやということでですね、来られまして、量にしますと4トン車10台、10車ぐらいのあれになったわけです。これも火災ということがありましたので、券を切りまして発行したわけですが、本来であればそういった火災等のごみについては、産廃のほうへほんとは搬入していただかないかんのですけれども、今回そういう実情を踏まえて出したことがあります。そういった特別の実態があった場合にですね、町が発行して切ることになっております。後エコランドの不燃物のこの処理場の搬入単価については、広域では決めなくて、市町でそれぞれ単価を決めてくださいということになっとなんで、今市町によってばらつきがあるわけです。ですので、そこら辺り、同じエコランドへ搬入するのであれば、統一した単価が本当は出せばいいがなあと、これは担当者が思われるわけです。で、燃えるごみの搬入については、これは広域、1市4町、琴平のクリーンセンター入れとりますが、これはもう単価が決まっておりますので、どこから持っていっても同じ単価ということになっとなりますが、そういう分で今回まんのう町でも、他よりはだいぶ低かったということで、実費に近い負担はやっぱり、特別の事情のある方が搬入する場合はあるんですよということで、引き上げをさせていただきとります。不法投棄は、これあったら大変ですので、そういうことがないように努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。
議 長 谷森議員	谷森哲雄君。 一応はこういうことになりましたので、これを契機にですね、広報でも十分こう、啓発活動をしておるかと思いますが、モラルの問題とか環境問題とか、こういうことについてほんとに住民に理解と認識を得るために、大いに広報でPRしていただいて、環境保全とか周辺のやっぱりきれいな町づくりと、こういうことを意識的に環境保全課の方で、ひとつぜひ広報に掲載していただいて、住民の理解を得られるようなご努力をお願い申し上げまして、質問を終わります。
議 長 三好議員	三好勝利君。 いろんな角度から質問されておりますけれども、私もこれはあまり気乗りがせんというか、絶対的に不合理やと思うんですわ。経

	三好議員 議 長 宮 下 環 境 保 全 課 長 議 長 三好議員 議 長 宮 下 環 境 保 全 課 長	費がだんだん上がるのは分かります。担当課長、この場合に経費がうんぬんいうけど、たとえば以前は何ぼでいけとったけどできないというのはどういう意味な。人件費も入っとんな、人件費もプール計算で割って、結局これぐらいもらわんと運営ができんというんな、どっち、それともあそこの運営だけでこれだけの単価がいるのか、それをちょっと。広域でやっとなやろ、これは、広域で。これを委員会に付託されて議決されたら言いにくいから、今言っとる、そして説明をもらうわけや。説明やきんええやない、これで。 宮下課長に、指名します。 環境保全課長、宮下一行君。 ただいまご質問いただきました経費は、中讃広域の方へ、処理量に応じまして負担金が町の方へきますが、何ぼですと、その負担金は、処理量で行いますので、その処理量が減れば負担金も減ってくるということで、今現在の処理量で負担金で、すいません、負担金を処理量で割りますと、トン当たりの費用が出されるわけでございまして、その分がトン当たり 25, 000 円ほど出ておりまして、先ほど 31, 000 円という実費を言いましたが、これはすべての負担金を単純に搬入した量で割ったら 31, 000 円出るということで、中讃広域の方への負担金がトン当たり 25, 000 円払っておるという状況でございます。それからすると、今まで町が設定しておりましたトン当たりの単価が 3, 000 円やったわけです。ですので、そこで負担金等の費用を勘案しまして、今回改正をさせていただくということでございます。これは本来は家庭ごみの収集量は、少ない量でございます。月当たり 1 トンを割る 800 キロとか 700 キロとか、そのぐらいの感じで、月に軽四 1 台あるかないかというような量でございます。そういう特別の事情の場合の設定でございますので、町民の方すべてに、ごみ搬入に影響というものではございませんので、ご理解いただきたいということなんですけど。 三好勝利君。 今の説明では全然理解ができません。私が言うたことと答弁が違います。人件費も割り込んであるんか、それとも単的にエコランドだけで、油代が上がるととか、いろんな経費が高くつくんで上げてくれというんか、中讃広域全部の人件費も割り込んで足らんというんか、それを聞いとるわけです。 宮下一行君。 これは中讃広域の方が算定で、負担金を設定されておりますので、その中讃広域のほうは、エコランドの施設の管理費、その運営費、すべて入っと思えます。エコランドの事業費がそこで積算されて、市町へ負担金で賄っていただくということになっと思えますので、人件費も入っと思えます。
--	--	--

日程第 16	議 長 三好議員	三好勝利君。 分かりました。それなら私も以前は、中讃広域の議員で4年間出していただきました。先ほど議員の言った人の心をぐさっとするような意見は言わんということで、私は時によったらそういう意見も出します。言うなれば、その時にいろんな料金が上がった時に、あそこで数名の方がおいでますわ。見に行ったら、高齢者ばかり、定年前ばかりのがおるわけです、高給取りが。ある人曰く、他所で仕事ができんのばかり集めて大きな給料払とるきん、何でも経費が高つくんや、いうことを私知っとります。その時に教えられたん、先輩から。それが頭にあるから、今聞いてみたん。そういうのを割り込んでやってみて、足らんから出せ、足らんから出せ、これではやっぱり容認できん。教民の委員に委託ですから、そこで可決すればそれで結構ですけど、私はこれは容認できん。以上です。
	議 長	他に質疑はありませんか。 大西豊君。
	大西 豊 議 員	先ほどからみんな言よん、実際あの日にボランティアしたら分かると思うんですけど、現実問題、ほとんど産業廃棄物になるんがほとんどですけど、中にはほんとにもったいないなあいう分別収集にいくものがあります。そこらへんについて、やっぱり今それぞれ議員が指摘しとりましたけど、最終処分するんは、相当産業廃棄物いりますので。やはり取り組みとして、あの中にも資源ごみとして取り出せるものがあります。そういうことについて、やはり組織としてちゃんと取り組むべきではないかと思います。
	議 長	答弁は。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第2号については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第2号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。
		日程第16 議案第3号 まんのう町自家用自動車有償運行事業に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町 長	ただいま上程されました議案第3号 まんのう町自家用自動車有償運行事業に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

日程第 17	町 長	10月1日の道路運送法の改正によりまして、適用条項を改正するものであります。よろしくお願いいたします。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
		大西豊君。
	大西 豊	分かりにくいんですが、基本的に法律がかわってうんぬんやけど、具体的にこれは、巡回バスだけが該当するんか、また霊柩車
	議 員	についても該当するもんか。
	議 長	企画情報課長、齋部正典君。
	齋 部 企 画	大西議員さんのご質問にお答えをいたします。
	情報課長	これは、巡回バス、定期路線の巡回バスでございます。以上でございます。
	議 長	他に質疑はありませんか。
		大西豊君。
	大西議員	そしたら、霊柩車は該当しない言うことやね。この規則では霊柩車は。
	議 長	企画情報課長、齋部正典君。
	齋部課長	該当いたしません。
	議 長	他に質疑はありませんか。
		(「なし。」)
		これをもって質疑を終了いたします。
		お諮りいたします。
		議案第3号については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(「なし。」)
		異議なしと認めます。よって議案第3号については、総務常任委員会に付託することに決しました。
		日程第17 議案第4号 字の区域の変更についての件を議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
	議 長	町長、栗田隆義君。

日程第 18	町 長	議案第 4 号 字の区域の変更についての提案理由の説明をさせていただきます。 字の区域の変更につきましては、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本町の字の区域の一部を、別紙変更調書の通り変更するものであります。仲多度郡まんのう町吉野下字杉の上上所は、地籍調査が完了し、県より認証を受けております。まんのう町吉野字鐘場の 634 の 6 他 3 筆を、吉野下字杉の上上所に編入するものでございます。なお新字界の効力の発生は、議決後、字の区域の変更を県知事に提出し、香川県報の登載した日となります。ご審議よろしく願います。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第 4 号については、会議規則第 39 条の規定により、建設経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第 4 号については、建設経済常任委員会に付託することに決しました。
		日程第 18 議案第 5 号 まんのう町道路線認定について(桶樋五毛線)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町 長	ただいま上程されました議案第 5 号 まんのう町路線認定についてをご説明申し上げます。道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。 路線名桶樋五毛線は、国営讃岐まんのう公園西口園路から五毛地区の中讃南部大規模農道までの 4,380 メートルを町道として認定をお願い申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 本屋敷議員。
	本屋敷 議	新しい桶樋五毛線の話なんですけれども、今現在、公園の入園道となっている管理道を新しくとるということなんですけれども、

本 屋 敷 議 員	そこで管理するにあたって、町と公園側の管理マニュアルを設置、こないだ建経の委員会に出させていただいたんですけど、新しくすることにより、旧の桶樋五毛線にボールをつけるというお話が、まんのう池周辺のほうで出てたんですが、健常者が通れるようにするという話がでていましたが、その後、歩道、サイクリング道として使う場合に、あそこが軽自動車を通れるとなると、安全性の問題でどうかと思うところがありますので、そのへん少し伺いたいと思います。
議 長 藤田議員	藤田昌大君。 本屋敷議員の質問に対して１点だけですね、桶樋の森林道路について、看板が立てられなかったということが大きな問題であります。町管理になれば当然できると思うんですが、それでお尋ねします。
議 長 小 野 建設課長	建設課長、小野隆君。 まず、本屋敷議員さんの質問でございますが、もともと公園内の道路を町道にということで、管理区分が将来的にどうなるかいうことでございまして、ちょうど起点から下の金倉川に架かっている橋まで、それが公園区域内と、距離的に３，２００メートル、３，１００メートルですか、起点から下の金倉川の橋の下までという距離でございます。この管理区間につきましては、ご承知のようにゲートの入り口まで約２．４キロぐらいあるんですが、ある箇所については植樹帯が左右ございます。そこらあたりの管理を当然、道路となればのりの上からのりの裾までが、その道路という位置づけになるようになっておりますが、管理の中でですね、とてもじゃないがまんのう町としては財政事情の中でですね、今公園さんが管理しておるような管理は当然できないということからですね、先般まで協議をいたしたところでございます。その中で基本的な考え方といたしましては、道路、二車線道路の車が走るところについては、基本的には１００％、まんのう町の方が面倒見るようになろうかと思います。それと植樹帯等につきましては、管理協定を今結んでおりますが、それも具体的な管理協定でなくってですね、協議をしてですね、時期とかやり方とかいろんな協議をして取り決めていくということにいたしております。それと後、金倉川から中讃大規模農道までの間、この区間につきましては、当然今までの町道と、まんのう町の町道となりますので、これはまんのう町の方が従来どおり管理していくということになろうかと思います。それとですね、町道認定するにあたって、地元の五毛の自治会とのいろんなお話の中でですね、当然湖畔どおりの旧というんですか、今の五毛線ですが、それも自転車、歩行者道として、公園さんが借りて整備をしていくような形になりますので、当然基本的にはポスト制限でですね、一般車は通れないというのが原則です。それにまあ、一応ですね、まんのう池の管理、また緊急車両の通行のこともありますので、基本的にはポストはしておりますが、鍵をかけて、関係者については鍵を渡してですね、いつでも下まで開けられるということにしますし、かつポストの幅につきましては、五毛の自治会の方からの強い要望でですね、幅を軽四は通れる幅にするということで、今、意見の一致をみてですね、お話が終了しております。それと管理の面

小 野 建設課長	ですが、それに耐えうるガードレールまではいきませんが、ガードレールに近い偽木等で、国営公園の中についてはですね、道路も少々車に心配ないような柵いうんですか、安全柵は考えていくというような公園の答弁もいただいております。本屋敷議員さんの質問は以上かと思っております。 また続きまして、藤田議員さんの質問でございますが、町道になりますと、今までは公園の道路ということで、暗黙の了解でですね、火葬場の方行く場合には、元の弓削さんそこから傍を通過して火葬場行く、あれが本当の元の五毛線です。それを管理とかの関係でですね、新しい公園の進入路ができたおかげでですね、あれを通過して途中から火葬場入っております。今回、これがすべて町道になればですね、あそこに火葬場の看板は出ささせていただきたいという要望はいたしております。そういうことで、今、何人かの方々から、たとえば今までの満濃の方であれば、火葬場の位置も分かる方がかなり多いんですが、やはり広域的に旧琴南、仲南の方、かなり広くなりましたので、看板をつけたいということで、今協議をいたしております。そういうことでよろしく願いします。
議 長 本 屋 敷 議 員	本屋敷崇君。 現在、管理協定を結んでいるということですが、町道認定をするということですので、早く協定を締結していただいたらと思います。それとポスト制限の方はですね、もう一度安全面のことから考えてですね、もう一度よく協議していただいたらと思います。
議 長	他に質疑はありませんか。 大西豊君。
大西 豊 議 員	ちょっと町道五毛線について確認します。私覚えとんは、平成４年の時、森本課長がおった時に、満濃池の下から、こっから町道五毛線の認定やいうことでしたと思うんですけど、その後変わっとるわけですか、それとも私の認識間違いか、自動販売機のそばから町道五毛線の認定をして、道路の計画をしたと思うんですけど。
議 長 小 野 建設課長	建設課長、小野隆君。 今の大西議員さんのご質問ですが、町道認定はもともとは弓削さん宅の入り口から火葬場の方へ向いて、あれが五毛線、それともう一本は、どなんゆうたらえんですか、今すでに公園の途中から火葬場へ行く道通っております。あの道路についてはすでに町道になっております。ただ、今私が言ったのは、要は公園の西口園路の際から今火葬場にはまっておる間、それについては、もともとの公園の園路でございますので、何も制限は、町道にはなっておりません。そういうことで解釈していただいたらと思います。
議 長	他に質疑はありませんか。

日程第 19	議 長	大西 豊	大西 豊君。
	議 員		旧の町道五毛線が五毛線で、満濃池の下の自動販売機から出とる、途中で道が止まったところが町道五毛線でないんですか。私はその当時、建経の委員やったから、森本課長の説明では、町道五毛線ということで説明があったので、2つ町道五毛線があるのか、それとも旧の、今、弓削さんとの横が町道五毛線か。
	議 長	小 野	建設課長、小野隆君。
	建設課長		私が認識しとんはですね、町道五毛線、たくさん町道五毛線いうんがあるんですが、1本は今言った弓削氏の所から山の裾通ってですね、火葬場の横通って、一旦満濃池出ます。そして右へ行ってですね、かりん亭のどこまでが1つの五毛線だと記憶しております。それともう1本の五毛線については、今日いろいろな問題が白川議員からも出ましたが、あの下のはたるみ公園から公園のログハウスへ行っておる道路、あれも五毛線、それと今言った火葬場までの間、ちょうど古川さんの公園の入り口そこから火葬場へ行って、濁り池へ出る公園との境の道路があるんですが、あの道路についてはですね、確か五毛桶樋線という路線名が違っていたと思います。それが1本、それと今回湖畔通り線と名前つけておりますのも五毛線でございます。確かそんな記憶があって、どちらにせよですね、公園の中の今できておる道路につきましては、当然公園の今までは園路でございます。町道認定は現実はできておらないと思っております。以上です。
	議 長		他に質疑はありませんか。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第5号につきましては、会議規則第39条の規定により、建設経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第5号については、建設経済常任委員会に付託することに決しました。 日程第19 議案第6号 香川県後期高齢者医療広域連合の設立についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町 長		ただいま上程されました議案第6号 香川県後期高齢者医療広域連合の設立についてをご説明申し上げます。 地方自治法第284条第3項の規定により、平成19年1月15日から香川県内の全市町は、後期高齢者の医療に関する事務を処理するため、別紙のと通りの規約を定め、香川県後期高齢者医療広域連合を設立することについて、地方自治法291条の11

日程第 20	町 長	の規定により議会の議決を求めるものでございます。
	議 長	まず、後期高齢者医療制度であります。これまで、わが国の高齢者医療は、老人保健制度を軸に運営されてきておりました。この老人保健制度は、高齢者が国保や被用者保険などのそれぞれの保険者に加入したまま、国保や被用者保険からの拠出金と公費を基に、市町村が運営しておりましたが、保険料の決定・徴収主体が別であり、給付と負担の関係が不明確であるという指摘があったところであります。こうしたことから、高齢者への医療給付と保険料徴収を行なうことにより、給付と負担を明確にし、同時に社会全体で支えあうという観点から、国保や被用者保険から支援金や公費を財源とした独立した制度として後期高齢者医療制度が平成20年4月から創設されることになりました。また、後期高齢者医療制度では、運営主体が市町村でなく、都道府県ごとに全市町村が参加する広域連合としたところから、広域化が図られ、より安定した財政運営が期待されるところであります。 このことによりまして、香川県後期高齢者医療広域連合を設立するものであり、規約では、第1条から18条でそれぞれ、広域連合の名称や、事務、議会の組織、経費の支弁の方法等を定めております。 なお、この議案をご決定いただきましたら、第8条によりまして広域連合の議会議員の選挙をお願いする予定であります。また、19年1月から、職員1名を派遣する予定であります。 慎重審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第6号につきましては、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第6号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。 日程第20 議案第7号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	町 長	議案第7号の提案理由の説明をさせていただきます。

日程第 21	町 長	地方自治法の一部改正に伴い、香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更について、関係地方公共団体と協議が必要になったので、地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第 7 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 7 号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
	町 長	日程第 2 1 議案第 8 号 香川県市町総合事務組合規約の一部変更についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	議 長	議案第 8 号 香川県市町総合事務組合規約の一部変更についての提案理由の説明をさせていただきます。 綾川町財産区議会設置条例の施行に伴い、香川県市町総合事務組合規約の一部変更について関係地方公共団体と協議が必要になったので、地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

日程第 22	議 長	(「なし。」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第 8 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか (「なし。」) 異議なしと認めます。よつて議案第 8 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 8 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。
	町 長	日程第 2 2 議案第 9 号 単独県費補助土地改良事業上井地区の事業計画の変更についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。 ただいま上程されました、議案第 9 号 単独県費補助土地改良事業上井地区の事業計画の変更について、をご説明申しあげます。 この事業計画につきましては、平成 1 7 年 3 月 1 0 日に琴南町議会におきまして、承認をいただいておりますが、事業計画を変更したいので、土地改良法第 9 6 条の 3 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。 変更内容につきましては、土量及び水路延長の減少による事業費の減少、それに伴う事業費の細目及び資金計画の変更 と、非農用地の面積の減少であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

日程第 23	議 長 町 長	お諮りいたします。議案第 9 号につきましては、会議規則第 3 9 条の規定により、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第 9 号については、建設経済常任委員会に付託することに決しました。 日程第 2 3 議案第 1 0 号 平成 1 8 年度まんのう町一般会計補正予算(案)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 1 0 号 平成 1 8 年度まんのう町一般会計補正予算案についてご説明申し上げます。 1 ページをお開きください。第 1 条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 3 6, 2 5 0 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 9, 1 9 8, 2 8 7 千円と定めております。第 2 条で、地方債の補正を行なっております。 3 ページをお開きください。歳入につきましては、第 1 3 款から第 2 1 款まで、1 2 月補正までの変更調整を行なったもので、第 1 4 款 国庫支出金では、国庫負担金で保育所措置費国庫負担金等の増額、国庫補助金で福祉空間整備事業補助金等の増、第 1 5 款 県支出金では、県負担金で障害者福祉費負担金の県補助金からの組替え等による増、県補助金で障害者福祉費補助金の組替え等による減、県委託金で、県議会議員選挙による増額、第 1 6 款 財産収入では、不動産売払収入で、旧琴南町での岡の山住宅団地の売払い収入と株式売払い収入は、町政報告でご報告いたしましたとおりでございます。株の譲渡による収入、第 1 8 款 繰入金は基金からの繰入、第 1 9 款 繰越金は歳出に伴う補正、第 2 0 款 諸収入は、財産区・土地改良区の選挙委託金収入であります。第 2 1 款 町債は、精査による減額をいたしております。 4 ページをお開きください。歳出につきましては、第 2 款 総務費では、2 4, 6 0 7 千円を増額し、第 1 項 総務管理費の 2 5, 3 3 4 千円増では、特に基金からの繰入を行い「みかど温泉」「塩入温泉」のお客さまの比較的少ない時期で、修繕工事を実施してまいります。第 2 項、第 3 項は、職員給料等の組替え等によるものであります。第 4 項 選挙費は、確定にともなうものであります。 第 3 款 民生費では、6 4, 5 5 8 千円を増額し、第 1 項 社会福祉費の 3 0, 0 0 0 千円増では、老人福祉費の福祉空間整備事業補助金と、広域連合市町村負担金が主なものであります。第 2 項 児童福祉費の 3 4, 5 5 8 千円では、保育所費のいろは保育園委託料が主なものであります。 第 4 款 衛生費では、6 3, 4 2 8 千円を増額し、第 1 項 保健衛生費の 1 9, 2 1 3 千円増では、合併浄化槽設置事業補助金
---------------	-----------------------	---

	町 長 議 長 谷森議員	が主なものであります。第2項清掃費の44,215千円増では、佐岡地区で行なっております「し尿収集の中継処理施設」の老朽化と、まんのう町全域での中継処理を行なうための改修を地元自治会との協議が整いましたので、合併特例債を活用して中継処理施設を改修するのが主なものでございます。 第6款 農業水産業費では10,643千円減額し、第1項の農業費11,905千円減では、県営事業負担金の減額が主なものであります。第2項 林業費1,262千円増では、塩入三野線改良事業費の増額が主なものであります。 第8款 土木費では、1,474千円増額し、第2項 土木管理費4,000千円の増では単独県費補助事業の追加であります。第4項 都市計画費4,726千円減では、下水道特別会計繰出し金の減額が主なものであります。第5項 住宅費2,200千円増では、測量業務委託料であります。 第9款 消防費では、2,000千円を減額し、防火水槽の工事費の減と自衛消防団の屯所新築助成金の増であります。また、防災対策費は財源の組替えであります。 第10款 教育費では、5,174千円減額し、第1項 教育総務費は職員給料等の組替えであります。第2項 小学校費では精査によるものと、仲南小学校校舎の耐震工事のための委託料を増額しております。第4項 幼稚園費は、幼稚園における親の子育て力向上推進事業等による増額であります。第3項、5項、6項は精査によるものであります。 5ページをお開きください。地方債の補正であります。それぞれ精査を行い、合計で26,000千円を減額いたしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 谷森哲雄君。 歳入と歳出で、歳入では国庫補助金ということで、福祉空間整備事業で2,500万、歳出で同じく2,500万、この分の事業の内容、それからですね、幼稚園における親の子育て力向上推進事業補助金とかこういうのが国庫からでとるわけですが、この分の事業の内容、それからですね、いわゆるあの、24ページですが、し尿、16ページにもこの分の関連が入っておるんですが、合併特例債を5,000万使って、し尿処理費の中で、工事請負費4,000万、委託料210万と、これはどのような工事をするのか、それとですね、17ページの企画管理費の中で、工事請負費1,857万5千円、これに工事関連の委託料も出ておりますが、それともう1点、27ページですが、学校建設費ということで、小学校施設整備費1,300万、これはどこの小学校でしょうか、以上お尋ねします。
--	-----------------------------------	--

議 長 細 川 セ ン ター室長	地域包括支援センター室長 細川憲志君。 失礼します。谷森議員さんの福祉空間整備事業補助金についてご説明申し上げます。 高齢者福祉計画に基づき、社会福祉法人の正友会において実施する認知症対応型通所介護施設及び認知症対応型共同介護施設、いわゆるグループホームの整備に対して、国より地域介護福祉空間整備事業等交付金が交付されます。市町村が申請主体となりまして、まんのう町の会計を通じて事業者に補助金として支出するものです。歳入、歳出の同額の2, 5 0 0 万を予算計上させていただいております。以上です。
議 長 齋 部 企 画 情報課長	企画情報課長、齋部正典君。 それでは17ページの企画管理費の中の修繕費、また建設工事関連委託費、工事請負費、このことについてご説明させていただきます。修繕費の方につきましては、琴南振興公社が管理しておりますエピアみかど、これが平成11年にオープンしてからこちら、ろ過機の操作盤に手動自動のスイッチがついてない。自動はあるんですが、手動スイッチが連動になっておる関係で、自動が止まると手動の方に影響が出るということがございますのでこれを直したい。エピアの給水ポンプのオーバーホール、7年が経過しております関係で、オーバーフローを考えております。それとエピアの屋外の水槽、タンクですが、これが露出で、また紫外線の影響でですね、グラスファイバーがもう散りかけているという状態ですので、これを塗装したいということでございます。後、みかど温泉の中の2階部分、2階と3階部分の間ですが、老朽菅が一部残っておりまして、その漏水を修理したいということでございます。また仲南振興公社の指定施設でございますが、中のふるさと研修館の畳替えを考えております。畳の縁が波を打っておりまして、来られた方がそれにけつまづいて転んだとか、たいへんちょっと状況がよろしくないもので、交換を考えております。塩入温泉のベランダの修理も考えております。健康センターのほうの流水マシーンが調子が悪くなりましたので、これも修理をすることを考えております。以上が修繕費の方でございます。後、工事請負費、建設工事の管理委託費は後にしますが、工事請負費の方ですが、これは美霞洞温泉とふれあいロッジでございます。美霞洞温泉の方は、屋上についております暖房用のボイラーの大きなものがあるんですが、耐用年数もだいぶ過ぎとるわけですが、この分の振動によりまして、最上階の階が音でうるさくて、宿泊客がですね、寝れないという苦情がございます。これによりまして、その防振対策工事を行いたいということと、ベランダ部分の陸屋根ですが、ベランダ部分のモルタル等が剥離をしております、漏水の危険性が出ているということを修理したいと思っております。またふれあいロッジでございます。仲南の塩入温泉の上にロッジ、ログハウスがございますが、これが平成7年に建設してからこちら、12年ほど今、経過しております。たいへん利用客が多いわけですが、さすがに古さが隠せずに、清掃等中の階段が穴が開いたり、手すりがぐらついたり、またエアコン等があるわけですが、これが音が大きくなり、たいへん宿泊客から苦情がきてい

齋 部 企 画 情報課長	ると。それとキッチン回り等がたいへん傷んでいると。というふうに傷みがたいへん大きくなったところを、最小限この機会に基金からの繰入をもって修理をしていきたいというふうに思っております。建設工事の管連委託料につきましては、工事請負費の約10%ほど予算の上では挙げさせていただいております。実際これは入札、設計業者さんの委託業者を決めた段階で、金額はここまではいかないだろうと思っております。それでよろしくお願い申し上げます。
議 長 加 見 教育次長	教育次長、加見重照君。 幼稚園の件ですが、幼稚園における親の子育て力向上推進事業、国庫支出金の87万6千円でございますが、この事業につきましては、学校等でやってございます家庭教育学級の幼稚園版と理解していただければ結構でございます。それぞれの幼稚園におきまして、年4回一応計画してございます。以上です。
議 長	他に質疑はありませんか。 環境保全課長、宮下一行君。
宮 下 環 境 保全課長	谷森議員さんからの、23ページのし尿処理費の中で、工事請負費の内容についてということでございます。工事請負費で4,000万、設計委託料で210万を計上いたしておりますが、これは町長の説明の中でありましたとおり、貯留槽がコンクリータンクが老朽化いたしまして、漏水の恐れがあるということで、今回急遽補正をお願いすることになりました。この分についての建築内容といたしましては、貯留層は20トンタンクでFRPのものを使用したいと考えております。また槽の脱臭等の装置も設置するようにいたしております、その装置と併せてその装置のところを建物で囲むということで、建物大体180平米ぐらいになるかと思いますが、鉄骨の建物を貯留層の上側へ付けようと思っております。そのところへは、バキューム車の駐車場としても活用していきたいと考えております。その工事費が4,000万円の計上でございます。その工事に伴う設計委託料が210万ということで挙げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長 谷森議員	谷森哲雄君。 今説明をいただいたんですが、いわゆる企画関係の方で美霞洞温泉とかエピアの修繕ですが、私、今回の一般質問でも質問いたしました、地元業者でできる工事があれば、ぜひ地元の業者に発注していただきたい。この点をできるかできんか、そういうような工事があるのかないのかお尋ねいたしますし、それと地元でできることであれば地元業者に発注するのかどうかお聞きお尋ねいたします。それからですね、いわゆる合併特例債を使う訳ですが、合併協議の中で合併特例債が使えるのは新町の建設計画と、新しくいろんなスケジュールでこういう事業をやります、こんなことをやりますと言うた時に合併特例債が使えると、こういうて私は理解しておるんですが、今回の見ますと、そうでないようなことで合併特例債を使うと、そういった場合に今後において、た

	谷森議員 議 長 齋 部 企 画 情報課長 議 長 栗 田 総務課長 議 長 大西議員 議 長 齋部課長 議 長	たとえばですよ、新しい事業、新町における新町による事業を展開するという時に、もう合併特例債使とるがと、こういうことも起こりうるのかなとおもて心配するんですが、この点、2点お尋ねいたします。 齋部正典君。 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。 地元業者を利用されるのかというお話でございますが、今回の工事、修繕、また工事請負で出す工事につきましては、現状では業者選定を行う、今の建設課といいますか総務課のほうで入札制度をやっていると思いますが、業者選定をもって業者を決めるという方向になろうかと思っております。極力金額的にですね、低いものに関しましては地元まんのう町内のエリアの中ですね、業者をもちろん決めていきたいとは思っております。 総務課長、栗田義郎君。 ただいまの合併特例債の話でございますけれど、原則的には新町建設計画に則って特例債適用となっております。ただ非常に特例債の適用も厳しくなっております。今回につきましても全部、県の自治振興課と事前協議をいたしまして、了解をいただいた分のみ今回挙げさせていただいております。ただ全体的な特例債は95億、6億ということでありますから、枠的には十分あるのかなと。そうすれば使うかどうかというのは別としてですね、そういうことでございます。以上でございます。 他に質疑はありませんか。 大西豊君。 先ほど、エアコンの修繕費入れとったけど、金額はいくらですか。 齋部正典君。 大西議員さんのご質問にお答えします。おおよそ300万ほどはかかるのでなかろうかという予算でございます。 他に質疑はありませんか。 (「なし」) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第10号については、会議規則第39条の規定により総務常任委員会に付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって議案第10号については総務常任委員会に付託することに決しました。
--	--	---

日程第 24	議 長	日程第 2 4 議案第 1 1 号 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町 長	ただいま上程されました、議案第 1 1 号 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案についてご説明申しあげます。 2 9 ページをお開きください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 5 , 0 2 2 千円を追加し、総額を 2 , 2 2 2 , 8 6 0 千円と定めるものであります。3 1 ページをお開きください。歳入では、被保険者の増加や、医療費の見直しにより療養給付費交付金の増額や、繰越金の精査等によるものであります。歳出では、保険給付費の増加や、償還金等によるものであります。 どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （「なし」） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第 1 1 号については、会議規則第 3 9 条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」） 異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。
日程第 25	議 長	日程第 2 5 議案第 1 2 号 平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算（案）の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町 長	ただいま上程されました、議案第 1 2 号 平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案についてご説明申しあげます。 3 9 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 5 万 4 千円を追加し、総額を 3 , 0 3 5 , 3 0 5 千円と定めております。今回の補正予算につきましては、精査を行なったことにより、それぞれの費目を増減いたしております。 よろしくご審議のほどお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
	議 長	

日程第 26	議 長	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第 12 号については、会議規則第 39 条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって議案第 12 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 日程第 26 議案第 13 号 平成 18 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 13 号 平成 18 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。 47 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を 320 万円追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 18 億 7679 万 4 千円と定めるものであります。まず最初にお断りを申し上げますが、今年、介護保険法の大幅な改正に伴い、制度の把握が十分でなく、本来支出すべき費目の適正な予算配分ができていませんでした。今回、実行予算に即した予算の修正を行おうとするものであります。第 2 款 保険給付費のうち 1 項 介護サービス等諸費で 1 億 172 万 3 千円の増額、2 項 支援サービス等諸費で 1 億 587 万 3 千円の減額、4 項 高額介護サービス等費で 1,200 万円の増、6 項 特定入所者介護サービス等費で 4,500 万円の増となり、増減はありません。次に、5 款 地域支援事業費についてでございます。1 項 介護予防事業費、2 項 包括的支援事業費・任意事業費において計画しておりました事業について、一般会計の老人福祉費の中で実施しております。生きがい活動、通所支援事業、デイサービス、給食サービス、在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給事業費と介護保険で対応可能な事業について、会計区分の変更並びに、項款の予算配分の変更を行おうとするものです。1 項 介護予防費事業で 1,270 万円の減、2 項 包括的支援事業・任意事業費で、1590 万円の増となります。歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の負担区分の変更及び利用者の一部負担金の予算計上に伴い、320 万円の増となり、介護保険特別会計 320 万円の増となり、介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は、320 万円の増となります。一般会計不要額につきましては、3 月補正について減額補正を行います。よろしくご審議のほどお願いいたします。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。

	議 長 谷森議員 議 長 細 川 センター室長 議 長 谷森議員 議 長	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 谷森哲雄君。 介護サービス給付費で約1億5千万減額しておるのですが、特に今までの説明では、介護予防が非常に大事だと、そうすることによって介護保険関係も非常によくなると、こういうような説明があったかと思いますが、この減額したのは、いわゆる、町長の説明の中で考えますと、一般会計の中でこういう介護予防サービス事業をしたために減額するのか、あるいはいろんな面で不十分でないかということで、実態に即した実行予算ということで、減額になったのかお尋ねいたします。 地域包括支援センター室長、細川憲志君。 失礼します。谷森議員さんの質問に対してお答え申し上げます。先ほど町長の方から申し上げましたように、制度の費目の歳出項目自体が、十分把握できてなかったということで、介護予防サービスがですね、施設サービスと居宅サービスの差とです、それから、介護予防サービスの54ページですけど、介護予防サービス給付費の1億4,994万8千円の減額しておりますけど、この分については、支出項目の把握の違いでございました。それで、包括的支援事業費の中で先ほど申し上げたデイサービスとかそういうのを当初、国の要綱に基づきまして予算計上しておったんですけども、実際支出できるものについては、一般会計で組んでおったものを介護予防特別会計に持ってくることによって、一般財源の支出が抑えられるということでございます。ですから介護予防サービスについては、当初思惑よりも今、計で3,500万円ほどに予算計上しておりますけれど、思たよりも支出項目の把握が十分でございました。 他に質疑はありませんか。 谷森哲雄君。 お伺いしておきますが、いわゆる介護予防というのは非常に大事でございますので、この介護予防事業、いわゆる要介護でなくして要支援と、こういうような方が大事なといわれておりますので、こういうような環境の下で、介護保険の運営とか事業を推し進めていただきたいと思います。以上です。 答弁はいりませんか。 他に質疑はありませんか。 (「なし」) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第13号については、会議規則第39条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。
--	---	---

日程第 27	議 長	これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって議案第 1 3 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 日程第 2 7 議案第 1 4 号 平成 1 8 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算 (案) についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	町 長	ただいま上程されました議案第 1 4 号 平成 1 8 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案につきまして、ご説明申しあげます。 5 7 ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入の組替えであり、地方債の補正を行なうものであります。 5 9 ページをお開きください。町債を 2, 6 0 0 千円追加し、他会計繰入金を同額、減額いたします。起債では、過疎債、簡易水道事業債をそれぞれ、1, 3 0 0 千円追加いたします。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第 1 4 号については、会議規則第 3 9 条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって議案第 1 4 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 議場の時計で 2 0 時 3 0 分ですか、1 5 分間休憩をいたしたらと思います。 休憩 2 0 時 1 5 分
日程第 28	議 長	日程第 2 8 議案第 1 5 号 平成 1 8 年度まんのう町下水道特別会計補正予算 (案) の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 再開 2 0 時 3 0 分 町長、栗田隆義君。

日程第 29	町 長 議 長 町 長	議案第 15 号 平成 18 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案について、提案理由を申し上げます。 63 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4,627 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 246,779 千円とするものであります。 補正予算の主な内容は、事業内容の変更等による補正であります。歳入面では、国庫補助金で 5,000 千円を増額、前年度繰越金で 3,935 千円を増額、消費税還付金で 1,122 千円を増額、一般会計繰入金で 4,750 千円を減額、町債の資本費平準化債で 600 千円を減額、諸収入の下水道公社助成金で 80 千円を減額しようとするものであります。また、歳出面では、下水道台帳整備業務及び変更認可設計業務の委託料で 1,600 千円を減額し、工事請負費で 4,300 千円を増額、水道管移設補償費で 1,600 千円を増額、起債利子の償還金で 327 千円を増額しようとするものです。 よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (「なし」) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第 15 号については、会議規則第 39 条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって議案第 15 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 日程第 29 議案第 16 号 平成 18 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 議案第 16 号 平成 18 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案について、提案理由を説明申し上げます。 71 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 44,208 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 112,416 千円とするものであります。補正予算の主な内容は、事業内容等の減等に伴う補正であります。歳入面では、事業費の減に伴い、分担金及び負担金、国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金で、26,280 千円を減額、また繰越金で 768 千円を減額、共済の特定地域生活排水処理事業債で 20,000 千円を減額、また雑入の消費税、還付金で 2,840 千円を増額しようとする
---------------	----------------------------------	---

町 長	ものです。歳出面では、工事請負費で４４，５００千円を減額、また施設管理費で、器具修繕委託に伴う委託料で１５０千円を計上、また使用料、還付金で１４２千円を計上しようとするものでございます。 よろしくご審議ご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
議 長	谷森哲雄君。
谷森議員	質疑ではないんですが、誤つとるところは指摘の必要があるんで、不備を町長の方から発言をお願いいたします。
議 長	町長、栗田隆義君。
町 長	お手元にご配布の説明書の中で、一部間違いがございましたので、訂正をしていただきたいと思います。申し訳ございません。 ７１ページをお開きいただきたいと思います。平成１８年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算ということでありました。その下に説明があります、まんのう町下水道特別会計補正予算（第１号）をまんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算というふうに改めていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。
議 長	他に質疑はありませんか。 大西豊君。
大西 豊	ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、これは個人の助成金の分ですか、それとも何か町の施設の関係の予算ですか、補正ですか。
議 員	
議 長	環境保全課長、宮下一行君。
宮下課長	ただいま大西議員さんから質問のありました件ですが、これは仲南地区で行っております市町設置型の浄化槽でございます。
大西 豊	市町いうことは、個人でなくして仲南、町の設置しとる分という意味ですか。それと、一般の家庭で合併浄化槽の助成金は入っていないわけですか。そこらへんも。
議 員	
宮下課長	なっておりません。
議 長	他に質疑はありませんか。 （「なし」） これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第１６号については、会議規則第３９条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。

日程第 30	議 長	これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって議案第 16 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 日程第 30 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	町 長	それでは、諮問第 1 号のご説明をさせていただきます。 人権委員は町より推薦をして、法務大臣より委嘱され、3 年であります。本町の人権擁護委員は琴南地区 3 名、満濃地区 5 名、仲南地区 3 名の 11 名となっておりますが、合併に伴い、人権擁護委員定数規定によりまして、平成 19 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで 8 名配置となります。それに伴いまして各地区で 1 名の減員といたしており、任期満了により平成 18 年 12 月 31 日から平成 19 年 8 月 31 日までに各地区 1 名減となります。 今回、同意をお願いいたしております人権擁護委員につきましては、滝口はなみ氏が平成 19 年 3 月 31 日任期満了になるため、再任として推薦いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。 諮問第 1 号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて、下記のものを人権擁護候補として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。
	議 長	住所 中通 1359 番地の 10 氏名 滝口はなみ 生年月日 昭和 18 年 3 月 30 日 でございます。 ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りいたします。諮問第 1 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって諮問第 1 号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑討論を省略して採決いたしたいと思います。

日程第 31 日程第 32 日程第 33 日程第 34	議 長	お諮りいたします。 ただいま議題になっております諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって諮問第 1 号(人権擁護委員候補者の推薦について)はこれに同意することに決しました。 日程第 3 1 認定第 1 号 平成 1 7 年度琴南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について 日程第 3 2 認定第 2 号 平成 1 7 年度満濃町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について 日程第 3 3 認定第 3 号 平成 1 7 年度仲南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について 日程第 3 4 認定第 4 号 平成 1 7 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について 以上、認定第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号を会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって認定第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町 長	ただいま一括上程されました認定第 1 号 平成 1 7 年度琴南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について、認定第 2 号 平成 1 7 年度満濃町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について、認定第 3 号 平成 1 7 年度仲南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について、認定第 4 号 平成 1 7 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算についてをご説明申し上げます。 平成 1 8 年 3 月 2 0 日に合併に伴い、平成 1 7 年度決算のうち、平成 1 8 年 3 月 1 9 日までの旧 3 町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出認定と、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から 3 月 3 1 日までの新しいまんのう町の一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算認定となります。地方自治法 2 3 3 条の規定により、監査委員の意見書を付して、議会の認定をお願いするものであります。なお、同号 2 3 3 号の規定による主要施策の成果報告、そのお目通しをお願いいたします。 担当室長より内部説明を行わせますので、よろしくお願い申し上げます。
	議 長	会計室長、平井義照君。

	平井 会計室長	平成17年度琴南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について、1ページをお開き下さい。一般会計歳入決算額24億1,836万9,126円、歳出決算額22億1,374万6,169円、歳入歳出差引残額2億462万2,957円となります。 続きまして97ページをお開き下さい。国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入決算額3億2,726万4,761円、歳出決算額3億4,669万286円、歳入歳出差引残額△1,942万5,525円、この不足額は、合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額1,942万5,525円となります。 続きまして117ページをお開き下さい。国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算額4,080万643円、歳出決算額5,570万8,989円、歳入歳出差引残額△1,490万8,989円、この不足額は合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額1,490万8,346円となります。 すいません、失礼しました。直診勘定歳入決算額4,080万643円、歳出決算額5,570万8,346円、5,570万8,989円、歳入歳出差引残額△1,490万8,346円、この不足額は合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額1,490万8,346円となります。 続きまして127ページをお開きください。老人保健特別会計歳入決算額4億7,555万9,561円、歳出決算額5億834万2,415円、歳入歳出差引残額△3,278万2,854円、この不足額は合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額3,278万2,854円となります。 続きまして137ページをお開き下さい。診療所特別会計歳入決算額1億2,613万1,197円、歳出決算額1億648万8,938円、歳入歳出差引残額1,964万2,259円となります。 続きまして147ページをお開き下さい。簡易水道特別会計歳入決算額8,808万1,183円、歳出決算額8,135万276円、歳入歳出差引残額673万907円となります。 続きまして157ページをお開き下さい。介護保険事業特別会計歳入決算額2億6,121万3,059円、歳出決算額2億9,357万3,656円、歳入歳出差引残額△3,236万597円、この不足額は合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額3,236万597円となります。 続きまして173ページをお開き下さい。訪問介護サービス事業特別会計歳入決算額552万9,714円、歳出決算額1,418万6,881円、歳入歳出差引残額△865万7,167円、この不足額は合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額865万7,167円となります。
--	------------	--

	平井 会計室長	以上が平成１７年度琴南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算となります。事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書のお目通しをお願いいたします。 認定第２号 平成１７年度満濃町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算につきまして、１ページをお開き下さい。一般会計歳入決算額４５億６０４万９，１７２円、歳出決算額４７億４，８４１万４，７４７円、歳入歳出差引残額△２億４，２３６万５，５７５円、この不足額は、合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額２億４，２３６万５，５７５円となります。 続きまして９９ページをお開き下さい。国民健康保険特別会計歳入決算額９億５，６３７万１８２円、歳出決算額１０億９，１６１万５，２６４円、歳入歳出差引残額△１億３，５２４万５，０８２円、この不足額は合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額１億３，５２４万５，０８２円となります。 続きまして１１７ページをお開き下さい。老人保健特別会計歳入決算額１４億６，５７５万２，２９９円、歳出決算額１５億６，７９４万１，６６７円、歳入歳出差引残額△１億２１８万９，３６８円、この不足額は、合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額１億２１８万９，３６８円となります。 続きまして１２７ページをお開き下さい。介護保険特別会計歳入決算額９億３，１０１万５，７０２円、歳出決算額９億３，７８７万９，４３９円、歳入歳出差引残額△６８６万３，７３７円、この不足額は、合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額６８６万３，７３７円となります。 続きまして１４３ページをお開き下さい。下水道特別会計歳入決算額７，５５３万１，２４５円、歳出決算額１億８，２８３万３，３８２円、歳入歳出差引残額△１億７３０万２，１３７円、この不足額は合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額１億７３０万２，１３７円となります。 続きまして１５５ページをお開き下さい。農業集落排水特別会計歳入決算額５７５万６，９３６円、歳出決算額３，５６７万６，２５３円、歳入歳出差引残額△２，９９１万９，３１７円、この不足額は合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額２，９９１万９，３１７円となります。 以上が平成１７年度満濃町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算となります。事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書のお目通しをお願いいたします。
--	--------------------	--

平井 会計室長	認定第3号 平成17年度仲南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について、1ページをお開き下さい。一般会計歳入決算額27億9,683万1,385円、歳出決算額26億3,922万5,116円、歳入歳出差引残額1億5,760万6,269円となります。 続きまして97ページをお開き下さい。国民健康保険特別会計歳入決算額3億4,378万2,384円、歳出決算額3億3,238万8,254円、歳入歳出差引残額1,139万4,130円となります。 続きまして115ページをお開き下さい。老人保健特別会計歳入決算額7億3,103万4,271円、歳出決算額6億6,258万4,821円、歳入歳出差引残額6,844万9,450円となります。 続きまして125ページをお開き下さい。介護保険特別会計歳入決算額4億3,903万1,144円、歳出決算額3億4,195万8,441円、歳入歳出差引残額9,707万2,703円となります。 続きまして139ページをお開き下さい。簡易水道特別会計歳入決算額1億4,954万8,657円、歳出決算額1億4,782万1,603円、歳入歳出差引残額172万7,054円となります。 続きまして149ページをお開き下さい。公共下水道特別会計歳入決算額5,025万7,505円、歳出決算額4,603万2,103円、歳入歳出差引残額422万5,402円となります。 続きまして157ページをお開き下さい。浄化槽整備推進事業特別会計歳入決算額7,279万5,121円、歳出決算額1億4,547万9,005円、歳入歳出差引残額△7,268万3,884円、この不足額は合併により生じた債務であるため、一時借入金充用額7,268万3,884円となります。 以上が平成17年度仲南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算となります。事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書のお目通しをお願いいたします。 認定第4号 平成17年度まんのう町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算について、1ページをお開き下さい。一般会計歳入決算額27億2,834万7,285円、歳出決算額20億1,151万9,180円、歳入歳出差引残額7億1,682万8,105円、翌年度へ繰り越すべき財源248万4,000円、翌年度へ繰越額7億1,434万4,105円となります。 続きまして100ページをお開き下さい。国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入決算額4億2,287万7,479円、歳出決算額3億1,694万3,083円、歳入歳出差引残額1億593万4,396円となり、同額が翌年度へ繰越となります。
------------	--

	平井 会計室長 議 長	続きまして１３１ページをお開き下さい。国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入決算額１，５７０万５，３０７円、歳出決算額１，５７０万５，３０７円、歳入歳出差引残額０円となり翌年度繰越額０円になります。 続きまして１３９ページをお開き下さい。老人保健特別会計歳入決算額４億２，６０２万１，１０１円、歳出決算額４億９１５万５，５７５円、歳入歳出差引額１，６８６万５，５２６円となり、同額が翌年度へ繰越となります。 続きまして１５４ページをお開き下さい。介護保険特別会計歳入決算額３億４，２１９万７，０９７円、歳出決算額２億１，３８０万６７５円、歳入歳出差引残額１億２，８３９万６，４２２円となり、同額が翌年度に繰越となります。 続きまして１８１ページをお開き下さい。訪問介護サービス事業特別会計歳入決算額８７６万４，８３１円、歳出決算額８７６万４，８３１円、歳入歳出差引残額０円となり翌年度繰越額０円になります。 続きまして１８９ページをお開き下さい。診療所特別会計歳入決算額３，４４０万２，１６３円、歳出決算額５４０万４，２８２円、歳入歳出差引残額２，８９９万７，８８１円となり、同額が翌年度へ繰越となります。 続きまして１９７ページをお開き下さい。簡易水道特別会計歳入決算額２，３２３万６，７４８円、歳出決算額１，３４７万８，１７４円、歳入歳出差引残額９７５万８，５７４円となり、同額が翌年度へ繰越となります。 続きまして２１２ページをお開き下さい。下水道特別会計歳入決算額１億１，８２３万４，４７７円、歳出決算額１億１，１３８万９，１５３円、歳入歳出差引残額６８４万５，３２４円となり、同額が翌年度へ繰越となります。 続きまして２２３ページをお開き下さい。農業集落排水特別会計歳入決算額３，１７５万５，０００円、歳出決算額３，１０４万６，８７１円、歳入歳出差引残額７０万８，１２９円となり、同額が翌年度へ繰越となります。 ２２９ページをお開き下さい。浄化槽整備推進事業特別会計歳入決算額８，０５１万６，３０９円、歳出決算額７，６２８万４，０３２円、歳入歳出差引残額４２３万２，２７７円となり、同額が翌年度へ繰越となります。 以上が平成１７年度まんのう町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算となります。事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書のお目通しをお願いいたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 質疑に入る前に平成１８年１１月１７日付で監査委員より決算審査の結果報告がまいっております。監査委員が議場におられますので、監査の報告をお願いします。 監査委員 黒木保君。
--	-------------------------------	---

黒 木 監査委員	監査の報告を申し上げます。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付された、平成17年度 琴南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算、並びに基金の運用状況、平成17年度 満濃町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算、並びに基金の運用状況、平成17年度 仲南町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算、並びに基金の運用状況、平成17年度 まんのう町一般会計歳入歳出決算及び同年度各特別会計歳入歳出決算、並びに基金の運用状況を審査した結果をご報告申し上げます。 去る11月2日、7日、17日の3日間監査委員室におきまして、平井会計室長出席のもと造田代表監査委員と私で決算の審査を行いました。 審査の対象は、関係帳簿、証拠書類であります。審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算及び書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。決算の計数につきましても関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。なお、基金の運用についても適正な運用がなされていることを認めました。
議 長	以上で監査の報告を終わります。 これをもって監査報告を終わります。 これより認定第1号、第2号、第3号、第4号の質疑に入ります。質疑はありませんか。
大西 豊 議 員	大西豊君。 こないだ議会で一般質問したんですけど、職員の助成金について、もっと詳しく教えていただきたいと思うんですけど、旧の満濃町では250万、琴南地区では70万という町長の答弁がありましたけど、具体的な内容を教えていただきたいと思います。
議 長 栗 田 総務課長	それとこの成果表には、満濃町の場合にはいったんですけど、琴南町の場合は成果表のどこ見ても見当たらないんで、どの項目に書いてあるかも教えていただきたいと思います。 総務課長、栗田義郎君。 大西議員さんのご質問にお答えいたします。 34ページをお開きください。この中で、旧の琴南町の総務費、一般管理費の中の19 負担金補助及び交付金の中の部分が、この職員会、互助会への方への負担金でございます。以上でございます。 34ページですね、19 負担金補助及び交付金、予算額が4,612万8,000円、支出済額が4,462万8,828円、この中の一部ということで70万ということでございます。成果表でありますとですね、2ページをお開きください。2ペー

総務課長 議 長 大西 豊 議 員 議 長 栗 田 総務課長 議 長 大西 豊 議 員 議 長 栗 田 総務課長 議 長 大西議員 議 長 総務課長 議 長	ジの一般管理費、カの町村会等負担金の266万の中に入っております。 大西豊君。 この内容について、決算認定でありますのでもっと詳しく、支払い時期とか主に使われた内容についてお知らせをいただきたいと思います。 総務課長、栗田義郎君。 大西議員さんのご質問でございますけども、今ここで、この金額の内訳は分かりません。ただ地方公務員法でうたわれておりますとおりの支出行為を行っておるということでございます。 大西 豊君。 決算認定でありますので、もっと詳しく、ここでは分かりません、後から知らせよか、ここでは分かりませんということはいきませんので、もう少し分かりやすく、琴南町が分からんのやったら満濃町だけでも、とりあえず時期、いつ頃の時期と、主に出しとる内容についてお願いします。 総務課長 栗田義郎君。 大西議員さんのご質問でございますけれど、確か前回の答弁も一般質問の中で答弁させてもらったと思いますけれど、大半は職員の研修費が、これは旧の満濃町でございますけれど職員の研修費が大半と、支出はたぶん、たぶんいかな、今は確認いたしておりませんので、申し訳ございません。 大西豊君。 それでは、これに関連して、今年度は出しとるんですか、出してないんですか。 総務課長、栗田義郎君。 今年度の、新しいまんのう町の分については、まだ支出は行っておりません。以上でございます。 他に質疑はありませんか。 (「なし」) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。認定第1号については、会議規則第39条の規定により、一般会計歳入歳出決算認定については総務委員会に、各特別会計歳入歳出決算認定については教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。
---	--

日程第 35	議 長	(「なし」) 異議なしと認めます。よって認定第 1 号については、一般会計歳入歳出決算認定については総務常任委員会に、各特別会計歳入歳出決算認定については教育民生常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。 お諮りいたします。認定第 2 号については、会議規則第 3 9 条の規定により、一般会計歳入歳出決算認定については総務委員会に、各特別会計歳入歳出決算認定については教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって認定第 2 号については、一般会計歳入歳出決算認定については総務常任委員会に、各特別会計歳入歳出決算認定については教育民生常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。 お諮りいたします。認定第 3 号については、会議規則第 3 9 条の規定により、一般会計歳入歳出決算認定については総務委員会に、各特別会計歳入歳出決算認定については教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって認定第 3 号については、一般会計歳入歳出決算認定については総務常任委員会に、各特別会計歳入歳出決算認定については教育民生常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。 お諮りいたします。認定第 4 号については、会議規則第 3 9 条の規定により、一般会計歳入歳出決算認定については総務委員会に、各特別会計歳入歳出決算認定については教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって認定第 4 号については、一般会計歳入歳出決算認定については総務常任委員会に、各特別会計歳入歳出決算認定については教育民生常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。 日程第 3 5 号 意見書第 1 号 森林・林業・木材関連産業政策の充実と国有林野事業の再構築に関する意見書(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 まんのう町議会議員 高尾幸男君。
---------------	------------	--

	高尾議員 議長	意見書第１号 森林・林業・木材関連産業政策の充実と国有林野事業の再構築に関する意見書（案）を別紙のとおりまんのう町議会会議規則第１４条の規定により提出します。平成１８年１２月１４日 まんのう町議会議長 山西 毅殿、提出者 まんのう町議会議員 高尾幸男 賛成者 まんのう町議会議員 藤田昌大 同じく三好勝利、意見書提出理由 森林・林業・木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成整備が停滞し、森林の持つ他面的機能が低下する実情にあります。また、産地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等安全安心の確保としての森林の多目的機能の発揮が期待されています。こうしたなか本年度、国において、森林・林業・基本計画が閣議決定されました。国において閣議決定された基本計画の着実な実行のため、予算確保、労働力確保、施策の確立、国有林野については地域振興に関する管理体制の確保など実現するよう意見書を提出するものであります。なお意見書本文の内容につきましては、お手元の配布の通りであり、長文でありますので、朗読を省略させていただきますが、地方自治法第９９条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、林野庁長官に提出するものであります。平成１８年１２月１４日 香川県まんのう町議会。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （「なし」） これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。意見書第１号については会議規則第３９条の規定により、建設経済常任委員会に付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」） 異議なしと認めます。よって意見書第１号については、建設経済常任委員会に付託することに決しました。 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。 次回は１２月２２日、午前９時３０分に本議場にご参集願います。 散会 ２１時３０分
--	-----------------------	--

		地方自治法第123条第3項の規定により署名する。 平成18年12月14日 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	---